

本所に蓄蔵せる枕木は米國產本邦產瓜哇產チーキの三種ありチーキは僅かに試験的に一萬本を購入したるに過ぎず其適否は尙未定に屬す又作て二種の鋼製枕木を使用せし事あり一種は別に軌條を帶東すべき方を要し他は狗釘代用の突出部二對を有し軌條を側方より右一對づゝの間に夾入するの法なるを以て軌條一本を換へんと欲すれば之れに連帶せる十三本の枕木をも動かさざるを得ざる不便の者なりしが二種共に七年間を経て之を檢せしに總重の一半を失ひたれば今日之を使用せず北消は乾燥地なるを以て本邦產の枕木にても平均七年間を維持するを得べし而して堅質なる栗の種類よりは稍軟質なる桂の類を以て適當とす本年本邦人との契約に係る者はカツラナラタの三種にして二十萬本なり別にコンクリート枕木を製造使用せり該枕木は輕便軌條の古き者二本を中心として其周圍を「コンクリート」にて固め狗釘を打込む部分には木片を夾入する設計にて單に停車場構内の一部分即ち機關車より轉落する熱灰の爲めに燒損し易き場所にのみ之を用ふ

又軌條は半年間に京張線に使用する者を合せて約一萬を自耳義國より購入せり其重量一噸八十五對度にして一噸の價七磅十六シルリングなり其試驗は龍動に於て施行し新河到着の上は他の線路材料と同じく我が曲尾技師再び其檢査を擔當せり京張線路中の難所たる南口に於ける百分三勾配線に使用する八十五對度軌條は長さ三十尺の者に限り中央部に間一呎十吋半を隔てゝ別に二個のボルト穴を有し之に一枚の挾接版を附着して軌條の異動なからしめ軌條と枕木との間には長さ九吋幅六吋厚

さ十六分の五吋にて狗釘孔を有する鋼版を用ひ枕木の破損を防止せり

第五 唐山工場及山海關造橋廠

機關假工場は始め皆各庄シキョウゴウに在りしが其後唐山に移轉し機關車、車輛汽鐘、其他の製作に従事す假工場は炭坑の附近にあり新工場は坑區膠服の爲め停車場を距る約一哩の地、に建設せり唐山には技術本部、汽車部工場經理部等ありキャンダー茲に駐留して鐵道全般を統轄し汽車部長亦工場を監督す本工場を記するに當り先づ第一に記載すべきは開平礦務局クワンヘイコウボクキョウにして開平探炭事業は實に關内外鐵路を胚胎せしめたる源山とす同局は英米獨佛清人を使用すと雖ども其多數は英人にして固より英國の勢力範圍と爲す本社は天津英國租界に在り礦坑は唐山及び古冶停車場附近約一哩の處にある林西の二個所にして其採掘量一日千五百噸之を上海香港漢口及揚子江流域一帶並に遼東滿洲に供給し汽船六隻を用ひて塘沽及秦皇島の集積地より輸出す秦皇島の棧橋と湯河秦皇島間の鐵道は同局の所有に屬せり坑夫は約六千人を有し一年の採炭額約六十萬噸と稱す唐山には許多の材料及び重要なる工場を有し百餘名の英國人居住するを以て英國は特に印度兵百人より成る中隊四個を置き英人護衛の任に當らしむ又唐山には石灰石及沙石を産出して鐵道に使用し線路バラスト等も亦此所より採收す團匪事變後は鐵道事業と分離し株式會社に變せり(第廿五章參照)又鐵路局、造橋廠は山海關に在

り橋桁其他線路用具機又遊家用鐵材等の製作に従事す

第六 線路の概況

關内線中の最急勾配は百三十五分の一にして最小曲線半径は一千呎なり又最短待避線は一千二百呎にして軌條は八十五對皮を用ひ通州より蘆台に至る迄之を布設し他は皆鋼軌平底「サンドパーク」式六十對皮軌條を使用す關外線中の最急勾配は二百分の一最小曲線半径は三千呎なり全線を四個の保線兼建設區域に分つ

第一區北京天津間(通州芦溝橋西沽の三支線を含む)本區關内の待避線は二十二哩にして大小橋梁六十六其總延長九千八百八十八呎なり線路は良好にして列車は一時間五十哩を駛走するを得北京塘沽間は複線なりしが關匪事變の時破壊せられたるを以て複線に使用せし軌條及鐵桁等は千九百三年關外に輸送して新民屯に使用せり

北京停車場は正陽門を隔て、京漢鐵道北京停車場と相對せり構内狹隘なるを以て豊台通州支線の起點となし白河と水陸連絡の用に供す然れども白河の水運は當時甚だ衰頹せるを以て通州支線は單に旅客の乗用を主とす通州城隍の南部に在る停車場を保通寺と稱す此地より約二哩半にして白河に達す即ち水陸の連接點にして河幅約百五十呎水深約六呎流速極めて遅緩なり豊台は京漢線蘆溝橋

に至る支線の分岐點にして汽車部の分工場を有せり

落窪楊村間には楊村大鐵橋外四個の橋梁を有し天津には二箇の停車場あり一は北端に位せる小停車場にして總督衙門を距る約一哩半俗に新車站と稱し他は南端各國居留地に接し天津車站と稱す袁世凱の意志は天津市を北方に膨脹せしめんと欲し新車站より延長二哩餘の支線を分岐し西沽貨物集散所を設置せり之を西沽支線と爲す

第二區天津山海關 本區間に於ける待避線は延長四十五哩橋梁百零八個其總延長一萬六千八百呎にして天津車站構内に保線並に建設事務所倉庫及汽車分工場あり

漢沽鐵橋は關匪敗走の際之を破壊し後聯合軍の手に歸して獨逸工兵に依り延長七百二十呎の假橋梁を建設せらる蘆台の繁榮は本鐵道の開通に依り著しき打撃を受けたれども破壊前には漢沽橋の範圍を爲せしを以て尙船舶交通の便を得たり然るに獨逸の木橋は徑間極めて狹隘なるのみならず水面より高さ八呎なりし爲め遂に船舶の交通を杜絶せり加ふるに河水干満の差は七八尺なるを以て船板と雖ども少しく貨物を積載せば滿潮の期を待つにあらざれば通過せず於是乎停車場に遠き蘆台市は全く水運の便を失ふに至り又此木橋も冬季流水の際は危険多きにより千九百四年新に鐵橋架設の工を起し翌年七月曲尼技師之を監督して終に竣工せり今の徑間二百呎二連回百呎一個回五十呎一個の者即ち是れなり此區間尙天津を始め各停車場本區の新造に着手し唐山には別に鐵路學堂を建築し略竣

工せり同學堂は英語に熟せる清人の子弟を選抜して官費生と爲し鐵道の技術を教授し卒業の後は之を鐵道に使用するを以て目的とす

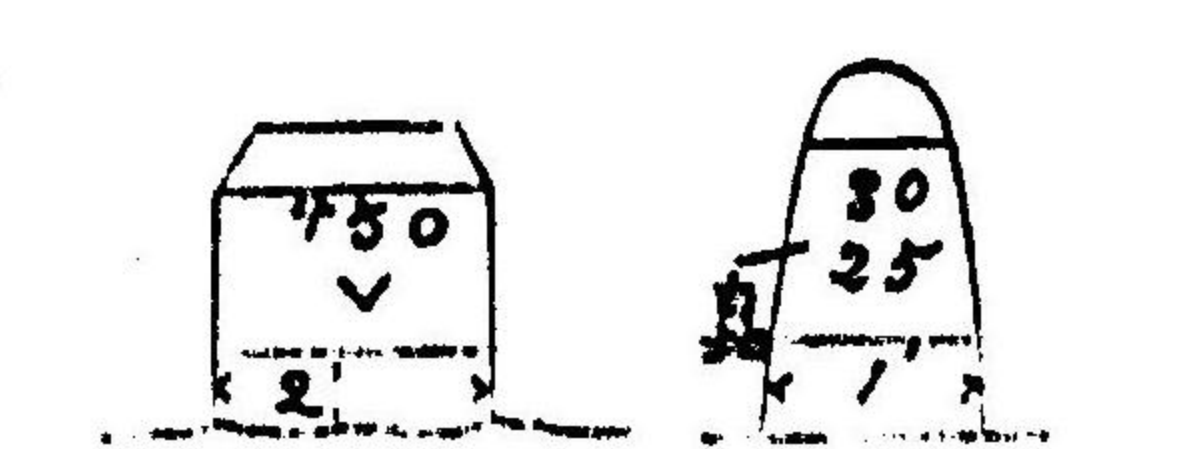
第三區山海關錦州間。本區間に於ける待避線は總延長十六哩にして橋梁大小百四十四其總延長三千四百呎なり

第四區錦州營口間。本區間に於ける待避線は總延長三十一哩にして橋梁四十一其總延長七千九十二呎あり大なる者は大凌河双台子二橋にして双台子橋は徑間二百呎一個六十呎五連より成り大凌河は一層長大にして百呎以上の徑間約十二個より成る(旅客列車の最大速度は一時間四十哩なり)

新民屯線は溝幫子を起點とし遼西豐饒の地を通過し延長六十八哩橋梁大小七十一其總延長三千六百四十六呎其最大なる者を廣寧橋とす團匪車變前溝幫子打虎山間に建築線を布設せしが其後之を放棄し千九百三年四月より再び工事に着手し山尼技師之を監督して改築せり又打虎山以北は清人技師之を監督し竣工せしむ

溝幫子は新民屯線の分岐點にして本停車場は長千二百呎幅七十五呎の狹狀轍又を以て營口よりの列車を其南邊に寄せ新民屯よりのものを北邊に接せしめ乗換客をして線路を横斷するの煩なからしむ又停車場内に車輛修繕工場あり關外線に使用する車輛の修繕に供す

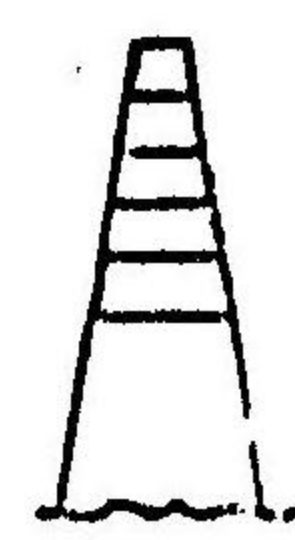
標示。關外鐵道に使用する哩程標は石造にして兩面に白地に黒を以て數字を表はし二千五百呎毎に



植立す即ち上圖の如くにして3025は起點塘沽より三十萬二千五百呎を示すものとす勾配表も亦石にて造り前方の勾配を白地にて黒を以て表はし450Vは四百五十分の一の下りを示し800は五百分の一の上りには水平を示すものとす哩程及勾配標は線路に面せしめず之れと直角に樹立せしめ進行列車上より見易からしむ橋梁標には盡く番號のみを用ひ概ね兩橋梁の前面なる左上部の一角に黒地に白を以て其番號を表出するか若くは其見易からざるときは哩程標と同形の石標を用ひ又橋桁橋に於ては其左方なる傾斜柱上に同様の標示を施せり



驛名標は木造の十字形柱にして中央には縦に漢字を以て驛名を書し左腕には英字にて之を表はし右腕には露人の多數が旅行したるを以て露字にて之を記し線路に直角に樹立せしむ又は前方の見易からざる切取内若くは曲線内等に入らんとする地點には路側之を汽笛標と稱し機關車は茲に來れば必ず汽笛を鳴らして前方を警戒す



使用せず現時の状態にありては踏切道にて充分にして其設置の必要を見されはなり

第七 工事の方法

線路選定。北清は多く渺茫たる平野にして地勢起伏少なく線路の選定は比較的困難ならず且つ天候の爲め困難に遭遇する事稀なりと雖も人智未だ開けずして十分鐵道の公益を認めず且つ墳墓崇拜の念深きが故に線路は務めて墳墓を避けざるべからざる傾向あり墳墓は我國の如く一所に集合せるに非ずして到る處に散在し富家の墳墓の如きに至ては殆んど之を如何ともする能はざるなり只貧者のものは金を與へて移轉せしむるを得大概一個の移轉料三兩より八兩とす

用地買収。に關しては何等の法律なく當局大官の手加減に依り地主と買収官吏と之を協定す若し地主の要求不當なるときは鐵路局は相當の價格を定めて之を買収す曠圃再三に及ぶ者あれば附屬して増給するのみ價格は荒地一畝(約我八十餘坪)六七兩より上等鹽田三四十兩に至る用地の幅員は地勢及線路の状況により差異ありと雖も築堤の高さ五六呎にありては概ね中心より左右に百呎づゝ即ち幅二百呎の地を買収す

土工。築堤は兩側の土を掘鑿して築築す故に築堤竣工せば其左側に深さ二三呎幅五六呎の低地を生じ爲に洪水の際には濁流發湧して線路の兩側を奔流するを見る然れども時日を経過するに従て地

盤平均し自然膏腴の地となるを以て相當の借地料を徴して之を農民に貸與す土工は概ね積負に付し切取坪一方(約我半坪)二十仙より三十仙位とす築堤基面は十八呎の定めなれども概ね二十呎位とし「パラスト」の厚さ十八吋半其頂幅十呎とし枕木の大きさは長八呎幅九吋厚六吋とす築堤は概ね複線の幅に築造す而して其中心間隔は十二呎六吋とし停車場構内に在りては十三呎六吋とす橋梁は幅間十二呎より六十呎に至るまでは鐵桁にして百呎は「ウツローレン」桁二百呎は「ブラット」橋桁なり左表の如し

全長	徑間	支長	高	重量
十五呎	十二呎	一呎六吋	一呎四吋	一噸四分の三
二十三呎	二十呎	一呎六吋	二呎	三噸四分ノ三
三十三呎九吋	三十呎	一呎十吋半	三呎	八噸
四十八呎六吋	四十五呎	一呎九吋	四呎六吋	十八噸
五十四呎	五十呎	二呎	五呎	二十一噸
六十五呎三吋	六十呎	二呎七吋半	六呎	二十五噸
百六呎三吋	百呎	三呎一吋半	十呎	四十四噸半
二百六呎	二百呎	三呎	二十呎	百三十五噸

築堤竣工を告ぐれば軌條を布設し橋梁の地位に遷れば迂迴して避け河岸に下り枕木及木材を使用し

て假橋を架し之を渡過して線路を前方に延長して橋梁工事に着手す工事終れば本線を此上に布設し迂迴線の兩端に接続せしめ然る後迂迴線を撤去す基礎は概ね杭打にして上に碎石を填充し其上にセメント混泥土を施し四十呎以下の橋梁にありては橋脚は概ねセメント混泥土を以て建造す橋蓋は三面切石を用ひ内部は混泥土を以て之を固む洪水多き地方の橋蓋は橋脚と同形にして只頂上にパラスト支障を有するの差あるのみ是れ速成と經濟との利あればなり眞鍮には緩勾配の土堤を築き其全面上に單に多數の捨石を敷布するに過ぎず然れども水深なる河流に建造する橋脚は壓搾空氣を用ひケーンを沈下せしむ我曲尾技師の監督竣工せし總督衙門前の白河橋海關道前の運河橋並に漢沽鐵橋の三橋脚は悉く此式を用ひたり

第八 機關車客車及貨車

北京蘆台間の客車用及貨車用機關車は前に述べたる如くなれども唐山山海關錦州營口間並に新民屯線にては六十對度軌條を使用せるを以て一軸の重量十三噸を限度とす多くの機關車は六輪速粘にして軸輪直徑四呎六吋汽笛十七吋衝程二十四吋軸汽壓一平方吋に百八十對度なり勾配の急ならざる線路に於ては此機關車は一時間二十哩の速度を以て牽引せり旅客列車は總てポギー式にして中心連鎖機を備へ宮廷車食堂車貨切車一三三等車あり宮廷車は皇室

及國寶並に總督の使用に供し一等車及食堂車には金箔若くは塵埃を止め易き彫刻裝飾物等は此國に在ては不必要なれば總て之を省きたり食堂車は車身五十六呎總長六十三呎にして一等車は此より少しく短かし而して是等の客車に使用する燈及温室の設備は列車の最後部に於ける郵便兼緩急車の後部一室内に備へ付けたる汽鐘及發電機並に温器より發送す二等客車は連鎖機上總長五十七呎外部の構造は一等車と同じく内部には木製の椅子を備へ付けたり三等は積年經驗の結果により製造したるものにて左右の兩邊に大戸を有し車内には一物をも備へず蔽ふに輕き屏風を以てせり支那人は旅行するには必ず寢具を携帶し荷物は身邊より離し盜くを厭ひ窮屈なる椅子に倚らんよりは寧ろ自己の荷物上に坐臥するを便とするを以て此設計を採用せり三等車を除くの外は皆貫通式にして前後の二方に戸を設けり

貨車は十噸運炭車を除き悉くポギー式にして二十噸並に三十噸車なり貨車は平底無蓋車の周圍の圍ひ板の高きものと低きものとの二種と別に有蓋車とあり而して此等に使用せる鐵材は原材の儘を用ひ鑄造若くは突縁工を施さず全部極めて牢固に構成し車輪及車軸には最優等の材料のみを選用せり旅客貨金は一哩につき一等六錢二等三錢七厘五毫三等二錢とす若力團體及外國兵等の輸送貨金は北都度本局に於て之を定め明治四十年春の如きは天津の次驛なる軍糧城より營口若くは新民屯迄苦力一人一圓と定めたり即ち一哩に付き約二厘の割合なり學生團體は常に半額と規定し局員の家族

も同じく半額とす特別貸切車にて内に厨房寝室及便所を有するものあり食堂車は北京山海關間に山海關營口間を往復せり然るに新奉線の還付と共に間線を本線とし溝幫子營口間を支線とせしにより食堂車は今後營口に至らずして奉天へ向ふべし

貨物輸送には斤量法と車法とあれど商人は多く車を借り之れに其限度に百三十三對度を超過せざる限度に於て種々の物品を積載す

第九 運送力の比較

太沽より塘沽天津を経て通州に至る白河の舟路は古來北清に於ける唯一の交通機關たり然るに太沽沙灘は常に其位置一定せずして廣さ七哩に達し外來の船舶は此に拘束して溯航を許さず干潮には洲體を露出し滿潮の際と雖も水深僅かに十二三呎に過ぎず故に吃水十一呎以下の船舶にあらざれば通過するを得ず若し夫れ十一呎以上の船舶の之を航進せんと欲せば數日若くは數週間を待ちて高潮に乗じ幸ふじて之を通過するを得べし十五呎以上の者に在ては全然溯上する能はず故に干潮内外の船舶は僅に白河を上下するを得べしと雖も太沽沖に在ては先づ其貨物の幾分を他船に轉載して船足を輕からしめ初めて進航す不幸にして風浪高き時は貨物並に乘客を他船に轉載する能はざるを以て風波の靜まるまで幾日にも沖合に繫留せざるべからず而して冬季三ヶ月間は結氷の爲め交通全く

杜塞す此狀態を救済して天津市場を發達せしむる者を關内外鐵路と爲す故に太沽沙灘が依然として現在の狀態に在る間は白河の水運は到底鐵道と輸送の競争を爲す能はず假りに太沽の沙灘は之を凌駕し得たりとせんも其通州に達する所謂白河は其曲折の數非常に多くして俗に九十九曲と稱する如く總距離百七八十里に及ぶべく順風順潮に乗するも其行程約七八晝夜を要し到底鐵道と比肩すべくもあらず彼の遼河の如きは沙洲及距離共に白河の如く甚しからず且つ貨物は悉く流れに従て下るを以て營口の繁華と遼河の輸送は鐵道の爲め影響する所僅少なるに反し白河の輸送物は其大部分溯航にあれば到底鐵道と拮抗する能はざるは明瞭なり往昔白河交通極盛の概況を一瞥したる者は彼の運鹽漕米船其他百貨を輸送する船舶の無數に繫泊し帆檣林立して殆んど河身を見る能はざりし盛況に一驚を喫せしならん而して一朝鐵道の開通と共に昔時の壯觀を拂ひ去り轉た今昔の成を生ずべきや勿論なりとす今試みに小蒸汽船を以て輸送の競争を爲さんとせんか汽船の速力は河岸を掃蕩して大なる損害を來すべきを以て自然之を制限せらるべく其積載量に於ても河幅の漸く狹隘なるに従ひ到底希望の重量を運搬する能はず故に一列車に八百噸を牽引する鐵道とは固より其輸載を争ふべからざるなり輸送上の比較關係は上記の如し只此に最も惜むべきは本鐵道輸送の無責任にして貨物の損害亡失及乘客死傷等に對して一切其責任を有せざることとす故に貨物の如きも其貨價を支拂ひたる後尙自ら之を積み込み自ら之を保管せざる可からず其不便不利實に名狀すべからざる者あり加ふる

に船路と鐵道の別なく苦力密くは鼠賊輩の貨物を竊取するは殆んど一種の慣習となりし者の如く現今到底之を豫防するの道なきに似たり故に鐵路局も近來大に見る所あり道からず手荷物並に貨物取扱の方法を改良すべしと云ふ

第十 有利の支線及輸送關係

新民屯線は已に完成し京張線亦漸次進捗し來り更に新民屯より法庫門に入り北方蒙古に通ずる鐵道も漸く起工の機運に赴かんとす即ち本鐵道は北奉天より東清鐵道に連絡し以て滿洲無限の生産を搬出すべく南は京漢線に依りて南清に接続す而して京張線は北門の鐵道に當り以て南清より蒙古に奔る故に南北物資の交換を自由ならしめ遠西方面に在ては營口及秦皇島より外來の物資を陸揚し新民屯及法庫門を経て蒙古の地方に輸送し蒙古の寶庫を開拓して世界の貿易に一新生面を開かしむべく日本蒙古間の貿易も亦此法庫門鐵道により大に發達する所あるべし

第十一 現在及將來の形勢

本鐵道の總資金額は五千萬弗にして英國三千萬弗清國二千萬弗の合資とす而して其營業費は約二百七千萬弗にして之を分類せば線路及停車場費六十五萬弗汽車費百萬弗運轉費二十五萬弗橋梁費二十

萬弗雜費六十一萬弗にして其收入は實に約七百萬弗あり又現在設備する所の車輛總數は左の如し

機關車	百十五輛	給水車	十輛
客車	百五十輛	土運車	三百輛
貨物車	千八十輛	制動車	四十輛
運炭車	七百五十輛	火藥車	二輛
バラスト車	四百輛		

運炭の必要に迫られて生じたる本鐵道は縱令不完全の點多しとするも今や漸く成長して北清に雄飛し之を千八百八十八年に比較し來らば實に多大の發達をなせり當時は延長鐵道に八十一輛機關車十四輛を有せしもの二十年後の今日は殆んど其八九倍に膨脹し百十五輛の機關車を有し延長六百哩に達せんとす而して更に進んで其成年期に推移すべし今後の盛衰は正に刮目に資すべくして彼の京張線を完成し法庫門線を布設するに至らば本鐵道は其双翼を張て内蒙古を包圍し優に交通の利益を騰斷すべく又南清より西比利亞を経て歐洲に至る一大幹線の樞要部となり或は我國より朝鮮支那印度を貫通して西歐に駛走すべき世界鐵道の一部となるに至るべし顯て之を政治上より觀察せば清國に於ける本線は滿漢二種を結合せしむる連鎖となり精神的に於ては南北の意志を疏通せしむる機關たるべきは疑を容れざるなり

第四節 白河及運河

第一 白河

一 白河の由来 白河は大運河の主要なる一部分にして北運河と稱せられ(天津より南を南運河と云ふ)六百年前北京が首府となりし以來八省漕運の衝に當り毎年三ヶ月間天津通州間船の上下頻繁を極めたりしが爾後運河次第に淤積し水量減少し交通不便を感ずるに至りしを以て道光五年(文政八年)江蘇省は海漕を試み咸豐三年(嘉永六年)には浙江省海漕を始め湖南、江西、安徽等の諸省も亦河漕を停め唯山東及河南の二省のみ河漕を繼續したり是より白河下流の海河(天津太沽間を海河と稱す)は之に伴ひて海漕の要路となり天津は茲に海漕河漕の咽喉を占むるに至れり而して一面には諸外國が款を通じ來津貿易するもの年に加はりしを以て清國政府は咸豐十年(萬延元年)紫竹林附近に租界地を定め家屋の建造を准せり爾來天津は内外の互市場となり汽船是れより天津に併上せり加ふるに同治十一年(明治五年)招商局設置後は實權は専ら其所有汽船によりて天津に漕運せられたれば海河の交通は益頻繁を加ふるに至れり尋で光緒二十三年(明治三十年)京津鐵道成るの後は諸省の糧糶は鐵道便に依りたる爲め天津以北の河漕は益然其跡を絶ちたるも天津に於ける貿易は

年々勃興し海河の交通日一日に頻繁となり以て今日の盛況を見るに至れり

二 白河の流域

白河の源流を沽河と云ふ濰外より來り西南赤城の東を廻り赤城河の稱を得て

獨石廳濰平縣より東南密雲縣を過ぎ西北白馬關(長城の一關門)河に合し白河となる。白河の名は遼の時代に起因せるが如し初め白嶼河と稱し遼の時白遼河と云ひ金に至り淑水と稱せり白河の名稱に關しては諸説紛々未だ孰れが真なるやを詳にせず或は黑河に對して稱すと云ひ或は兩岸白砂にして背草を生ぜざるを以て名づくると云ひ或は其流九十九折にして百に一を缺くが故に白字を用よと云ふ要するに白河は白馬關河に合する以前には此名稱なし白馬關河下流は沽河或は白嶼河と呼び外河又は北河とも稱す南下して密雲縣の西北を過ぎ潮河に合し勃海泉水水峪河及び黑城河を容れ懷柔縣に至り雁渡河を合せ順義縣に入り懷河を容れ南下して通州の北を逕流す通州に入りてよりは瀾河の稱ありそれより榆河と合して更に南流し康家溝より南下し來る北運新河と會し酒海の名を得通州より香河縣に入るや板橋口河及葉青店河を合し武清縣に入り河西路に至り南樂郷より下り鳳河と會し紅橋に於て子牙河を合せ次に東河を合せ天津市に至り海河左白河(御河)及右衛河(北河又は北運河)の三河相合し三岔河口となる海河は三岔河口より太沽口に至る迄の名にして白河の主要部なり

白河は全長百三十里白馬關河會合點より石塘樓迄三十五里石塘樓より通州南界(香河縣板橋口)迄二

十二里此より下流河面務迄二十二里河面務より天津迄二十五里天津より太沽迄二十五里とす其全流
域は一州一廳七縣に亘り支流を合すれば直隸の過半を灌溉す

三 白河の特質

(イ) 白河は北京を海より遠ざけ又海に近接せしめたり

白河は長城外一帯の諸高地より多量の土沙を運搬し渤海灣兩岸に沖積し天津附近一帯を陸地の一
部に變じたり天津附近の運河及び河淀に海抜以餘の殘存せるを以て其證と爲すを得べし斯くして
白河は北京を海より遠ざけ今尙間斷なく此作用を繼續しつゝあり

然れども白河は五十年前より汽船を收容し天津をして貿易港たるの資格を有せしめ且つ之が發達
に人爲の作用を受け運輸上北京を海に近接せしめたり今日に於て天津が貿易港として北清に牛耳
を取る所以のもの蓋し白河の賜に外ならざるなり

(ロ) 白河の形状及水害

白河は紆曲繁迴を以て有名なり河流に掛するものをして忽ち方位と地物との關係を識別するに苦
ましむ此屈折は時代を経て變化せしもの、如く今より數百年前軍糧城は河岸にありて海運屯糧所
たりしに現今は河岸を離るゝ一哩半に在るが如きは其一例證なり

白河は古來水害を沿岸に與ふること少からず降雨に際せば河水は溢出氾濫し沿岸忽ち變じて湖沼

となる最とも著名なる水害は今を距る四百三十七年前通州及張家灣等地方に被らしめたる水害に
して水を被りたる家屋二千六百六十戸漂損せしもの六千四百九十戸の多きに達したりと云ふ

(ハ) 水質及濁沙

白河の水は混濁甚しく濾過するに非ざれば使用すること能はず楊村より下流の井水は鹽分を含
有するを以て飲料には概ね白河の濾過水を用ふ其化學的成分は左表の如し

一「リットル」水中の含量(ミリグラム)

水 種	内 形 分	硫酸含量	アモニア	硝 酸	硝 酸	格 魯 兒	鹽 度 (千分)	浮 游 物
白河高潮時	六角〇	七五	少 量	無	無 量	二八	四〇五二	極 多 量
白河低潮時	一七五〇	一八	無 量	無	數 量	二八	八七六	極 多 量

備考
 一 本検査は明治三十八年七月帝國駐屯軍病院に於て行ひたるものなり
 二 鹽度とは少量より少量の
 三 浮游物は濁沙せる泥土にして之が爲め他物は明瞭する能はず

右河水を濾過したる水道水の性質は左の如し

水 種	成 分	清 濁	反 應	格 魯 兒	硝 酸	硝 酸	アモニア	鹽 度	硫酸含量	内 形 物
天津水	第一號	清 濁	中 性	一八〇	無	無	無	六〇	二六	三〇〇〇
天津水	第二號	清 濁	中 性	一八〇	無	無	無	六〇	二六	三〇〇〇
天津水	第三號	清 濁	中 性	一八〇	無	無	無	六〇	二六	三〇〇〇

潮沙は天津の上流七漕乃至十五漕に感應す河中に於ける高潮及落潮の差は天津にて三尺とす

(ニ) 結氷

白河は一年に二ヶ月半乃至三ヶ月間結氷し船舶の交通を杜絶す通常十一月下旬より結氷し二月下旬より解氷す其閉河は十二月下旬にして開河は三月上旬とす結氷の最厚度に達するは一月中旬にして其厚さ天津に於て一尺五寸に達し下流に至るに従ひ厚度を増加し本沽口は層々相疊して數尺に達す流氷は往々棧橋を破損す

此期間は橋を以て部分の交通をなす其速度は良好なる情況に於て一時間二里なり

四 河道

(イ) 河幅及水深

白河は通州に於て其幅約三百尺馬頭及河西務に於て約百七十尺王槐庄及漢口に於て百七十尺北倉に於て二百尺天津に於て百七十尺なり白河改修委員会は天津外國租界より下流を幅三百二十六尺(三百二十五呎)に規正せり白塔口より鹹水沽に至る間二百三十尺乃至二百七十尺にして更に下流新河附近より漸次増加して太沽河口に於ては六百六十尺となる

水深は通州附近に於て三尺乃至八尺馬頭、河西務間は十尺天津附近に於て十二尺乃至三十尺塘沽

に於て十二尺乃至二十二尺北碭裏に於て十三尺乃至十八尺なり白河改修委員会は天津より下流を十二尺以上に規正せり

(ロ) 流線及流速

流線は稍急峻なる一岸に偏し兩岸の状態等しき部分に於ては其中心に位す

天津太沽間に於ける測量の結果に據れば流速は平均三乃至四節にして五節に達することあり

(ハ) 河岸及河床

通州より下流は兩岸に堤防あり水面上河岸の高は春秋の候に於て三尺乃至十二尺の間にあり全河線運岸の工事なく唯天津市の一部にのみ之を見る岸上には曳船道あり
河床の土質は通州附近に於て含沙粘土にして沙量多く岩石は絶無なり河西務及楊村附近は北清獨特の輕土質にして乾燥せば灰塵の如し天津附近及其下流は含沙粘土なり故に河床は一般に泥土塊くして且粘質強く一地に氷く投鋪する能はず

五 太沽港

(イ) 一般の景況

太沽港は北清に於ける貨物の吞吐口にして白河を關聯して最重要地たり然れども港灣としての價値は絶無と云ふべし海岸は遠淺にして干潮の時は干溝二漕以上に及び白河々口より八漕許の沖合

に儲地を設く其間には沙灘あり且天然の障蔽なきのみならず何等人爲の施設を見ず是れ本沽港の狀態が人力を以て如何ともする能はざるに因るなり白河改修委員會の計畫に成れる工事の如き港灣としての改善を企畫するにあらずして儲地に違する水路を開鑿し並に爾後の浚渫工事に止まるものなり

(ロ) 沙灘の狀態

白河の吐出す泥沙は河口の外方に於て堆積し沙灘を形成す現今其長約四哩に延び水路を梗塞し毎年其水深を減じ最淺所は干潮の時一呎に達せず故に滿潮の時と雖も汽船の通過困難なり是を以て白河改修委員會は明治三十九年夏より工を起し新たに一水路を開鑿し爾來引續き工事を進行して良好なる状況に導きつゝあり新水路は舊水路の北位に當り現時は幅百二十呎を有するを以て船船は行速ひを爲し得べく水深は舊水路(水深三呎乃至十九呎)より三呎を増加するに至り汽船は概ね此新路を通航す

(ハ) 儲地の状況

儲地は舊沽より約十三哩北砲臺よりは東南約八哩の距離に燈臺船を碇置して之を標示す其位置は水深十八呎を有し底質は泥土にして投錨に適す是より陸岸に近づくに従ひ水深を遞減す天津港規則によれば沙灘の外郭より外洋三哩間を以て碇泊所と規定しあるも實際は範圍に制限なし儲地標

示の燈臺船は紅燈單橋にして黒球を冠す半分時毎に最大光輝を發する白色回轉燈を照せり燈高は水面上三十五呎晴天に於ける光達距離は十一哩とす又船の碇置方向を示す爲に日没より日出迄「フォールズグレイ」に一白燈を船欄より六呎の高に掲ぐ

(ニ) 潮沙の影響

本沽港の如く潮沙の輸送上に著しき影響を與ふるは他港に多く其比を見ず高潮の際は吃水十呎の汽船を僅に通航せしめ得べき水路も低潮には吃水三、四呎の小蒸汽船と雖も尙ほ且つ出入する能はざるなり故に河内に潮航せんとする船舶若し低潮に際會せば沙灘を通過する爲めに高潮時を待たざるべからず小蒸汽船及「ライター」の如きも潮量を見計らひて沙灘を通過し居れり
潮流は高潮後一時乃至二時に起り低潮後約四十五分乃至二時十五分に止む方向は上げ潮には陸岸に沿ふて北走し下げ潮には南走す流速は北砲臺の對面に於て最も大にして二哩乃至三哩なり沙灘を通過する狭水路を通過せんとする船舶は潮流の爲めに側方に押し流がるゝことあり

(ホ) 天候の關係

本沽港の狀態は前已に述ぶるが如く其儲地は風波の防障なき沖合にあれば此所に碇泊する船舶は荷役の際風波の甚しきに遭遇せば之を中止し手を拱して天候の恢復を待つの外策の施すべきなし清國苦力は雨天に勞働をなさざる習慣を有すれば降雨の際には高賃銀を給するも勞役に應ぜざる

のみならず何等設備なき雨中の作業は貨物濡潤の憂ありと雖も幸に北清の天候は七八月の雨期を除くの外は降雨甚だ罕に空気に乾燥せり而して茫々たる平野を控ふる大陸の常例として風塵常に起り時としては所謂紅塵萬丈日光を蔽ふことあれども家を倒し船を覆すが如き狂暴なる颶風は極めて少なし

風位は冬季は偏北風多く夏季は偏南風多し而して風向の變移急劇なれば航海船意外の變に遭ふことあり東南風は波高くして潮量を増し且高潮時を長くし西北風は波高比較的小にして潮量を減じ且つ高潮時を短くす

(一) 信 號

沙灘上を通過する船舶に最も必要なる時々刻々の潮量を知らしめんが爲め南砲臺上に潮信號あり又内外部燈臺船にても潮信號を行ふ其方法は圖の如し

(二) 水先案内

太沽には水先案内者の組合あり歐米人七名を以て組織せらる信號を掲ぐれば見張所にて之を認め直ちに來船す其料金は左の如し

鎮地塘沽間	吃水一呎に付	五兩
鎮地天津間	吃水一呎に付	九兩

六 交 通

(イ) 船舶の湖上區域及吃水の極限

白河水路中有益に利用し得る區域は通州迄とす而して太沽より天津までは最も有利なる水路にして貨物の大集散場たる天津に往來する大小船舶輻輳が如し天津が支那全國貿易港中にて常に輸出入額の第二位を占むるより考察せば其價値の如何に大なるかを想像するに餘りあり前に述べたる如く太沽碇泊船舶は沙灘通過の際潮沙の影響を被ひる甚だ大なりと雖も既に河内に進入すれば水深は低潮時の最少限尙ほ十一呎を有するを以て吃水十一呎以下の船舶は常に故障なく上下するを得べきなり天津通州間は貨物の河漕廢せられし以來水路は自然の成行に放任せるを以て沙泥淤積して著しく水深を減少せし個所あり水量充分ならざる時期に於ては頗る水運の利を阻碍し吃水二呎を越ゆるものは通航するを得ざるに至れり通州より上流は小舟を以てすれば百二十浬の牛欄山迄通航するを得水深は平水にては一呎を有すと云ふ

(ロ) 船舶の種類

(本書第六章第五節を参照すべし)

第二 白河改修及河口浚渫

白河の水路改修及十二呎乃至十二呎六吋の吃水船を天津外國租界に浜上せしむべき工事は十七年前に起りたる問題にして明治二十三年の洪水後時の直隸總督李鴻章は丁抹國技師「リンド」をして該河の實測を爲さしめ同年海關稅務司「デットリントン」は右に關する計畫を提議し學術上より河流の狀態益々不良ならんとするに先ちて之を實行すべしと説き又財政上よりも南洋に於て百萬兩の水災救助債を募集し新水路使用船舶に特別の噸稅を課し年賦を以て該債を返済する方法を具し且つ救助債を河流改修に用よるは將來の洪水を豫防するに在るを以て事實上他の目的に流用するものに非らずと附言せり然れども河流船舶の疏通は個人の利益を害すべしとの杞憂を抱ける地方官吏等の大に之に反對せしを以て遂に同氏の計畫は立消となりたり爾來年々河底に泥沙を游積し船舶の出入漸次困難となり明治二十九年三十年頃に至りては泥沙の游積更に甚しく水深僅に五六呎に充たざる箇所を生ぜり現に埠頭附近と雖も水深六七呎に過ぎず水利益甚しく汽船の航行愈困難を加へ來り天津出入の貨物揚卸しは全然與船會社の與船に依頼せざるを得ざるに至れり然れども與船の隻數は自ら限りあるを以て巨額の貨物を一時に運濟すること容易の業にあらざるが爲め此等貨物は沖合に停滯して其積卸に一週日以上を要せしことあり加之與船貨甚だ不慮にして日本天津間運貨の三割に當れり此

の如くして天津は白河に改修を加へざれば海との直接聯絡を維持する能はざるに至るべきを以て河道改修の陸續天津商業者間に起り尋で公使團の決議を經且つ直隸總督と商議の上海關道稅務司領事團其委員となり明治三十一年始めて河道改修に着手せり蓋し白河航行不便の原因は主として護岸の不完全なるが爲めに河岸の浸蝕作用劇しく泥沙の游積速かると及び河道の屈曲甚しきに依るものにして之が改良工事に要する經費を二十五萬兩とし直隸總督衙門より十萬兩を支出し別に英國居留地の保証に由りて香港上海銀行より十五萬兩の居留地債を起し(之を英國居留地E號債券と稱す)三年期償却期限を十年と定め又之が償却方法として海關稅の一步を課税すること、なし海關稅と共に之を徵收すること、し以て護岸並に河道改修工事に着手し工事進捗中國匯事件起りたる爲め止むを得ず之を中止せり且つ既成の工事も之が爲めに大に毀損せられたり

事件平定後白河改修の議再び唱道せられ領事團都統衙門稅務司等新に之が委員となりて再び其實行に着手して

第一 白河の現状維持

第二 白河改修工事

の二部に分ち第一項に對しては舊に團匪の毀損したる既成工事の損害賠償として九萬五千兩を清國政府より支出せしめ及都統衙門(三十五年天津還附後は總督衙門)より毎年六萬兩の補助金を交附し

て之に充て第二項の工事に對しては都統衙門に於て之に要する全費額五十萬兩の半部を負担し他の半額を各國事業者航運業者居留地及其他利害關係者をして之を負担せしむることとなし各國居留地保證の下に居留地債を起せり(之を白河改修會A號債券と稱す)然れども當時居留地として既に公共團體を爲せるものは獨り英佛二國あるのみ其他の居留地は名あるのみにして其實未だ整備し居らざりしを以て將來居留地の經營を完了したる後之が責を負ふべき約をなし英佛居留地は主として之が保證の責に當れり此二十五萬兩の居留地債に對しても亦前年の居留地債同様輸出入貨物に對し海關稅百分の一を課税したるを以て前附加税は之れが爲めに其稅額を二倍することとなれり

右の如くして意工事に着手し先づ天津區域の東端より其中間に遠する約四分の三哩の掘削并に之に連續して第二の掘削一哩十分一の工事に着手し翌三十五年七月及九月を以て右二ヶ所の掘削を完成し河道は之が爲めに四哩五分の二を短縮し且つ甚しき屈曲を見ざるに至れり尋で三十六年秋季に至り更に海關稅附加税を一分増徴して合計三分となし仍て新たに三十萬兩の債券(之を白河改修會B號債券と稱す)を發行して第三掘削工事に着手し翌三十七年七月を以て完成したり之が爲めに河道更に四哩を短縮せり

右三ヶ所の掘削工事の影響が若くは他の理由によるか知る能はざるも多年船舶の航行を障礙せし太沽沙灘の游積更に一層の甚しきを加へ之を開闢するに非ざれば航運業者の不便損失甚しきものあり

るを以て白河改修會は更に之が開闢をなすに決し太沽沖合なる淺灘に於て

深さ滿潮時	十三呎
幅	五百呎
長	約一萬呎

の開闢の計畫を立て其工事費四十五萬兩竣工後毎年の費額は保存工事經常費七萬兩乃至八萬兩臨時費一萬五千兩合計九萬兩にして又償金元利償却額は一ヶ年四萬五千兩合計十三萬五千兩を豫算せり右の案件を以て白河改修委員會は三十七年十一月十四日會議を開き沙灘開闢工事費調達の爲め從來徴收し來れる海關稅附加税を一分増加するの外間沙灘を通過する船舶は登陸噸數一噸に付き十五「カンダリン」(兩の十五厘)を又之を通過し得ざる船舶若くは之を通過せざるものは積卸貨物各一噸に付き同額十五「カンダリン」を課税すべき案に賛同を得るの目的を以て清國官憲北京外交團を動かさんことを當地領事團并に貿易業代表者に依頼すべしとの決議を爲したるに對し各航運業者は同會議に其代表者を列席せしめ得るの時機に達する迄は何等改修委員の要求に應せざることを各所屬領事に願ひ出たり

爾來本問題に對しては暫時著しき發展を見ざりしが三十八年六月に至り英國有力者は同工事の一日も怠惰に附すべからざるを思ひ工事費調達の方法として英國工部局資產中より二十萬兩を支出し尙

は二十五萬兩の債券を發行して合計四十五萬兩を融集し之を白河改修會に交附して工事の着手を促さんことを期し同月十四日の地主會議及び翌十五日の商業會議所の會議に附して共に其贊同を得た

實價運利子支拂及び竣工後の保存費等に充つる爲め

第一 輸出入貨物に對する海關稅の附加稅を増加すること

其稅率は貨物元價の千分の半即ち海關稅の百分の一にして其稅額一ヶ年三萬兩なり前年來白河改修費補填の爲め既に徴收し來れる額前後三回累加し茲に至りて海關稅の附加稅は合計四分となれり

第二 港内出入及沖渡汽船に對し噸數割を課すること

白河改修に關しては從來専ら貨物消費者に於てのみ其負擔を爲し居たりしが此に至り各航運業者をして沙灘開闢より生ずべき利益の報償として出入船舶に對し登簿噸數一噸に付き一メーム(兩の一錢)の賦課を承諾せしめんとしたり仍て招商局太古洋行關平積務局日本郵船會社漢儀亞米利加線印度支那航運會社の六航運業者は八月十八日左記條件協議の爲め會議を開けり

第一 沙灘を通過し得ざる船舶に對する特別課稅法

第二 工事設計に對する航運業者の協贊方法

第三 公約書に六航運業者の署名すべきこと

第一項は其原案に登簿噸數二千噸以上の船舶は積卸貨物の噸數に課稅すべしとあり然るに日本郵船會社所屬船及其他北清方面に來るべき本邦船舶の多數は登簿噸數概ね二千噸以下なるを以て此の特則課稅法適用外にあり且つ遠洋航海用にして比較的深吃水なるを以て沙灘開闢後と雖も到底之を通過し得べからず從て沙灘開闢の爲めに受くる利益は容易に沙灘を越へ得べき他會社所屬船と比較し得べきにあらざるに拘らず彼等と均一なる稅率を負擔するは不合理なるを以て獨り郵船會社に於ては原案に賛成するを得ずと抗議し稅率半減說を主張したり越えて九月に至り更に前掲六汽船會社の協議會を開き全然第一項に對する郵船會社の主張を容れ沙灘を通過せざる船舶は登簿噸數一噸に付き五「カンメリン」を支拂ひ若くは積卸貨物の實噸數に應じ一「メーム」を支拂ふことを得べしとの修正をなせり

右修正案中に噸數を制限せざりしは二千噸以下の船舶にして沙灘を通過し得ざるもの(主として本邦船舶の如き)に對し更に大なる利益となれるものにして單に登簿噸數各一噸に付き五「カンメリン」を課すべしとする時は僅かに二三百噸の荷物を積卸するに過ぎざる場合にも滿載したる場合と同稅額を賦課せらるべき結果に等しく現に郵船會社の北清航路線は牛莊を終點となし牛莊よりの復航には揚荷少なく其積荷としては概ね僅かに二三百噸に過ぎざるべきを以て常に此苦痛を忍ばざるを得ざるべし然れども單に後段の規定あるによりて此不補償なる負擔を免るゝを得るなり

越へて三十九年二月に至り六汽船會社に大阪商船會社を加へ右決議に基きて七汽船會社連書の書面を英國居留地會に提出して其協賛を得たるも航業者の提議に係る工事設計に對する協賛權及び協議會に關し白河改修委員會に於て若干の異議ありたるを以て更に各航海業者の會議を開き結局白河改修委員會の主張を容れて左の如く全部の協定を完了したり

太清の淺瀬を浚渫するに關し首途の經費として必要なる

四十五萬兩の公債募集計畫の條件

- 一、本公債は現存河川公債(B、M、C)公債及白河公債(A及B)が全く償却さるゝ迄は其一部分たりと雖も之を發行することなかるべし
- 二、二十五萬兩に達する公債は其貸付の日より一ヶ年七分の割合を以て一年兩度に其利子を支拂ふものとす右利子は白河改修委員により支拂はるべし殘餘の金額(二十萬兩)は第五條の約定に従ひ負債償却期日に至る迄一ヶ年七分の單利息法を以て積立置き其期日に達せしとき之を元金に加算し而して元金と見做すべし

三、(現行税の附加として)千九百三年四月六日土地私借人の特別決議により正當に許可を受け而して各國公使により其臣民の爲めに賛同を得て(右賛同は千九百三年六月三十日附在北京使臣會議

長男爵スデカウソより天津年長領事ヘルシーホフマンに宛てたる通信に含まれたるもの(一) 徴し來りたる貨物の従價税に付き既に其税の支拂はれたるもの又は支拂はるべきものに對し每一噸 $\frac{1}{2}$ を算する税金は公債貸付の日と同時に之を徴收するものとす

四、海港と貿易する船舶に對し一航海互に每一登降噸に一錢の税金を左の條件に従ひ貸金貸付の日と同時に徴集するものとす

(A) 淺瀬を通過すること能はざる船舶は其正登降噸數に應じ一航海互に一噸に付き五分を仕拂ふべし都合により船舶の揚陸若くは搭載貨物に對し一噸一錢の割合を以て之を仕拂ひ得るものとす

(B) 議會及天津商業總會議所は船舶税を以て太清の淺瀬に來る諸船舶により仕拂はるべき普通港務税と認む而して會議は税金支拂を保證(爾後之を保證書と稱す)するが爲めに船積會社がなしたる必要な證書及契約書に對し署名人と一致し船舶所有者が保證書の不完全なるに乘じて署名人に不利を與へんとするを防止するが爲めには天津商業總會議所と協力してあらゆる手段を用ふべし

(C) 淺瀬改正事業に關する白河改修委員の專門的計畫及順序は委員會によりて採用され實行さるる以前に保證書の署名人に賛同を得る爲め之を通牒すべし而して其後工事の成る有形上の變更

若くは計畫及順序に付變更することあるときは又前記署名人の賛同を得るの必要あるものとする

(D) 該保貯書は七箇の重立ちたる地方船積會社によりて署名せらるべし

(E) 九名より成立する一階間會を設立すべし即ち土地私借人及び商業總會議所より代表者三名船積會社より三名白河保存委員より三名を出し淺瀬工事の繼續若くは中止に關する重要問題を決する爲めに四名の賛同者ありたるときは集會合議するものとす然れども此場合に於て船積會社の保證書署名人は保證書により保證せられたる税金の仕拂を中止し若くは淺瀬税金により保證書所持人に與へられたる保證に不利なる步調を採ることを許さず

五、第三及第四條に規定されたる税金及諸費は負債償却の皆済期迄徴集さるべく而して第六條に規定されたる利子及此より生ずる所得は第六條の規定に従ひ第一二十五萬兩の貸金の利子支拂第二淺瀬工事の必要に應じ第三貸金の殘金二十萬兩の金額に對する重加利子を減少し若くは白河改修委員が適當と認むる他の件に向ひ支出するものとす

六、前記河川負債が終に償却されたる時は現行諸税及諸費にして前記河川負債の權内に隸屬するものは繼續さるべく其所得は第三及第四條の規定に従ひ今後徴集さるべき諸税諸掛の所得と共に第一及第二條に記載されたる新確定資金(乃ち四十五萬兩及び二十萬兩に對する重加利子)若くは時々未済に殘留する其殘分に對し一ヶ年七分の割合を以て利子を仕拂ひ第二淺瀬工事の必要に應じ第

三前記新確定資金の償却に充てらるべし

七、公債發行後若くは其一部分貸付の後前記規定又は其内の或條項を廢止整理即ち變更するの必要ある場合發生したる際には會議は土地私借人及船積會社の同意を得て公債證券所有者の集會を招集し該集會の多數決により有利と思考さるゝ通りに其條件を廢止整理即ち變更することに一致すべし但此多數なるものは其際發行されたる該證券の七割五分より少からざる代表者を云ふ

八、第六條に豫定されたる償却後は淺瀬改良を繼續する毎年の費用は均等と思考さるべき比例を以て海港貿易及船積會社に負擔せしむべし

第三 運 河

天津市に於て銷運する内外鉅萬の貿易は其水路と至大の關係を保ち關内外鐵道並に京漢鐵道の全通せる今日と雖も水運は依然として盛に行はれ天津貿易の大多數は皆此水運に依りて集散せり其天津を中心として總漕する水路は左の四河流とす

南運河 ナニウンガハ 山東、河南兩省に通ずるもの

運河本流

衛河本流

北運河 (白河) 通州より直隸北邊密雲縣に通ずるもの

西河 保定を中心とし河南、山西及直隸の北部に通ずるもの

子牙河

永定河

兩淀諸水 (淀河)

東河 (金鐘河) 蘆台に通ずるもの

以上の四水路は天津市の北部なる紅橋及東部なる三岔河口に於て合して一河となり太沽に至りて海に注ぐ之を海河即ち白河の本流となす由來平原を流駛する河流の特態として其支流分流の如きにせりては變遷常なく一旦雨水暴漲して本流の河岸を潰失すれば昨日の平原は忽ち化して河流となるの觀あり遙く古代に遡りて更に詳密の調査を爲さば恐らく本流と雖も尙此奇觀を免れざるべし故に茲には務めて最近の流域を叙するを以て主とし以下各河を分説すべし

一 南運河

南運河とは北運河との對稱にして普通大運河と稱し又衛河と稱す衛河は其源を河南省衛輝府の北に發し山東省を経て臨濟州の北に於て運河に接す故に此稱あり

大運河は隋の煬帝が大業年間の開鑿する所にして天津より浙江省の杭州府に通ず其總延長は約一千四百哩にして世界無比と稱す元時代大に之を修鑿して漕運を便ならしめ明の永樂十三年始めて南河より北京に至る糧餉貢米を輸送し爾來清朝も亦此法を取り堤防修鑿に怠らざりしが近來上海天津間に於ける汽船航運の開けてより糧米の輸送は海路に轉じ隨て改修工事も漸く閑却せられ河床の梗塞は次第に増加するに至れり即ち運河の中部たる臨濟州より東昌迄は全く用を爲さず遂に南北の交通を杜絶するに至りたれども天津より山東省の德州迄は河幅百間乃至百五十間水深五尺以上を保ち最減水の時と雖も四尺餘を存して優に航行に便ならしむ但流速の他川に比して稍緩慢なるが爲め冬期の結氷は最も速かなり

今試みに運河の經路を示せば左の如し

北部 臨濟州より衛河に合し天津に至る

中部 江蘇省の揚子江以北揚州淮安を経て湖中に入り濟寧東昌を経て黃河を横ぎり臨濟州に至る

南部 揚子江以南鎮江、常州、蘇州、嘉興を経て浙江省の杭州府に至る

南部と中部とは天津との關係僅少なるを以て之を略し茲に少しく北部の經路を説く可し

北部即ち臨濟州より天津に通ずる運河は開鑿せるものにあらず全く衛河の本流に由れり衛河は臨濟

西運河は源流頗る多し磁河保定河運河水拒馬河其他幾多の分支流を合せて天津の西方に於て子牙河と會し西河となり紅橋より白河に入る

以上の三大水中水利あるは子牙の本流にして即ち河南山西の兩省域に達する一半及び永定の本流の關外に至る一半なり東流、西流を経て保定に達する約百十里は常に舟楫の利あり天津保定間に於ける貨物の三分の二は此水路に依れり目下天津新停車場より約一哩三分の一の支線を分岐して此西河口に達せしめたるは軍事上の見地より水運の連絡を保ちたるものにして以て其重要點たるを知るべし

四 東 河

東河 即ち金鐘河は天津蘆台間の水路にして白河と北塘河との中間を開闢したる運河なり同治十三年之を疏通せしめ光緒十九年更に之を修築す延長約二十三英里行程約一日とす北塘河は其源を長城界に發し諸川を合せて蘆台に至り金昌河と合し北塘より海に入る金昌河は蘆台より分れて天津縣界に入り終に白河に注ぐ

東河の水路は其幅甚だ狭く十五間内外にして水深三尺乃至四尺に満たざれば航舟は特種の製を用ひ之を牛舌船又は槽子と云ふ舟楫を牛舌の如く丸くし舟尾は直線なり二艘を連結して航行せしむ吃水

淺きを以て貨物を滿載するも一尺四五寸に過ぎず蘆台北塘と天津間の重要な水路なり

五 河道事務

直隸省内及び其源流たる山東河南兩省に跨る河道水利の事務は直隸總督之を總轄し天津河道間は天津に在りて天津附近の河務及び南運河を管し永定河道は固安縣にありて永定河を管し通水道は通州にありて北運河を管し清河道は保定に在りて西河を管し大順廣兵備道は大名府に於て河務を兼ねて衛河の上流を管し其下に幾多の屬僚ありて各河務を分掌す水路の修繕費は定額ありて總督より支出せり

第五節 船 舶

天津附近の運河並に各河川に於て使用せらるる支那船は其種類甚だ多し今其重要なもののみを擧ぐれば左の如し

- 一、 河 船
- 一、 槳子船

裝飾を美にして客船に用ふ

一、乍拉船

同上及貨物の運送に用ふ

一、自買船(麻船) 長六十尺乃至百二十尺幅十尺乃至十五尺吃水三尺乃至四尺積載量五萬斤乃至十萬斤

至十萬斤

一、船子船 長三十五尺乃至八十尺幅八尺乃至十二尺深二尺五寸乃至四尺五寸吃水二三尺積載量一萬五千斤乃至八萬斤

一萬五千斤乃至八萬斤

貨客船なり重もに南運河及北河に使用せらる

一、拖備船

一、韓牛船 長八十尺幅十五尺深五尺五寸吃水四尺五寸積載量七萬斤

南運河の長距離に用ふ

一、牛舌船 長三十尺乃至八十尺幅六尺乃至十二尺深二三尺吃水一二尺積載量一萬斤乃至五萬斤

船子船とも云ふ二個の船體を合したるものにして重に東河に用ひらる屈曲せる狭き溝渠等に使用するに便なり

一、碓頭船 長四十尺幅五尺深三尺吃水二尺五寸積載量二萬斤

重に渡船に用ふ

一、西河對 長五十尺幅九尺深四尺五寸吃水三尺三寸積載量三百五十石

西河に使用す槽子船と略同じけれども此船には積荷口を有する甲板あり

一、西河單船

西河に用ふ槽子船の一船體を取り放ちたるものなり

一、上河煤船 長八十尺幅十二尺乃至二十尺深四尺吃水三尺三寸積載量九萬斤

御河に用ふ石炭運送船なり

一、太平船 長五十尺乃至九十尺幅十尺乃至十五尺深四五尺吃水二三尺積載量一萬五千斤乃至八萬斤

萬斤

即ち南船なり小形なるを小太平船と稱す船子船に類似す多く南運河に使用す貨客船なり

一、小楸船 長八十尺幅十尺深四尺吃水三尺五寸積載量五萬斤

一に芻割と曰ふまとして貢米を運漕す

一、改造船 長五十尺乃至百尺幅十二尺乃至十五尺深四尺乃至六尺吃水三四尺積載量六萬斤乃至十萬斤

十萬斤

河割改とも云ふ

一、炮刺子 長三十五尺幅八尺深二尺

官船にして運兵の爲に備へ運河に使用する

- 一、標船 長三十五尺乃至五十五尺幅七尺乃至十一尺深一尺五寸乃至三尺吃水一尺三寸乃至二尺五寸積載量一萬九千斤乃至三萬五千斤

西河北河御河に用ふ常に武器を備へ赤旗を掲げて他の貨物船を護衛す

- 一、糧船 長五十尺乃至百尺幅十尺乃至十五尺深四尺乃至六尺吃水三四尺積載量五萬斤乃至十萬斤

南運河に使用する船あり

- 一、馬槽 長二十二尺乃至四十尺幅七尺乃至十尺深四尺乃至六尺吃水三四尺積載量四千乃至一萬三千斤

貨物運搬に用ふ

- 一、大船板 長三十二尺幅八尺深五尺吃水三尺積載量四千斤 貨物の運搬に供す

- 一、小船板 長二十尺幅五尺深三尺吃水二尺積載量千斤

重に交通用に供す到處之を見ざるはなく其數甚だ多し

海 船

- 一、海渡船 長六十尺乃至百五十尺幅十五尺乃至二十四尺深八尺乃至十七尺吃水五尺乃至十二尺 積載量三十萬斤乃至六十萬斤

- 一、沙船 長五十尺乃至百四十尺幅十尺乃至二十尺深六尺乃至十四尺吃水四尺乃至十尺積載量二十萬斤乃至五十萬斤

- 一、登收船 長五十尺乃至百三十尺幅九尺乃至二十四尺深六尺乃至十四尺吃水四尺乃至十尺積載量二十萬斤乃至五十萬斤

以上三船は近海の航行に堪ゆるものにして重に南洋及北洋より來る太沽附近には之を有するものなし

- 一、改巧船 長六十尺乃至百四十尺幅八尺乃至十八尺深六尺乃至十二尺吃水四尺乃至八尺積載量十五萬斤乃至二十八萬斤

もと太沽附近に多かりしも小蒸汽船「ライター」出でしより漸次減少し現今其數甚だ少し

- 一、鹽船 長百尺幅十五尺深七尺吃水五尺積載量二十四萬斤 重に鹽の運搬に用ふ

以上二船は沿岸の航行に堪ゆるものなり

河船は船形扁平にして一本の櫂を有し幅狭く船長し是れ吃水を深からしめざる用意の致す所なり

海船は兩舷高く吃水深く首尾著しく向上し橋は二本乃至六本あり風波に抵抗し得る如く構造堅牢なり

支那船の正確なる隻数を調査するは頗る困難にして清國官衙にては符て之を調査したることなし唯左に掲ぐる所の各鈔關に於て交附したる船照數によりて稍々其實數に近きものを知るべきなり船照とは我邦の船照札に相當するものにして船舶を運轉するには必ず此船照を受領せざるべからざるの規定なり

輸 送 通 交

等級	春 期			秋 期			計
	光緒二十八年(明治三十四年)	光緒二十九年(明治三十五年)	光緒三十年(明治三十六年)	光緒二十八年(明治三十四年)	光緒二十九年(明治三十五年)	光緒三十年(明治三十六年)	
一等	一四三	一〇二	一四三	二二	二二	二二	二二
二等	一七〇	一〇八	一四六	二五	二五	二五	二五
三等	二四八	二七九	二八二	二八	二八	二八	二八
四等	一四七	二四四	一五六	二二	二二	二二	二二
計	六五二	七〇〇	七二六	九六	九六	九六	九六

表中の等級は大小を區分せるものにして鈔關に於て規定せる等級區分に基きたるものなり即ち左の如し

- 一等 十四尺七寸以上 百五十噸

- 二等 十二尺七寸以上十四尺 七十噸
- 三等 九尺七寸以上十二尺七寸迄 四十五噸
- 四等 七尺七寸以上九尺七寸迄 四十五噸
- 五等 六尺以上七尺七寸迄 二十二噸
- 六等 六尺以内 二噸

一、丈量は船舶の最廣部に於ける支那木尺を用ふ日本尺より少し短かし
 二、噸數は推測に據る平均噸數なり

河川内に於ける船舶の移動は貨物の集散季節と相關するものにして貨主は水運の利多き時を運み貨物の輸送を計るを以て春季解氷後及び夏季降雨後即ち水盛多き時期は船舶の往來最も頻繁なる季節なりとす此季節以外にありては水量減ると共に大形船舶の航行不可能なるを以て河川を航行するものは唯中以下の船のみとなるなり又沿海を航行して白河に入口する南洋「ジャンク」及北洋「ジャンク」は海上風波の成少き季節を以て來泊多き時期となす
 天津に出入する船舶の大小關係並に各運河を往來する船舶の等級を示せば左表の如し

輸 送 通 交

明治三十九年中天津鈔關各局を通過したる船舶等級表

入	出						合計
	一等	二等	三等	四等	五等	六等	
南門分局	1	1	1	1	1	1	6
北門分局	1	1	1	1	1	1	6
東門分局	1	1	1	1	1	1	6
西門分局	1	1	1	1	1	1	6
北門分局	1	1	1	1	1	1	6
南門分局	1	1	1	1	1	1	6
計	6	6	6	6	6	6	36

又沿岸航行の「リヤンク」が太沽を通過したる隻数は明治三十九年に於て入港一千六百四十七隻出港一千六百六十九隻なり(本書第十六章第二節第三項沿海民船貿易の條を参照すべし)

支那船の速力は風位風力並に潮流の關係に依り遅速の度著し風無きの日は漕平挽曳手の多少及び搭載量の如何により其速力を増減するは勿論なれども通常の状態にありて天津太沽間の航行に費す時は往復各二日間なり不良の天候に遭遇するときは二三倍の時日を要す天津通州間は通常下航に三乃至四日溯航に四乃至五日を要す而して天津太沽間は主として風潮を利用し稀れに漕曳二力を併用す天津通州間は風力を利用するの外溯航は主として挽曳によるなり

太沽港に碇泊せる汽船より貨客の陸揚搭載に使用せらるゝ小蒸汽船及「クイター」の現在数左の如し

船種	大	ヤ	積載量	吃水	速力	挽曳力	隻数	備
太沽デッチエニヤ クイター(船公同)	小蒸汽船 長百二十尺 幅二十五尺	五	二百噸	五呎九寸	六節	五節	一四	此船機軸付ケアル モノ 二十一隻
ハタフイルド ンドスロイヤヤ社 (太古洋行)	小蒸汽船 長百二十尺 幅二十五尺	五	二百噸	五呎	六節	六節	一四	
支那航運會社	小蒸汽船 長百六十尺 幅二十五尺	三	二百噸	八呎	七節	五節	一	
グエムン(廣龍公同)	小蒸汽船 長百二十尺 幅二十五尺	二	二百噸	六呎	七節	五節	二	
計	小蒸汽船 長百二十尺 幅二十五尺	一	二百噸	六呎	七節	五節	五八〇	

「クイター」は専ら太沽港碇泊汽船の貨物積卸に使用せらるるものにして當港に於ては實に必要不可欠の輸送機關たり其大さ凡そ二百噸乃至八百噸にして倉庫船の性質を具へて自動力なく曳船の力を要するが故に不便の點なきにあらずと雖も船體大なるが爲め風波甚大なる時を除くの外は荷役を中止するの要なく低潮の中に轉載を了り潮位之を許すに至れば沙灘を通過して塘沽若くは天津に到り

て陸揚を爲すなり本東第四節第一項に述べし如く太沽港の備地は風波の障蔽なく沙灘は低潮の時に於ては小船と雖も通過する能はず加ふるに碇泊汽船と陸揚點との距離大なる等諸種の故障あるが故に内地の解舟又は支那船を用ひて貨物を積卸するは全く不適當なりとす若し此の如き解舟を用ふる時は風波多き當港にありては荷役を中止せざるべからざるの且甚た多く且つ沙灘の障蔽と距離の長遠とは一日一回以上の使用を許さざるを以て搭載力微弱なる解舟は頗る多數を準備せざる可からざるの不便あり殊に天候急變して不穩の状態に陥るあらんか避難に術なく危難測知す可からざるものあり斯の如きの不便と危険とは遂に當港に適切なる「ライター」を案出せしむるに至りしなり

第六節 市外道路

天津市より各地に通ずる道路十條あり馬廠道、山東道、保定道、北京道、山海關道、塘沽道、太沽道、賽馬場道、及唐店子道即ち是なり北京道及塘沽道は各二條にして他は各一條とす天津外廓の十門之れが起點となる

- 一、馬廠道
正西門より起り西南方に進み郭家村、團店子及唐官屯を経て馬廠に到る
- 二、山東道

正西門より起り西南方に進み郭家村、東琉璃城及瀋流鎮を経て南運河の東側に沿ひ靜海縣を過ぎ山東省德州に到る

- 三、保定道
正北門若くは小西門より起り西南方に進み大稍口、楊柳青、瀋流鎮、文安縣、任邱縣及高陽縣を経て保定府に到る

楊柳青より南運河を涉て西方新州に分岐する道路あり
四、北京道——附——寶坻縣、永清縣、固安縣道
北營門より起り西北方に進み西沽、丁字沽、楊村及武清縣を経て北京に到る

楊村より北京に分岐して寶坻縣に到る道路あり
西沽より西北方に一道あり韓家樹の南、劉家白波及王慶陀を経て永清縣及固安縣に到る
五、北京道——附——通州道、香河縣道

堤上門より起り西北方に進み北倉、楊村、南蔡村、河西務及運糧店を経て北京に到る
河西務より分岐し一は白河に沿て北、通州に到り一は白河を涉て東北香河縣に到る道路あり
六、山海關道
山海門より起り東北に進み慶雲、馬城鎮及昌黎縣を経て山海關に到る

七、塘沽道

直沽門より起り東南に進み大直沽及軍糧城を経て塘沽に到る新道なり

八、塘沽道

直沽門より起り白河北岸に沿ひ陳家嘴及新河を経て塘沽に到る舊道なり

九、太沽道

梁園門より起り東南に進み白河南岸に沿ひ白塘口、鹹水沽及新城を経て西沽及東沽に到る之を

海大道と稱す

天津城南門より梁園門に至る間をも亦海大道と呼ぶ

十、賽馬場道

東南門より西南競馬場に到る

十一、唐店子道

海光門より起り南方に進み八里臺を経て唐店子に到る唐店子は白河西岸より郭家村に通ずる道

路上に在り

塘沽新道は明治三十三年役聯合軍に於て修築を加へたるものにして海に到る距離新道及太沽道に比して近し

以上諸道皆車馬を通ず路面被覆なきを以て殊に雨季に於て交通敏活ならず白河及南運河は橋梁の架設なく諸道來往の車馬は渡船に依りて之を横過す

第七節 車馬

第一 車輛

車輛は之れを西洋式馬車、蒲籠車、廠車、小車、駟車、後攜車、地伏車、及東洋車に區別することを得以下順次之れを説明すべし

西洋式馬車 光緒二十八年義和團事變時天津に於ける清國官民は一般に華奢の風を競ふ有様となり一面道路の修築が稍完備せるを以て西洋式馬車を使用するもの日一日に増加し來り現今には苟くも相當の官吏か或は少しく富豪のものにありては必ず一二輛の馬車を備へざるなく又其馬匹の如きも從來の支那馬をばすして駐紮外國軍隊等より西洋種馬匹の抽下を受け或は多額の資を投じて之れを購入す而して西洋式馬車厩を營業するもの現今四月あり各二十輛内外の馬車を備へあるも日々午前中に借切をなす盛況なれば該營業は今後益々増加すべき傾向なり而して昨今は馬車製造に關する智識も頗る發達し來たり製造に要する諸材料をも自ら之れを製出するに至れり尙營業者の貸

馬車賃銀を記せば左の如し

一頭立箱又は鞍馬車

朝より正午迄 三元

正午より日没迄

三元

日没より夜十二時迄 三元

二頭立は約前項の三割増にて又馬車を雇ふ時は従来の習慣として取者馬丁に對し一日二元の補代を給するを通例とす

他の車輛は何種の者を問はず天津市及七ヶ國の租界に於て各々通行税を徴するも西洋式馬車は何等の課税なし光緒三十二年秋季天津巡警總局の調査により西洋式馬車現在数を示せば左の如し

持主の種類	一頭立		二頭立		馬匹
	箱	鞍	箱	鞍	
清國人個人用	5	5	5	5	20
清國人營業用	10	10	10	10	40
外國人個人用	10	10	10	10	40
外國人營業用	10	10	10	10	40
計	35	35	35	35	140

馬車

馬

支那式馬車及廠車 支那式旅客用馬車は驛車、後備車及蒲籠車の三種あり更に之れを個人用營業用に分別することを得べし個人用は前述の如く西洋式馬車の發達に伴ひ漸次其數を減じつゝあるも旅客用は現今無上の機關として重要せられつゝあるなり凡そ何れの地方へ往來するも陸行せんとせば驛馬又は上述三種の車輛に依らざるべからず而して此馬車は馬をして牽かす或は持久力強き騾を用ふるも其積載せる貨物の重量と急行又は遠路の場合には馬又は騾を加へ二頭或は三頭にて之れを牽かしむる事あるなり而して常に最も多く往復する地方は近くは郊外の各村落より遠くは山東山西河南及蒙古地方に遠す又途中各驛站の鎮店には豫て特約しあるものあり遠方の旅客を載せたる場合は其鎮店に宿し或は馬騾の轉換へをもなす事あり以上の各地方より天津に入りたる馬車は亦同しく其特約の大車廠に宿するを例とす

廠車は専ら諸般貨物の運搬用に供せらるゝものにして馬騾一二頭又は三頭をして之れを牽かしむるなり其他は總て前項の旅客用馬車と異なる事なし賃銀は一定せざるも概ね一日八十仙乃至一元五十仙内外なり

以上の車輛を總稱して之れを大車と名づく即ち小車に對しての名稱なり左に參考の爲め統計的事項を摘記すべし

(光緒三十二年秋季調査)

一、天津現在大車數

壹千三百九十四輛

一、同 大車製造處

十八戶

人口百六十五人

一、同 大車廠(即ち大車にて運搬又は貨物の運搬を請負ふ處にして先づ火車場合所と稱すべし)

八十四戶

人口三百八十五人

一、同 大車夫

九十六戶

人口三百九十二人

一、同 大車の税金

天津市は一ヶ月一輛七十仙各外國租界は一租界毎に一ヶ月一元

東洋車 東洋車は即ち我人力車にして光緒八年頃日本より上海を経て初めて天津に來り在留外國人間に使用せられたるに創まり從來清國にて使用せる諸種の車輛及駕籠等に比し大に輕便なる爲め其流行は非常なる勢を以て増加し現今は唯一の交通機關となり如何なる産村僻地にも普及せざるなきに至る爲めに天津に於ては人力車製造の業者者嶺出せり然るに光緒三十二年七月に至り白耳義ンデグートは天津市及埃、伊、露、佛の各租界に電氣鐵道を敷設し運輸を開始したれば人力車は茲に頓挫を來たし當時人力車夫等は妨害運動を試みたりしが遂に成功せざりし爲め漸次轉業者を生ずる傾向となれり人力車に關しては嘗て天津巡警總局に於て取締規則を發布し同時に市内に百五十個處の停車場を設け又各外國租界に於ても夫々取締規則を勵行し其數非常に多きに拘はらず比較的能く安寧秩序を保てり而して現今人力車に關する各種營業者の統計を示せば左の如し

(光緒三十二年秋季調査)

人力車製造處

三十三戶

人口

百七十八人

貸人力車營業者

二百二十八戶

人口

千四百四十六人

人力車挽子

二千三百〇六戶

人口

八千八百〇二人

人力車總數

六千一百二十七輛

營業用

六百一十一輛

自用車

天津巡警總局にて徵收する一ヶ月の免許料

營業車

二千四百五十元八十仙

一輛四十仙

自用車

壹百五十貳元

一輛一年三元

各外國租界は一ヶ國免許料一租界毎に一ヶ月五十仙

小車 小車は其種類多きも推貨物(貨物運搬に用ふ)小車(貨物運搬に用ふ)水車(水汲用又は水賣りに用ふ)布

車(米麥類或は粉等袋入りのもの運搬に用ふ)運食車(食品を車上に載せて賣行する者)等なり此種

の車輛は車夫之れを輓くにあらすして皆前方に推し行くものなり故に一名手推車とも云ふなり而し

て小車は皆一輪車なるは如何なる理由によるか詳かにせずと雖も想ふに天津一帶の道路が狹隘なる

上に屈曲甚だしかりしと且つ専ら農業に使用せらるゝより如何なる細路畦畔をも自由に通行し得る

の必要より出でしなるべし此小車が貨物運送に使用せらるゝ時は一人を以て手推するを例とするも其積載貨物の重量によつて車夫を増すが故に一輛の車を二三人にて推し行く車少なからざるなり茲に本業に関する統計を示せば左の如し

(光緒三十二年秋季調査)

小車及地扒車製造處	二十六月	人口	一百四十五人
小車夫	二百二十八月	人口	一千六百三十八人
小車總數	一千五百六十七輛		
小車に関する税金			
天津市	一ヶ月	一輛四拾仙	
外國租界は租界毎に	一ヶ月	三拾仙	

地扒車 地扒車は専ら市内の貨物運搬に用ひ多く脚行に由て使用せらる此脚行なるものは一つの運送人夫にして天津市中二十餘箇處に割據して各々其勢力區域を定め一步と雖も他の圈内を便し又は旅客を奪ふ事を得ざる内規あり而して一組少なきは百名多きは二三百名迄常し常に好んで争闘を爲し狂暴を事す官府と雖も未だ容易に手を下し能はざるなり然れ共彼等が一旦引受けたる貨物運送に就ては他の清國人の運々運ばざるに似ず大風雨雪と雖も迅速正確に送了するを以て一般商家の

如き寸刻の商機を争ふものによりては好んで此脚行に運送を依託す此脚行の專業的運送を爲すは各波止場上下の貨物、停車場上下の貨物、鹽の運送、竹木の運送等にて此の運送には多く地扒車を使用する者なるが故に地扒車は宛も脚行の專用物視せらるゝに至れり今其統計を示せば左の如し

(光緒三十二年秋季調査)

脚行	四百二月	人口三千六百四十一人
地扒車の數	九百四十八輛	
地扒車製造處は小車製造處に同じ		
地扒車に関する税金		
天津市	一ヶ月	一輛七十仙
外國租界は一租界毎に	一ヶ月	七十仙

以上各種の車輛には皆に天津市に於て徵税するのみならず又各國租界に於ても其租界の費用に充つる唯一の財源として各自免許税を課しつゝあるにより例令は一輛の人力車が天津市及び外國租界を通行せんとせば日、佛、英、露、伊、獨、白、埃の八租界及び天津市に於て免許證札を得たる後にあらざれば營業し得ざるなり而して各外國租界は其定めたる免許税額一律ならざるも皆大同小異あるを以て茲に日本租界の現行税率を示す即ち左の如し

人力車税	自備車	一ヶ月	五拾仙	小車	一ヶ月	三拾仙
		一ヶ月	三元	地扶車	一ヶ月	一元
大車		一ヶ月	一元			

第二 馬匹類

清國には南船北馬の稱あり南方人が船舶を消遣するに巧みなるが如く北清人には馬騾驢等の飼養及び使用に慣熟し飼養者の數も亦年一年に増加す一般の人は皆騎馬騾驢を好み運輸には多く馬車を用ひ又工業耕耘等にも使用せり而して此支那馬は最も薄く軍馬に適するを以て北清駐紮の各外國軍隊に於ても漸次西洋種馬匹を廢し支那馬を採用する有様なり

馬 天津地方の馬は蒙古産にして直隸の張家口より來るもの最も多く稀には山西省の殺虎口を經由し來るものもあり而して馬匹は之れを左の種別に分つ事を得べし

第一 座騎馬と名け體軀駿美なるものを運び上流者の騎乗用とす其價格は三百元乃至五百元を上下せり

第二 走馬と名づけ體軀の良否に拘はらず専ら快走するを主とするものにして價格は其馳走の速速により一様ならざるも二百元乃至三百元内外なるを通例とす其使用は専ら官廳又は各驛站の傳馬(官より發する文書の運送又は公用旅行者を運送するもの)に使用せらる

車

第三 軍馬と名け多く軍營に用ひらる其選定は持久力強きを第一の標準とす此種は一般人にも使用せらるる者にて若し馬種を上中下に分てば此軍馬は即ち其中等に屬するなり價格は約百元内外とす

第四 上述三種の選に入らざるものにして専ら騾車廠車等の車輛を牽くに用ふ其價格は五十元より七八十元に至る

第五 以上各種の馬匹にして體軀に何等かの故障あるか或は年齢等の關係により到底其用をなさざるものにして米麵舖の白挽か又は礦作の用或は農家に使用せられ始んど一定の價格を有せざるなり

騾子 騾子(騾馬)に二種あり一を驢騾と云ひ一つを馬騾と云ふ皆驢と馬との雜種なり騾子は同種容易に交尾せざるものにして時に交尾するも受孕することなし之れを以て専ら體軀強大にて毛皮一色なる牡驢を飼養し之れを叫驢と稱し牝馬と交尾せしむ而して其生む所のものは體軀強大にして佳良なり天津に來る騾子の産地は直隸の北部山東河南山西甘肅の諸省なり然れ共其數多からざるを以て價甚だ貴く其良否により七十元より三四百元を上下す而して其上等の者は騎乗或は騾車の上等を牽くに用ひられ中等の者は専ら運送用の大車を牽き下等の者は馬の下等のものと同じく米麵舖及農家等に使用せらる

驢 驢は其體軀馬及騾馬よりも矮小にして耳長く其嘶聲甚だ悲哀なり天津に來る驢の産地は直隸の北部山東河南及陝西等にして其價格は上等二百元より下等十餘元に至る而して上等のものは専ら

遠路の騎乗用に使せらる天津北京間に未だ鐵道の敷設せられざる以前にありては京津間の旅行者の唯一の交通機關たりしなり其下等のものは少量の貨物を負はしむるか又は拉磨座車挽き或は耕耘に使せらる以上三種畜類の飼養料は區々にして一定せざるも今假りに天津西門外一帶に散在せる大車廠及馬宿等に就き調査したる平均宿料を示せば左の如し

備考	天津に於ける馬匹類の宿料		
	種別	一日の宿料	一ヶ月の宿料
食料は馬、騾、子、驢、とも同様なるも其材料の買入又は多少により宿料の區別あるなり食料は苜蓿、粟、豆、餅子を用ゆるを通常とす	馬	二五五仙	七元
	騾	三二五仙	九元
	子	三二五仙	九元
	馬	三二五仙	九元
	騾	三二五仙	九元
	子	三二五仙	九元

以上の外駱駝の稀に蒙古地方より來ることあると水牛、黃牛を飼養するもの若干あるも其數極めて少なく天津地方にありては何等重要の運輸機關ならざるを以て總て其説明を省略す

第八節 運輸業

天津に於ける運輸業は河海運輸と陸路運輸との二種あり河海運輸とは上海を中心點として當地に輸送し來るもの我國大阪神戸より來るもの及び白河の水運によれる内地運送にして陸路運輸とは汽車、牛馬騾驢及人力により運送するもの是なり然れども茲には記事の繁雜を避けんが爲め(一)外國運輸業(二)清國內地運輸業(三)倉庫會社(四)棧橋事業の四項に分ちて之を記載すべし

第一 外國運輸業

從來清國中部以北に於ける外國品は日本品を除き概ね上海を以て仲繼所となし一度上海商の平を経て各地に輸送せられ天津も亦同じく上海より轉賣轉送し來りしが貿易の進歩と共に運輸の道著しく發達し三四年以前より歐米各地との直輸送をなすもの漸く増加せり北清一帶は貨物生産の地にあらすして消費の地なる事は年々の貿易現象に就て明白なる所にして僅かに獸毛皮及び少量の農産物を輸出するに過ぎざれば其消費物貨の過半は之を南清及び歐米日本よりの輸入に頼たざるべからざるを以て其運輸類の繁劇なり而て其運輸業者の重なる者を列舉すれば即ち左の如し

(イ)支那航業會社(China Navigation Co.) 英國株式會社にして貨物輸出入並に航運業を營む本店

を本國倫敦に置き清國に於ける代理店を其大株主たる太古洋行 (太古洋行) に委託す同洋行は船舶事務に關する本店を上海に其分行を天津紫竹林に置き又塘沽に出張所を設く同會社所屬の船舶は左の如し

船名	噸數	船名	噸數
× 閩 江	三六七	× 南 昌	一〇六三
× 甘 肅	一、一四三	× 九 江	一、三三八
× 盛 京	一、〇三四	× 張 家 口	一、一四三
× 湖 南	一、一四三	天 津	一、一三七
× 新 安	一、〇四七	廣 西	一、三三八
× 北 海	一、三三七	廣 陽	一、二〇六
× 濟 南	一、三五〇	四 川	一、一四三
× 順 天	一、〇八一	宜 昌	一、一三八
× 桂 陽	一、〇六二	常 州	一、一〇三
× 嘉 興	一、一四三	雲 南	一、一〇六
× 直 隸	一、一四三		
× 鎮 江	一、一三九		

×印あるは塘沽より白河を溯航し天津に至るものなり(以下皆之に類す)
 (二)招商局 (China Merchant Steamship Navigation Co.) 總局を上海に置き天津其他重要港に

支店を置き塘沽に出張所を設く所謂清國官督商辦にて清國政府と特殊の關係を有する株式會社なり
 其所有船舶は左の如し

船名	噸數	船名	噸數
× 協 和	一、〇八二	海 定	一、二三四
× 遇 順	一、〇七九	閩 南	九四二
× 森 順	一、二二六	新 濟	一、三八五
× 安 平	一、一五九	× 愛 仁	八二六
× 新 豐	二、三八五	× 飛 鯨	九八〇
× 廣 濟	三六一	公 平	一、七四三
× 新 裕	一、三八五		

(一)印度支那航運會社 (India china steamship navigation Co.) 名義上の本店を倫敦に置き代理店を其大株主たる怡和洋行 (P&O) に委託せり塘沽には天津よりの出張所あり其所有船舶は左の如し

船名	噸數	船名	噸數
× 怡 生	一、一三七	連 陞	一、〇四九
× 份 生	一、四二四	維 新	一、一七〇
× 歙 生	一、三三三	德 生	九七七
× 和 生	一、二二七	滄 生	九七七

(ニ)北獨ロイド汽船會社 漢儀米國航路會社合同にして其代理店を禮和洋行(Carteriz & Co.)に
委託す其所屬船は左の如し

船名	噸數	船名	噸數
×青島	九七八	×提什	一一九六
膠州	六四六		
(ホ)開平礦務局 (China Engineering & Mining Co.) 英清の合同にして其所屬船左の如し			
船名	噸數	船名	噸數
開平	一六〇五	廣平	一三四三
×承平	一〇六二	西平	一三六六

前記五大會社所屬の汽船は孰れも上海(上海以南は略記)を起點となす者にして開平礦務局所屬船は
上海天津間を直航し北獨ロイド線は膠州灣芝罘等に寄港し招商局所屬船は單に芝罘にのみ寄港し支
那航運會社及び印度支那航運會社の船は共に芝罘威海衛及び歸路牛莊に寄る者なり

(ヘ)日本郵船會社 支店は日本租界にあり佛租界及び塘沽に出張所あり

○神戸北清線 (毎月四回乃至五回)

本航路に二線あり一は門司より芝罘を経て太沽に来るもの一は門司長崎芝罘を経て太沽に来るもの
とす而て兩者共に更に牛莊に至り再び太沽に寄港す太沽碇泊は普通約一晝夜にして門司長崎芝罘は

數時間なり此線の往復は約二週間の航程なりとす

○横濱北清線

本線は毎月一回の定期航路にして往航に四日市神戸門司長崎釜山仁川芝罘等を経由し太沽より更に
牛莊に至り直に門司四日市を経て横濱に歸航するものなり往復は一ヶ月の航程なりとす

○韓國經山神戸北清線

本航路は門司長崎釜山仁川芝罘太沽を経て牛莊に至り歸路亦同一線の航路を取る者にして航程十日
とす但し仁川太沽に於て各一日の碇泊をなし其他にては普通數時間の假碇泊をなすに過ぎず
太沽牛莊の結氷期(十二月中旬より翌年三月初旬まで)間は芝罘を以て本航路の終極點とす
以上北清航路に従事する船舶は左の如し

船名	發簿噸數	航路線	船名	發簿噸數	航路線
高砂丸	一一〇九	神戸北清	山東丸	一一六〇	神戸韓國北清
相模丸	一一三四	神戸北清	酒田丸	一四三七	横濱北清
營口丸	一一二九	神戸北清	和歌浦丸	一五六七	横濱北清
芝罘丸	一一九九	神戸北清	竹島丸	一六五七	神戸北清

○塘沽各地間船客運賃
牛莊 1100 1100 2000 芝罘 1100 1100 2100

大連	三三〇〇	一三〇〇	四五〇	門司	五六〇〇	二八〇〇	一五〇〇
仁川	二八〇〇	一六〇〇	八〇〇	神戶	六四〇〇	三一五〇	一七〇〇
釜山	四四〇〇	三三〇〇	一三〇〇	横濱	七六〇〇	三七五〇	二〇〇〇
長崎	五五〇〇	二八〇〇	一四〇〇	一等洋食附	二三	三等和食	

以上は何れも太沽沖に碇泊するものにして本船と塘沽間は解船を川よ

(ト)大阪商船會社(代理店ウイルソン洋行) 明治三十八年十月天津航路を開始せるものにして左

記三隻の汽船を以て六日毎に大阪を發し神戸門司下關芝罘を経て天津に至る何れも新造船にして吃水淺きを以て紫竹林居留地河岸を溯航するを得貨客の便利多大なり

船名	噸數	船名	噸數
大信丸	一,二五八	温州丸	一,二〇三
大智丸	一,三〇四	温州丸は荷船にして乗客を取扱はず	

○乗客運賃表(天津各地間)

芝罘	一三〇〇	神戶	六四〇〇	三二五〇	一七〇〇
門司	五六〇〇	大阪	六四〇〇	三二五〇	一七〇〇

此外尙臨時船社外船等共に少からず 招商局太古洋行怡和洋行の三會社が協定したる所に據り左に之を表示す但し此表は一定不

變のものにあらず時機により多少の變更あり

○芝罘各地間貨物運賃表

貨名	天津	小莊	膠州	上海	貨名	天津	小莊	膠州	上海
杏仁	CH	CH	CH	CH	乾魚	CH	CH	CH	CH
明參	CH	CH	CH	CH	扇	CH	CH	CH	CH
海參	CH	CH	CH	CH	砂糖	CH	CH	CH	CH
松	CH	CH	CH	CH	草	CH	CH	CH	CH
上等紙類	CH	CH	CH	CH	粉	CH	CH	CH	CH
下等紙類	CH	CH	CH	CH	胡	CH	CH	CH	CH
繭	CH	CH	CH	CH	毛	CH	CH	CH	CH
黃	CH	CH	CH	CH	果	CH	CH	CH	CH
黑	CH	CH	CH	CH	麥	CH	CH	CH	CH
棗	CH	CH	CH	CH	寶	CH	CH	CH	CH

(テ)沿海ジャンク 從來清國に於けるジャンク貿易は非常に盛大なる者にして寧波福建等の地方より天津に輸送する紙茶竹竹器酒煙草材木等の多くはジャンクによりたるものなりしが近數年前よりは汽船業者の壓倒する所となり且從來鴨綠江より木材を積載して天津に輸入したるジャンクの數は一ヶ年數百隻を以て算へしも保險業者が海上保險を附する事を好まざる事清國海軍の衰亡のため消

海々販の危険多き事其運送に要する時日の不定なること大東海安東縣の開港の爲め自由に汽船運送をなすを得るに至りしと天津及び太沽に於て重税を課するに至りしこと等の爲めに日露戦争後は甚しく衰微したり

(7)太沽解船會社 英人の經營に係る株式会社にして設立後既に十數年を経たり其營業は太沽沖と塘沽天津間の貨物及び太沽塘沽間の旅客輸送に従事するものにして年々其所有船數を増加し明治三十九年末には小蒸汽船十六隻荷物船四十隻を有するに至れりクイターの大きなものは六百五十噸中は二百五十噸小は五十噸内外なり解船事業は久しき以前より該會社の獨占事業なりしも明治三十七年八月に至り太沽洋行は大に其事務を擴張すると同時に解船及奥船數隻を新造し前者の專横を牽制せんことを務めたり現今其所有船はクイター八隻奥船四隻なり

○太沽奥船及解船貨率
輸入品の部

一、普通貨物	
太沽沖より天津迄	一噸(四十立方英尺)に付 一弗
同 上	一担に付 六仙五厘
太沽沖より塘沽迄	一噸に付 八十仙

輸 送 費

同	上	一擔に付	五仙
---	---	------	----

二、鐵道材料

太沽沖より塘沽或は新河迄	一個一噸(二千二百四十磅或は四百立方英尺)	一弗七十五仙
同	同	一噸以上二噸以下 一弗八十仙
同	同	二噸以上五噸以下 二弗
同	同	五噸以上 三弗
同	同	一個一噸以下 二弗
太沽沖より天津迄	一噸以上二噸以下	二弗廿五仙
同	二噸以上五噸以下	二弗五十仙
同	五噸以上	四弗

三、セメント

太沽沖より塘沽或は新河迄	一樽(總量四百封度迄)	二十仙
同 天津迄	一樽	二十五仙

四、枕 木

太沽沖より塘沽或は新河迄	一本	六仙五厘
--------------	----	------

業 輸 送

太沽沖より塘沽或は天津迄 一本 八仙

五、材木
 太沽より塘沽或は新河迄 千平方尺毎に 一兩七仙五分
 同 天津迄 千平方尺毎に 二兩七仙五分

六、石炭
 太沽より塘沽或は新河迄 一噸 一弗
 同 天津迄 一噸 一弗二十五仙

七、石油
 太沽より塘沽或は新河迄 一箱 五仙
 同 天津迄 一箱 六仙五厘

右何れも引卸に要する時間は四十八時間を以て期限とす之を過ぐる時は一日一百五十弗を仕拂さるべからず

輸出品の部

天津より塘沽は或太沽沖迄 積量一噸に付 一弗
 同 百斤(担)に付 六仙五厘

塘沽より太沽沖迄 積量一噸に付 八十仙
 同 百斤に付 五仙

貴重品は太沽沖或は塘沽より天津迄其價格の千六百分の一にして歸航の場合も亦同じ
 解船は貴重品運搬中其安全を保障するの責任を有せず而して其運送中の監視の爲め積荷主は自己の使用人を解船に乘込ましむるを得
 此外佛蘭人の經營に係る萬能公司なる者あり天津塘沽間及び營口間の運輸業を營めども僅に一隻の汽船を有するに過ぎず

明治卅九年申天津出入船舶の国籍隻數及噸數表

國 別	荷積入港		空船入港		合 計		荷積出港		空船出港		合 計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
英 國	二六〇	四八七、七五七	一	八二	二六	四、〇七九	二七	二、五八七	八	一、〇〇〇	三	一、〇〇〇
米 國	二	五、八六四			二	五、八六四					二	五、八六四
獨 國	七〇	九七、五三九			七〇	九七、五三九					七〇	九七、五三九
和 國	五	四、六三〇			五	四、六三〇					五	四、六三〇
諸 國	七	四、九四九			七	四、九四九					七	四、九四九
瑞 典	三	一、九六七			三	一、九六七					三	一、九六七
合 計	三三	一、〇〇九	一	八二	三	一、〇〇九	三	一、〇〇九	八	一、〇〇〇	三	一、〇〇〇

支那	2,100,000,000	1,000,000,000	2,100,000,000	1,000,000,000	2,100,000,000	1,000,000,000	2,100,000,000	1,000,000,000	2,100,000,000
埃國	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
丁抹	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
佛國	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
日本	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000

第二 清國內地運輸業

天津に於ける内地運輸業は鐵道開通以前にありては専ら河川と車馬とに依るの外なかりしが一千八百九十五年開内外鐵道の一部榆津鐵道の敷設で開内外鐵道の全通京漢鐵道京張鐵道一部の開通したる結果從前河川車馬等に依りし者も其安全と迅速との爲めに運搬費の多大なる差額あるに係らず鐵道便に依るに至れり尙現今工事中なる正太鐵道京張鐵道熱河鐵道及び其他二三の協議中にある鐵道の開通を見るに至らば鐵道運輸は益々盛大に赴き河川輸送は唯近距離或一部間に行はるゝに過ぎざるべし

(イ)天津より内地に通ずる水路

天津より内地に通ずる水路五あり南運河(玉河、御河)西河北河(香河)東河海河是れなり(本書第六章第四節參照)此等の水路は鐵道開通以前にありては内地輸送重要な通路なりしが鐵道開通と共に

大に減退したり然れども運賃の低廉なるが爲め或一部にありては今尙頻繁を極めつゝあり即ち左表明治三十八年中諸水路を通航したる民船(官衙附屬船を除く)の隻數及噸數により其運送の一般情況を知るを得べし

水路	内地より天津に至れるもの		天津より内地に至れるもの	
	隻數	噸數	隻數	噸數
南運河	17,272	471,415	16,719	453,391
西河	17,358	413,631	17,903	421,043
北河	8,024	207,978	8,264	226,413
東河	17,254	162,634	17,329	162,627
總計	59,909	1,255,658	60,215	1,360,474

今之を天津と各地間に於ける各通路に就て比較すれば左の如し但し此表中には食鹽を算入せず

鐵路	内地より天津へ輸送	天津より内地へ輸送	南運河	内地より天津へ輸送	天津より内地へ輸送
隻數	1,337,366	490,000	367,232	1,051,717	1,051,717

西河	一六、一六七	二二、〇三三	東河	二、五三五	八、四九三
北河	二、九八〇	四、一八三	陸路	七、三八六	三、六九三
海河	〇、四八四	二、〇八三			

右表に據れば鐵道は天津内地間の貨物輸送の四割三分を占め南運河及び西河は共に各約二割を占め陸路車馬輸送に依り四分餘を有するに過ぎず

(ロ)鐵道

既成の部

第一、關内外鐵道

(イ) 津榆線	(天津山海關間)	一七三・七三
(ロ) 京津線	(北京天津間)	八七・〇六
(ハ) 京通線	(豐台通州間)	一四・四二
(ニ) 關外線	(山海關新民屯間)	二二三・一一
(ホ) 營口支線	(溝帮子營口間)	五六・六一
第二、京漢鐵道	(北京漢口間)	七五四・〇〇
第三、西陵鐵道		

第四、京張鐵道

(北京南口間既成)

一 關内外鐵道

清國官設鐵道にして郵傳部之を總管し關内外鐵路總局なるものを天津に置きて事務を管掌す該鐵道は北京を起點とし豐台に於て通州支線を出し天津塘沽山海關を經溝帮子に至り分岐して二線となり一は新民屯に到り一は營口に達す新民屯線を以て本線となす全線を二分し山海關以東を關外鐵道と稱し以西を關内鐵道と曰ふ

二 京漢鐵道

本鐵道は北部支那と中部支那とを連絡する鐵道にして北京を起點とし保定府正定府順德府を經て河南省を中斷し湖北省漢口に到る其全長九百三十三哩あり三十六時間餘にして北京より漢口に達するを得本鐵道資金は六千五百萬兩にして其内清國の出資は千五百萬兩其餘は白耳義「レンヂェグート」の供給せるものなるが其實大部の出資者は佛國人なり技術に關しては白耳義「レンヂェグート」の任命に係る技師長之を主管し而て技師長は清國鐵路總辦の命令に服従するを要すれども營業に關しては白耳義「レンヂェグート」殆んど全權を掌握し居り鐵道總辦は單に全體の收支監査の權あるに過ぎざるを以て表面清國官營なるも其實佛白兩國の事業たるなり

三 西陵鐵道

本鐵道は清國泉靈の西陵行幸用として京漢鐵道高碑店驛より涑水を経て西陵所在地良谷庄に至る一支線にして其敷設費六十萬兩なりとす

四 京張鐵道

本鐵道は北京より南口居庸關を經て張家口に至る百二十三哩の鐵道にして敷設費

第三 倉庫會社

天津に於て保管倉庫と稱するものに二種あり一は清國人の營業に係るものにして棧房と稱し客商を止宿せしめ又は行内にある倉庫に自己取扱貨物を入庫せしむ恰かも我邦の間岸の如きものなり一は外國倉庫にして重に外人の經營に係るものなり

一 棧房 棧房は又行棧とも謂ふ此營業は地方官衙の許可を要するものにして其營業の有様より考察する時は恰かも我荷受問屋の如きものなり一地方の商人數名若しくは數十人合資共同し適當の場所を探みて棧房を建て其事業に通じたる者を雇ひて其管理を委託するあり又一個人にて此業を營み一地方の出張商人に限り宿泊其他一切の便利を興ふるあり其止宿する商人は同府縣人なるも其商賣の種類は必ずしも同一と限られたるにあらず棧房は其營業の有様より見る時は一種類の貨物に限り之を取扱ふもの數種の貨物を取扱ふもの客商を宿泊せしむるを専業とするもの及び客商貨物兩者を兼營するものあれども皆賣方買方の間に立ちて佣錢即ち口錢を得て以て取引を周旋するものなり故に棧房は貨物を其家庫内若しくは附近に置くの必要を生じて之れが設備をなし手荷物及び商品の保管倉庫となし低率の保管料を徴して之を管理す而して此等事務上の經費を除き單に一人一ヶ月の棧房宿泊料は僅かに五元乃至七八元にして殆んど賃費を要求するに過ぎず此の如く廉價なる收入に

支 區 輪

區

甘んじて此業を營む所以のものは主として同縣同郷の商人の便宜を計る一種の公共心より出でたるものと謂ふを得べし交通機關の不完全なる支那内地に於て各種の產物が各所に於て比較的容易に貿易せらるゝは此制度の賜にして棧房なるものが客商に對して一種の倉庫業を營めるものなるを知るに難からざるべし

今 存 到

某實行某貨計……………作明棧租錢……………分正進棧

未驗殘短貨行另保火險此致

年 月 日

某 棧 具

(譯文)唯今貴商よりの某貨物幾件到着存貯致候倉敷料は幾何にて倉入候事實正也未だ殘餘短少に付

き調べ不申候貴商別に火災保險に付せられ度候以上

年 月 日

某 棧

此證書は單に一種の預券に過ぎざるものにして行棧にては更に之によりて帳簿に記入をなす此記入は唯一の證據となるものにして預入引渡等皆之に據る此帳簿を棧總と云ふ而して預入引渡を一度に記帳するものあり之を卸貨帳と云ふ内外の區別あり内卸貨帳は受入を記し外卸貨帳は引渡を記入す其記入方式を示せば左の如し

信義和 四月二十三日

利順恒號白河萬能船

來水烟 十箱毛皮附片 受 三百斤

(譯文)

四月二十三日

信義和號

利順恒と云ふ者の取扱にて白河にて萬能船(船名)にて送り來りし

水烟四十七箱 折扣せし重量 三百七十二斤

折扣せざる重量 三百九十四斤

受取重量 三百〇二斤

預け入れたる貨物を引取らんとするには之に對する倉敷料を支拂ひたる時は何時にても倉出しす

文 通 船 輪

とを得其際に要する引渡請求書とも云ふべきもの左の如し

新將劉二夥計德順亨號項廣膠十包要發此致

年 月 日

長發棧具

中和棧

(譯文)何卒劉二と云ふ夥計(手代)に德順亨店の預入れし貨物の廣東膠十包御引渡被下皮候以上

年 月 日

長發棧告

中和棧御中

棧房にては此書類と内卸貨帳と引合せたる上にて引渡書を出す即ち左の如し

第一號

發 去

發 計十包

德順亨項廣膠拾件此照

票 長發實號 謹啟

年 月 日

中和棧具

(譯文) 引渡書

區 輪 船

引渡申候計十包也

徳順亭預入れの廣東膠十件茲に如件

御調査の上御收めを乞ふ

年 月 日

中和棧告

長發棧御中

此引渡書により貨物を倉出するときは行棧に於ては外卸貨帳に此旨を記入し所謂帳尻を合はさるるへからす其書式左の如し

第二號

徳順亭

九月廿八日

交長發

發 廣東膠十包

稅銀 下欠 三吊

捐銀 一吊

外棧席

(譯文)

徳順亭

九月二十八日

長發棧に引渡す

引渡せしは廣東膠十包

稅銀殘額

三吊

捐銀殘額

一吊

此外棧席代

一吊

此等棧房にて取扱ふ營業は左の六項となす

- 一 客商の爲めに貨物の賣買を周旋すること
- 二 客商の爲めに客室を設備すること
- 三 客商の爲めに委託販賣買付委託の取扱を爲すこと
- 四 客商の爲めに代金の取立をなすこと
- 五 客商の爲めに貨物の運致を周旋すること
- 六 客商の爲めに倉庫を設備し或は倉庫を周旋すること

天津に於ける行棧の重なる者を舉ぐれば左の如し

集安西棧 在針市街 山西人にして洋布雜貨藥材商等定宿す

晉安棧	在針市街	山西人にして洋布雜貨藥材商等定宿す
德興棧	同上	同上
盛興棧	同上	山東省及直隸各地の紙類洋布皮商等定宿
潮安棧	同上	福建臺灣地方より來る砂糖商木材商等定宿
嶺南棧	同上	廣東省砂糖雜貨商定宿
通亨棧	同上	北京口外各所の蘭類毛皮商定宿
源為棧	同上	冀州よりの雜貨商定宿
易勝棧	同上	山西票庄洋布毛皮商定宿
松茂棧	同上	山西銀行家定宿
公安棧	同上	北京地方より來る客定宿
同安棧	門市口内	茶商人定宿
三安棧	同上	安徽省より來る茶商定宿
德興棧	東北城南馬路	北京より來る雜貨商定宿
三益棧	河北新洋橋	官吏及商人定宿
福星棧	河北新馬路	同上

福棧	河北新洋橋北	同上
土棧	河北三條石	同上
大典棧	同上	同上

二、外國倉庫

天津に於ける外國倉庫業の發達は貿易の發展に反し驚くべく過々たるものにして上海に於ける斯業に比し一の見るべきものなし是れ北清商賈が特殊なる習慣に支配せられ民智進歩の程度未だ大に斯業の隆盛を促さるるに原因す從て倉庫の感念上特別の地位を與ふる預證券及質入證券發行の如き實に單調なるものなり然れども貿易の發達經濟社會の整頓に伴ひ斯業の發達を見るべきは實に明白なるを以て天津に於ける倉庫業も漸次進歩を來すべきは勿論なれども現今の狀況が斯く幼稚なるは如何なる理由に基くかを考ふるに主として左記諸因に歸するものゝ如し

(一)前項清國倉庫業に於て記載せる如く天津は從來棧房の制ありて各自其地方に關係ある棧房を以て其貨物を藏置する場所となし單に其保管をなすに止まり普通寄託一般規定によりて其法團を支配せらるゝに過ぎず且つ彼等商人相互の借用制度は極めて發達し形式を避け然諾を重じ其契約の如きは單に一紙片にて事足り貨物預入れにも別に法定の形式になれる預證券を發行す等の事なく一の棧票を發行し只自家の帳簿に記載するを以て唯一の證據となすに止まり極めて單簡なる習慣に満足しつゝあるを以て未だ外國倉庫業の發達を促すに至らず

(ロ)天津に於ける各汽船會社は各自専用の倉庫と廣潤なる空地を有し貨物の揚卸及積貯等は總て此處に於て處置するの設備あるを以て倉庫を有する諸會社の方針も重に其運賃を主として倉敷料の如きは單に附収入たるの觀あり殊に大なる外國商人の天津にあるものは各自の必要を満足すべき倉庫及空地を有するもの多きを以て其貨物を他に寄託するの必要を感ずるもの尠なし

(ハ)天津に於ける大なる清商は同縣同郷者間の結合堅固にして會館公所の設置ありて各自其地方商人の賣買に對し出來得る限りの便益と發達とを計り其貨物保管の如きも可成費用を僅少ならしむるを務め或は會館公所内に倉庫を設備し或は特別關係を結びたる棧房に托し廉價なる倉敷料を支拂ふか故に相互間に於ける信用確實なる彼等は更に外國倉庫を煩はすの必要を感ずるに至らず

(ニ)北清一帶に於ては雨量甚少き事亦一の原因にして諸糧の貨物中天日に曝曬するも濕氣の爲めに腐敗變質する等の患なきもの多く無蓋倉庫(即ち河岸其他の空地に推積し席を以て之を覆ひ番人を置くもの)を以て事足れるが故に倉庫會社に托するの煩累を避くるを得

天津所在の倉庫數及主管者

○英租界	同	英商	怡和	三	同	新泰興	四	同	禮和	二
		英商	仁記	二	同	興隆	一	同	泰來	二

○佛租界	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	寶順	太古	平和	明義	隆茂	英孚	二	同	德義	三
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	高林	魯麟	世昌	順全	信遠	德義	三	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	瑞記	順豐	阜昌	茂生	福祥	招商局	一	同	同	同

○日本租界	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	大豐	良濟	拔維	瑞生	永興	定興	二	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	恒豐	元亨	瑞豐	祥臣	茂生	美瑞	一	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	日商	馬家口	同	同	同	同	同	同	同	同
	武齊	新棧房	信成棧	裕同棧	復春棧	順應	二	同	同	同

日商	三井物産會社	一	同	日本郵船會社	一	同	武蔵洋行	一
同	有信洋行	三	同	大阪商船會社	一	同		

此等倉庫は有信洋行の比較的倉庫營業に近きものを除くの外皆各所有主自家使用にして倉庫營業を専務とするものなし

有信洋行倉敷料

棉糸	綿布	棉花類	一月	津銀	七仙
羊毛	阿片	雜貨	樟腦		
燐寸	茶	日本酒等	同	同	六仙
紙類	棉糸(平)	同	同	同	五仙
海産物	雜貨(小)	烟草	津酒	同	四仙
穀物類	同	同	同	同	三仙

以上掲げしものも其荷造の大小に依り異同あり

倉敷料の倉出方法は有信洋行にては本邦の習慣に倣ひ大抵月の十五日前後を以て全月分若くは半月分を徴収す

貨物を會社に寄託せんと欲するものは相當の手續を要す而かも其手續は頗る簡易なり今左に各會社

に通する書式を示さん

倉預け申込書

左に記載の貨物會社規定の各件により御預け申候間預り證御發行被下度候也

年月日

何某(預け人氏名)

某會社御中

- 一 品名荷印番號個數荷姿
- 一 總數量容積
- 一 平均一荷の數量容積
- 一 保險金額
- 一 見積價額
- 一 摘要

通常申込書は上の形式を以て規定とするも必しも之に依らざるへからざるにあらす而て會社は其約定成りたる上預證券を發行交付す

預け置きたる貨物を倉出せんとする時は通常預證券の裏面受取欄内に記名調印の上之に要せし費用を支拂へば貨物の引渡を受くるを得又一部倉出の際も同様なり貨物を引取らんとするときは會社に

至りて引渡命令書を得之に預入貨物其他記載事項を書し之を以て倉番に提示し引渡を受くべきものなり若し倉入したる貨物を他に賣却せんとするに當りては先づ其貨物の如何なる品質のものなるかを買手に知らしむる必要あり是れ普通之事にして又支那人の好て爲す所なりとす故に若し買手ある時は先づ其倉庫會社に見本用書なるものを送り同時に買手に之を見せ又幾分を與ふることを得るなり

第四 棧橋事業

天津に於ける棧橋は英租界佛租界日本租界及露租界に各一個乃至數個を有す悉く木造にして各租界の經營に係るものなり就中英租界の棧橋は最好位置を占め効力著大なり日本租界のものは萬國橋上流に在るを以て未だ有利に使用せられず英租界には五つの棧橋あり今便宜上上流より順次番號を付して各其大きを記せば左の如し

第一棧橋	長六十尺	深二十尺
第二棧橋	長二百尺	深二十五尺
第三棧橋	長四百二十尺	深二十五尺
第四棧橋	長三百五十尺	深三十三尺

第五棧橋 長六十尺 深二十五尺

此外に招商局所有の棧橋あり起重機を備ふ

佛租界にあるものは長九十九尺深四十五尺なり日本租界には現今二個の棧橋より一は第二區の郵船會社支店前にありて長さ三百尺深三十尺他は大倉組支店前にありて其規模極めて小にして支那土船の繫留荷揚をなすに過ぎず露租界には棧橋二個あり共に長二百尺深三十尺なり

以上數個棧橋の外個人の事業に係るものはウイター會社及太古洋行の二棧橋あるのみ以上棧橋は各自其租界により規定せる規則によりて使用せらる

一 英租界河岸繫船場

英租界の白河岸一帯は税關指定地荷物置場に使用せらる貨物は納税の上十日間留置くことを得るなり

一、河岸使用料は登簿噸數千噸以上の船は三十五兩千噸以下の船は三十兩とす
但し本船河岸に繫留せざるも貨物を陸揚する時は此率を以て課税す

大洋を航行する大汽船にして溯航せざるもの其貨物の一部分を陸揚する時は其陸揚貨物噸數の十位の端數を切上げ百を以て計算す例へば四千五百噸の大船あり七百一十噸を陸揚すと假定せば之を八百噸の船と見做し第一項本文の稅率により三十兩を徵す

二、右の外汽船より貨物を陸揚する時は尙繫留料を課す其率は本船の登簿噸數一噸に付き四仙五

原とす大洋を航行する大船が其貨物の一部を陸揚せし時も亦此率により徴税す

三、解舟は繋船料として一回三兩を徴す

四、舳板及支那船の繋船料は一ヶ月一千文一回五百文とす

英租界にある招商局所屬棧橋には大起重機あり三十噸の重機を起上するに對し其料金は左の如し

十二噸以下

一百兩

十二噸以上二十噸迄

一百五十兩

二十噸以上三十噸迄

二百兩

二 佛國租界棧橋規則 (一千八百八十八年二月三日)

第一條 佛租界棧橋に碇泊する商船は碇泊税として排水噸數一噸に付き汽船は四仙五厘帆船は三仙の税金を納むるものとす

第二條 此碇泊税の外に佛國棧橋より陸揚すべき貨物を有する諸船には棧橋税を附加す即ち汽船は二十兩帆船は十五兩とす

第三條 佛租界の棧橋に碇泊する汽船にして其貨物を直接運搬船に移すものは棧橋税を免除す然れども此場合には碇泊税を一噸に付き七仙に増加す

第四條 汽船及帆船にして佛租界に來らずして運搬船を以て貨物を佛租界棧橋より陸揚するもの

は碇泊税を半減す然れども此場合には棧橋税として第二條に掲ぐる金額を徴收す

第五條 汽船及帆船内の貨物の一部分を運搬船によりて佛租界棧橋より陸揚するも亦た第四條に準す

第六條 凡て商品の陸揚は其一部を運搬船によりて他の一部を佛租界棧橋よりするも第二條に定めたる棧橋税は之を免除することなし

第七條 凡て繋船は河流の變化を防ぐ爲めに前後より錨を以て之を留め置くへし決して杭柱を用ふべからず

第八條 碇船税及棧橋税の徴收は計官の關印したる票紙を用ひ巡査部長之を司るものとす

又支那船に關す碇泊及棧橋税則は左の如し

第一條 其米を運搬する「チーヤン」の外凡て清國の汽船民船舳板等の佛國棧橋に繋留するものは其噸數の比例に應じ碇泊税を納むるものとす

第二條 收税法を便宜ならしむる爲め船種を左の五等に區分す

第一 汽船

第二 大民船

第三 大舳板

第四 舢板
第五 漁船

第三條 船主は佛租界棧橋に到着するや直に碇泊徴收掛に納税し之と引換に領事館在勤書記の調印したる受領證を受取るへし

第一種船 一日 五百文

第二種船 一日 五百文

第三種船 一日 三百文

第四種船 一日 二百文

第五種船 一日 五十文

此碇泊税は繫留中の日数に應じて之を徴收す但し汽船は毎日徴收するものとす

三 日本租界埠頭規則 (明治三十八年四月十五日)

第一條 日本居留地河岸に繫留する商船は碇泊税並に陸揚税を納むべし

第二條 碇泊税は登降噸數一噸に付洋銀四仙とし陸揚税は汽船一隻に付洋銀二十弗帆船一隻に付洋銀十弗とす

第三條 本船河岸に來らず「クイター」を以て其積載貨物を日本居留地に揚卸するも亦第二條の規定

により碇泊税並に陸揚税を徴收す

但し此場合に於ける碇泊税率は毎一噸洋銀二仙五厘とす

第四條 支那形船に對しては左の率に據り徴税す

民船 一回洋銀二十五仙

舢板船 一ヶ月洋銀五十仙

第五條 埠頭及棧橋は陸揚若しくは積載の爲にするの外一切貨物の蓄積所として使用することを許さず

第六條 特別の場合に於ては埠頭使用者は租界局に申請して其指揮を受くべし

附則 本規則は明治三十八年五月一日より實施す

第七章 宗教附祀壇寺觀

第一節 總說

一地方に於ける宗教の盛衰消長を研究したるんには常に其地に於ける精神界の推移を窺知するを得

のみならずまた以て文物の變遷興廢の迹を察知するを得べきなり然れども天津に於ける宗教は之を歴史的に研究すべき材料甚だ乏しきが故に如何なる沿革變遷を以て今日の狀態に至りしやを悉知すること難し故に茲には唯一時の見聞に據りて其現時の狀態を記述するに過ぎずして固より皮相の觀察たるを免かれず要は只其研究材料の幾分に資せんことを期するにあるのみ

今を距る約二千年前海岸の一漁村たりし天津が居移り物變るに隨て漸次樞要の衝となり衛と稱し州と稱し終に一州六縣を管轄するの府と爲りたる間に在りて此地の宗教も亦其發達に伴ひて多少の變化ありしなるべし而して其最盛を極めたるは康熙乾隆の交にして寺廟社壇の建立修理重葺甚だ多く雍正以降漸く衰頹を來し最近團匪事變の災禍を被むるに至りて全く廢滅に歸したるもの鮮少なからず加之近時寺廟社壇を以て公共の用に供するもの日に増加するの傾向あり寺社之類廢は固と僧侶道士の無智墮落に起因すと雖どもまた以て一般人民の宗教に對する信念の如何に薄弱なるかを證するに足るべし

目下天津に行はるゝ宗教は佛教道教儒教回教及基督教とす獨り喇嘛教あるを見ず

第二節 佛教及道教

天津にて最も多く行はるゝ佛教を臨濟派となす臨濟派は唐の宣宗の時義玄創めて之を興し其勢力頗

る旺盛を致し宋に至り太祖建隆元年詔を發して僧侶百五十七名を印度に留學せしめたりされば天津に於ても臨濟派此頃より盛行し今日に至るも尙他派を凌駕す之に次ぎて多く行はるゝを曹洞派となす

佛教僧は和尚と稱し辯髪を有せず常服は黒色灰色又は藍色を用ふ和尚及び寺院は僧都録に載せて北京の大寺院にあり僧録僧綱僧正僧會等の官職あり僧録を大方丈と稱し僧綱を方丈と云ふ而して布教を爲すの資格あるものは僧綱にして天津には僅かに二名あるのみと云ふ以て天津宗教の一般を推知し得べきなり而して彼等の無學文盲なる甚だしきは開祖の人名建立の年代をも知らざるものあり又一卷の經文を讀むすら覺束なきものあり其之を誦讀し得るものも多くは金剛經盤若經地藏經大悲經等の數卷に過ぎず偶々説教を爲すものあるも毎月一二回にして方丈の説く所は専ら修身養家の法のみ而して之を聴くものは多く三十歳前後の若輩にして老者に至つては又之を聞くの要なしとなす其理由に曰く説教は死後の未來を教ふるに非ずして現在の利福を享くるにあればなりと以て彼等が宗教を見るの趣旨を窺ふに足る

道教は老子教とも云ふべく蓋し迷信の根原を爲すが如し其宮北の天后宮河北の三大爺廟最も迷信の府たり二派あり一を眞君道と云ひ無妻主義なり二を火君道と云ふ有妻主義なり天津に於ては後者に屬するもの最も多し道教僧は道士と稱す髮を有すれども深く之を帽内に收む常服は灰色のみを用ふ

れども法會及び葬式には色衣及び七條(模様ある着物)を用ふ

和尚及道士の職務は念佛念經布教傳戒勸世人爲善等にありと雖も其多くは常に神篋を賣り線香を購
ぎ吉凶禍福を判じ以て生計の資となす而して其最も収入多きは法會祭日葬式なりと云ふ又大字を除
くの外は常に墳墓内の一室に衣食し財物を食ひ安逸を計り其生活困難の者は寺廟の一部或は全部或
は境内の空地を賃貸し以て糊口の資に供す故に宗教全盛の時代にては絶えず修繕を行ひ或は勸建の
二字を賜はり或は扁額を賜はりて宏壯華麗を呈せしものも今は殆んど頽廢して見るに堪へざるもの
極めて多く檀家なく信徒なきものもありては和尚道士は衣食に窮するの餘り寺廟を顧みるの邊なし
中には口を寺廟再建に藉り名を修繕に托して一般人民の同情に訴ふるもの少なからず其一二例を舉
ぐれば身に汚穢の法衣を纏ひ胸部を露はし針を以て胸を縫ひ之に麻糸を付け其一端を籠に結び念佛
を唱へ鐘を鳴らし狹斜の巻を徘徊して哀を請ひ或は豪商紳士の門前に立ちて喜捨を乞ふに當り拒絶
せらるれば忽ち釘を以て自己の掌を柱に打ち付け出血せしめ以て強迫の意を示す等狂僧滑稽の舉動
を演ずと云ふ

和尚及道士の妻を有せざるものは之れが繼承者を求めざるべからず然れども宗教の頽廢前述の如き
を以て富有の子弟又は壯健の男兒にして好んで宗門に入るもの殆んど有るなし唯病者或は貧困の子
弟の之に應ずるものあるのみなり即ち父兄は其子弟が重病に罹り藥石効を奏せざる時は諸神に祈

願し令快を期して宗門に入れ貧困者は生活の爲めに子弟を入れて徒弟と爲すなり中には父兄が寺院
の財産を目的とし甘言を以て和尚道士を説き子弟を其門に入れて死後其財産を横領するものありと
云ふ故に名僧知難を得ること難く宗門の頽廢を招く實に偶然にあらざるなり

第三節 神體佛像

宗教の何たるを辨知せざる迷信界は其禮拜する神佛の種類甚だ多く雜然徒らに壇上に排列する敢て
惟むに足らざるなり即ち釋迦牟尼佛あり阿彌陀佛あり普賢文殊觀世音菩薩あり羅漢あり二王尊あり
四天王あり地水火風神あり孔老子等あり而して日常主として禮拜する神體佛像の通稱は大略左の如
し

三位銅佛爺 開運出世の佛

如來佛 西天に在る佛

菩薩神 人の苦難を救済する神にして毎年二月十九日菩薩會と稱へ供物を捧げ香を焼き家内

の平安を祈る

老君神 道教に於て信ずるものにして造天創地の神なり又武器を管司す

閻王神 男女の生死を掌る神にて左の小廟を管司す

小廟 土地神 小鬼亡魂を管す
土地坊 何官生死簿冊を管す

老婦神 護國保民の神なり毎年六月二十四日老婦會と稱し供物を捧げて之を祭る

藥王神 治療の神にして毎年四月二十五日藥王會と稱し供物を捧げ老若男女の無病息災を祈る

火神 火を管す六月二十六日火神會あり

龍王神 水を管す旱魃又は洪水の時之に祈る

小神 漁獵を管す漁夫之を拜す

苗神 收穫を管す新年に之を祭る

増福財神 財物を管す商家一般に之を祭る

天地君親神 此五字を紙に書し厨内に貼りて之を拜す

月下老人 婚姻を管す新に結婚せんとするもの之を拜す

娘々神 年少の男女の生死及び天然痘を守護す三月十五日娘々神の誕辰なるを以て娘々會と稱し供物を捧げ小兒の長命を祈り五月二日は眼光娘々會と稱へ眼の無病を祈り十二月八日は跳

牆留變式と稱し男子少なき父母は其子の成長を祈り辨髮及び許嫁せざりし當年九歳（九歳を經れば十二歳）の小兒を早朝より娘々廟に築め板の牆壁を設け之を飛び越えしめ即時に變を劇り

變を辨ましむ

清國人は一般に子女を貴重するもの風あり隨て娘々神を信仰するもの多し是れ父母は其子女に頼りて老後の幸福を期するものとなせばなり

一般許嫁の法は此神に詣で、女子の兩親より婚儀書を男子の兩親に交付す此時貧困なる女子の兩親は男子の方より數十吊の儀禮を受く而して少夫婦は結婚日まで此事を知らざるもの多しと云ふ

第四節 儒教

儒教は孔孟の教を奉ずるものにして寧ろ正教とも稱すべきものなれども僅に讀書人間に行はるゝに過ぎず固より宗教的形式を具有せず従つて茲に特記すべきものなし

第五節 回々教

回々教は唐宋の頃陸路亞細亞より入りたるものにして其天津に行はれたるは今より二百餘年前ならんと云ふ回々教の一度支那に傳はるや一種特有の氣風を鼓吹し獨り他教を排斥するのみならず甚だしきに至りては教徒以外のもの、製造販賣せる物品は一切之を使用せざるが如し又其教義を嚴守

して苟くも犯さず故に回々教徒は一種の異彩を保ち殆んど別人の如き觀あり回教は一神教にして偶像を有せず其教徒は唯だ西方に向て禮拜するのみ之れ西方は回教の聖地「メッカ」の所在地なるを以てなり故に其殿堂は必ず東方に而して建立せらる

教派に新舊二派ありて天津にあるものは皆舊派に屬す其寺院は總て禮拜寺又は清真寺と稱す當地回教の寺院大寺三小寺六あり各寺には一人の阿衡と五六乃至二十人の弟子あり大寺は皆西門外にあり其他は各所に散在す而して教徒の數約一千人内外なりと云ふ

回教の教旨とも稱すべきはコーランに定めたる戒律を嚴守するにあり故に其教徒は禮拜祈禱を行ふこと最も盛んにして堂内には必ず浴室を設け齋戒沐浴して祈禱を行ひ毎日必ず五回の禮拜を爲す一週一回(金曜日)の禮拜日あり教徒は總て禮拜せざるべからず又毎年一回又は二回(回曆九月又は八月十月)の濟期あり之れを濟月又は新月と稱す之れ新月を以て始まり新月を以て終るに因り此名ありと云ふ但し回曆は月に依りて定む一ヶ月三十日一年は十二月にして月に大小なく閏月なし故に濟月には移動ありと云ふ

濟期には總ての教徒毎日日出より日没に至るまで食事せず蓋だしきに至りては睡をも吞み込まず夜に入りて始めて食事を爲す實に斷食は回教の門戸なりと教ゆと云ふ
齋戒に三段あり一に斷食戒、二に罪業戒、三に心戒是なり

回教の禮拜祈禱は最も大切なるものにして種々複雑なる作法あり即ち乃媽茲天命十二條、典禮十二條、舉行二十八條等の規定あり又榜櫛四拜、拋甲十拜、底蓋四拜、沙日五拜、虎欄六拜、來蘇喘三拜等あり而して其教條とも云ふべきは認定主宰獨一、認定主宰爲至公道、畏畏人畏以馬目、命人行善、止人做惡、遮奸、近賢等なり

禮拜祈禱は阿衡又は伊滿之を行ひ弟子左右に侍し教徒之に従ふ頭部に白布を巻き西方に向つて跪座整列し亞刺比亞語の聖典を誦誦す

飲酒、喫烟、賭博を爲し豚肉、肉食の禽獸及死肉を食することを禁じ殺害竊盜を處罰し姦通は死刑に處す結婚は義務に四人の妻を娶ることを得れども妻の生存中に其姉妹を娶るを得ず(蓄妾及び奴隸を許す)又他教徒と結婚するを許さず

教徒は常に沐浴して身體を清潔にし祈禱又は食事の前は必ず顔手足を洗はざるべからず又財産に應じて寺院に喜捨し及び普通の施與を爲さざる可からず教徒中貧困者の死にせる時は教徒は一致して其費用を贖出する等の義務あり

回教の教僧には阿衡(阿渾又は老師とも稱す)伊滿(掌教とも云ふ)の二あり其他弟子ありて堂内に學舎を設けて常に亞刺比亞語の聖典を學習す弟子の學識上達せるものは之を掌教に任ず老師は博識德行にして教徒に對して説教を爲す教僧中亞刺比亞語を解して漢字を知らざるもの多し

食物は主として羊肉を用ふ而して之れを屠るに當り先づ其咽を切りて血を去るを常とす前述の如く回教に屬するものは頗る頑固なるが故に回教徒の爲め特に飲食店を開設せる者あり
 教徒中死者ある時は阿衡葬教をして送葬一切のことを可らしむ送葬は三日を超ゆるを得ず死者は必ず西方に向けて埋葬するものにして儀式は總て虚飾を避け質素を旨とす故に若し富有者の死去せし時は貧者に對して財物を施與するを以て善行となすの風あり

第六節 耶蘇教

天津に於ける耶蘇教傳道の機關を分ちて四種とす即ち新舊兩教會總會社及び青年會なり今現在の事業の状況を明瞭ならしめんが爲めに左に統計表を掲ぐ

項目	公理教會	英國以教會	美國以教會	日本基督教會	英國教會	天主教會	基督教會	英國教會	美國教會	德國教會	合計
傳道開始	一八六〇年	一八七三年	一八八二年	一八八二年	一八八二年	一八八二年	一八八二年	一八八二年	一八八二年	一八八二年	
男宣教師	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
女宣教師	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
宣講人男	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
宣講人女	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

項目	公理教會	英國以教會	美國以教會	日本基督教會	英國教會	天主教會	基督教會	英國教會	美國教會	德國教會	合計
清人女	二六五	一〇〇	一八六	二八二	二〇〇	二二七	二二五				一〇〇〇
宣教師	五	五	五	五	五	五	五				五
信徒總數	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇				一〇〇〇
教會堂	一	一	一	一	一	一	一				一
神學校	一	一	一	一	一	一	一				一
同生館	一	一	一	一	一	一	一				一
男子學校	一	一	一	一	一	一	一				一
同教師	一	一	一	一	一	一	一				一
同生館	一	一	一	一	一	一	一				一
女子生館	一	一	一	一	一	一	一				一
女學校	一	一	一	一	一	一	一				一
同生館	一	一	一	一	一	一	一				一
病院	一	一	一	一	一	一	一				一

第一 公理教會は米國コングレグーション教會の傳道に屬し我邦の組合教會と同性質なり清國にては公理教會と稱す是れ特に信徒自ら教會事務を研究する意に基きて名づけし者ならん本教會は直隸省中數ヶ所の派出場を有し北京、通州、張家口、保定府、山東省、山西省に於ける諸教會と氣脈を通じ傳道教育に従事す天主教會を除きては新教の傳道事業中最古の者なり而して其宣教師中には

渡清後四十年餘を經過したる者あり

第二 米國以英以教會は北米合衆國の所謂北部メソヂスト教會の傳道にして直隸省地方各所に派出傳道場を開き汝々として布教に従事し前の北京大學堂を以て教育の本場とし其勢力盛なり

第三 英國以英以教會は其性質前項の教會と同一なり傳道場は本省中著名なる開平炭坑の所在地唐山並に其他山東省中に跨り徐々に進歩す

第四 倫敦教會は所謂倫敦メソヂストの傳道事業にして本來教派の如何によらず凡そ基督の福音を傳ふ精神を有する者より成立せる者なれば何派の傳道事業と云ひ難けれども其性質は公理教會若くは長老教會に類する事多し此教會は天津にアングロチャイニーズ即ち英清學院を設立し清國男子の教育に盡力して傳道するを以て信徒は青年男子を多しとす其外病院を設け男女の患者に施療し地方傳道には専任教師ありて之を努む

第五 天主教會は天津耶穌教傳播最古のものにして信徒の數も他に比して多く又壯嚴なる教會堂並に講堂物を有し諸事完備し地方傳道數十箇所を有し其勢注目の價値あり

以上列記したる五教會は悉く清人傳道の目的にて其労働の年間長く傳道師男女の員數も多く設備完成して其年々費したる傳道費は決して鮮少なからず然るに教會信徒は重に中等以下に屬し其性質柔順信仰堅固なるは彼の團匪の事變に激し固然たれども獨立獨歩の精神に乏しく學校教育事業は勿論教

會の直接教務に關しても清人親ら獨立して之に當る者鮮く諸事外人教師の手に導かれ順柔なること羊の如く汝々として唯其命に遵ふのみ故に諸教會共に外國傳道會社の教會にして純然たる清國の教會となすは容易の業にあらず是れ清國傳道の患よ可き點なりとす

第六 日本基督教會は始め我邦の日本基督教會より幾分の補助を得て傳道に従事し重に邦人教化の目的を以て從來我邦にて傾洗したる信徒數名を以て今より四年前教會を設立し日露戰爭に際し内外多忙の時となり断然右傳道局の補助を辭し自給教會となれり平和克復後は租界内に居留民増加し従つて信徒の内地より渡清するもの漸く加はり且つ求道者も續出して教勢勃興せり加之最初より組織しありたる青年會は大に勢力を増し清英語夜學と軍人慰勞を兼ね舊來の家屋狹隘を告ぐるを以て更に大なる家屋に移り尙進で新教會堂建築の計畫あり

第七 英國教會は監督教會にして天津歐米居留人中此教派に屬する信徒が組織せる者にして英租界の中央に完備せる教會堂を有し専任の牧師ありて教務に従事し又英國駐屯軍隊に傳道す

第八 歐米人一致教會は當地に在住せる歐米人にして監督教會外の信徒の組織せるものなり本教會も亦英國租界の一部に完備せる教會堂を有し専任教師を聘し歐米人の傳道に従事し近來教勢頗る盛なり

第九 中國青年會は米國青年會より派遣せられたる幹事の幹旋により清國青年を以て組織せらる

青年信徒は勿論又信徒ならざる大官豪商多く之を賛成し本會の爲め充分なる寄附金を支出し大部分は米國本會の扶助によらずして會務を辦す其事業は傳道、教育、社交、體育、等にして青年を善道に成化し社會有用の人物と爲すに在り

第十 福音會社は天津に三箇所あり各資金の出所を異にするを以て各自に執務す其事務は福音を各派傳道場に供給し又福音販賣人を各所に出し衆人をして容易に神の言を知らしむるにあり清譯書は數年前迄は悉く上海華英書院の出版なりしが近來十中八九は我橫濱福音印刷會社の印刷製造に係るものを用ふ是れ全く我印刷物の精美と廉價とに因るなり

以上諸教會の外天津英租界に海員寄宿所なるものあり歐米の兵士水夫の俱樂部に供し基督教の集會を此所に開きて傳道し又純潔なる遊戯を以て彼等を慰藉し居れり

第七節 葬 儀

清國人は死者に對して最も鄭重の儀式を行ふは古來の風習なり故に今茲に其一斑を記るさん

送魂 人の臨終に及ぶや剃頭人をして病者の頭髪を剃らしむ(但辨髮及び鬚は剃ることなし)其既に死するや先づ門外に於て紙製の輪を焼き死體に新衣(紺色若くは藍色の袍、套靴、帽)を装着せしめ床上に臥せしむ門外には白紙にて造りたる錢を掛け一家の男女は悉く白色の孝服を着け一同痛哭し土

地廟(各村には必ず一個の廟あり土地廟と名く)に至りて紙錢を焼き痛哭す之を送魂と云ふ

白事 家に死者ある時は其喪中總て白色の物を用ふるが故に白事と云ふ父の喪には白色帶の端を左肩に母の喪には右肩に懸けて之を區別す蓋し葬儀を白事と稱するは婚禮を紅事と云ふに對するものなり

訃聞 父母死したる時は其子孫は棺を求めて死體を之に納め喪服を着け又死者の姓名、官職、生死年月日、兄弟子孫及び喪別を印刷し以て親戚朋友に告ぐ之を訃聞と稱す

出分費 親戚朋友來りて弔詞を述べ香奠を送りて葬費を助く之を出分費と云ふ

放餞口及接三 死後第三日には和尚又は道士を請ひ讀經せしめ紙錢を焼く之を放餞口と云ふ之れは魔王に請ひ死者の靈魂を放ち還らしむる意なりと云ふ而して此日親戚朋友を會見せしむ之れを接三と云ふ

送三 接三に依り靈魂を迎へ親戚朋友集り來りて弔詞を述べ奠物を捧げ和尚道士をして經を讀ましめ冥器、紙錢、紙馬、紙幡等を通路に焼く是れ靈魂の去るに臨んで要する物を送るの意なり孝子等哀泣す之れを送三と云ふ出殯前は毎日三回紙錢を焼き妻子慟哭す一七日には道士十數人を聘して經を誦し炮を放ち三七日に至り和尚十數人を聘して經を讀ましむ

出殯 五七日即ち三十五日を過ぐれば日を擇び葬式を行ふ之れを出殯と稱す出殯の日は親戚朋友

の葬送せんとするものは其家に集り孝子は人夫二三十人多きは六七十人をして其棺を擔はしめ儀仗に従ひ奏樂しつゝ送葬を行ふ又出殯の日は親戚朋友集り來りて弔詞を述べ奠酒を舉げ孝子に見えて慰籍の詞を述べ即ち悲哀に沈みて健康を害せざらんことを告ぐるに過ぎず此時親戚朋友は總て深紫の上衣を着け最親の者は帽子に纒を用ひざるなり出殯は費用調達の爲め數月又は數年後に延期せらるゝことあり其延期せるものは棺を邸内の一隅又は家屋に近き田圃中に安置す

出殯前の概況 先づ席を用ひて式場を造る之を齋棚と稱す式日前に傘、旗、扇、太鼓、喇叭等を借り來り一晝夜三四の奏樂をなし夜中深更に及びて之れを止む親戚朋友を招き二日間毎日二回づゝ酒食の饗應をなす招待せるものは奠儀と稱して幕又は金銀を贈る其額二三十仙より三四元なりと云ふ儀仗 兒衆數十人喪服を着け龍旗及び死者の遺品等を持ち儀仗に従ふ其旗色は本屬の色を用ふ即ち正白旗人は正白色を用ふるが如し

奏樂 には天及泣顔回を奏す

樂器 は鑼、鼓、鐘、叩、號筒、笳管、笛、雲梯、鼓板等を用ふ

開弔 出殯第一日には家内の男女は白色の喪服を着け開弔と稱して號泣す和尚道士は經を讀み親友は皆靈前に至りて禮拜し孝子(死者の後を繼ぐ者)靈後に在りて叩頭す

仲宿 葬式を出すには吉日を選び出殯前夜親戚朋友の弔ふ者孝子と共に擁して通夜す之を仲宿トナドと云ふ

よ

出殯第二日 和尚道士は出柩の經を讀み秀才又は舉人等の文官を聘して點主の式を行ひ(點主とは位牌の下部に書したる王の字に文官筆を執て朱點を加へ主の字と爲すの禮を云ふ)又武官の秀才舉人を聘して祭門の式を行ふ(祭門とは騎馬の武官門前に至り閉門の外より叩頭するの禮を云ふ)右下りて門を出で孝子は父又は母の名を書したる銘旗を持ち孝子の妻子は壽籠(小遊)を抱持し街路に列を爲し銘旗類を樹立して奏樂す

橋渡式 婦女子は車輿に乗り列に従ふ橋渡式ハシワタシ(橋なき時は假橋を作る)を終り孝子は壽籠(小遊)を投擲すれば會葬者は列を離る一家の老幼は共に墓地に至りて埋葬を行ひ壽籠は棺と共に埋む

園攻 總て子女は埋葬を了りたる後第三日の早朝墓地(攻地とも云ふ)に到り土を添ふ之れを園攻ウツクと云ふ

爾後毎年清明節(清曆三月初旬)には子女攻地に到り土を添へ紙錢を焼く又毎年十一月一日には婦女は門前又は邸内に於て各色の紙にて作りたる寒衣を焼く

孝子は奥に居ること一百日間は剃髪せず飲酒せず百日後は青布に袍掛を着け初めて門を出づ又三年間は新門に昇るには青布袍掛を着く

送葬には親戚朋友悉く見送るにふらず近親及親友は棺に従ひ墓地に到り埋葬の後祭壇を設け叩頭し

て案に歸る

以上葬式は固より富有者間に行はるゝものにして少くとも費用三百弗乃至五六百弗を要すと云ふ故に中等以下のものにおいてには節約省略を免れず而して葬儀は兩渡間に於て大同小異なり茲には唯だ兩者の概要を抄記せるのみ

祀壇寺觀

左に天津に於ける廟閣並に著名の寺壇社廟を附記すべし

玉泉閣

玉泉閣は東門外宮北に在り其建立は明朝なるも年代は詳ならず成豐七年大修繕を行ひ小修繕は數年毎に之れを施したり

第一門の前面には「惟天爲大」の四文字を掲げ其後面には「晏天鴻主」の額あり門内に入れば左方に楹あり「鳴遊」と書せる額を掲ぐ道士等此楹内に居住せり大祭の節は式に依りて鼓を鳴らす其傍に「財神殿」あり儲財を願する所なりと云ふ又右方には楹楹あり「爐爐」なる匾額を掲げ其次ぎに「龍君殿」あり龍王神を祭る所なり

第二門の前面には「玉泉閣」なる額を掲げ其背面には成豐七中秋重建の文字あり降りて光緒十七年次

辛卯夏一部の修繕を施せり

第三門の前面は「大成乾元」光緒三年五月殿瓦武雲章敬書とあり後方には「聖稱無極」光緒辛卯仲春王恩重敬書とあり其他「合元壽輝」等の額を見る

第三門を入れば即ち本堂あり「三官殿」光緒辛卯五月殿瓦御瑞澄敬書と記せり本堂前面の楹上には「清虛閣」と書し下方に群生父、萬靈師、應元府なる三額あり堂内の正面には九天爺（三官神とも稱す）なる神體を安置す此三個の神體は天宮、地宮、水宮と稱し天地水を主管する神なり

殿内右方に「真武神」なる神體あり武を司る左方に火神あり火を司る又左方に合せて八個の神體あり前記の神體を護衛するものなりと云ふ其外殿内には「切莫養生」光緒辛巳五月鏡波御瑞澄書の額あり又位牌には「萬天帝主金闕聖尊萬壽主玉皇大天尊玄高上帝」及び「九天應元府無上玉清九天應元雷聲普化天尊」と書せり又一個の牌あり「千秋太子萬歲皇帝民安國壽兩順風調」萬曆六年旨日山西路南府と銘す九天爺は士民の信仰最も厚く早天の時は此神に轉れば忽ち雨を得ると云ふ去る明治三十六年當地方旱魃の際時の直隸總督袁世凱は文武百官を率ひて親しく此閣に詣りて香を燒き雨を禱りて効驗ありたり毎年九月九日大祭を行ひ毎月一日十五日には士民參拜するもの紛なからず殿外に「燒窠」を設く一名之れを「惜字窠」と稱す一般の士女文字ある紙片を見れば之れを拾ひて此中に入れ置き時々燒棄する所なり殿前に一の石碑あり「重建玉泉閣」と書す本殿の右側に「護職府」と稱する一字

あり曰祖神と云ふ救世の神なり參詣者は日に絶へず「求心有應」と書せる幔幕十數張あり是れ皆信者より獻納せるものなり參詣者は道士より線香を買ひ之れに火を點じて神に捧ぐ此間道士は嚮を嚮らし禮拜を了れば道士は神前にある神籤を取り出し之を信者に與ふ信者は此神籤を得て道士の判斷を請ひ更らに神籤と符合する神符を受け之に依り吉凶禍福を判定し或は疾病に適する良藥を求む神籤には唯だ一より百に至る番號を付しあるのみなり又藥劑を求むるには神符一百種あり各藥名を異にす此藥劑を記する神符は男女及び幼者の三種に區別せられ各一百種を有す信者は大抵一回の香料として道士に拂ふ所僅かに銅錢二三個に過ぎざるが如し

現今開内には道士六名と苦力二名住居す彼等は淨財神籤及び香料を以て衣食すと云へり此等の道士は總て無學にして開關の起原由緒等何等知る所なし又開内には以上記載せるもの、外尙幾多の坊屋あれども多くは外國人に貸貸し其後大部分を改築して今は教育品陳列場となれり

天后宮

天后宮は東門外宮北に在り元朝の建立にして明の永樂元年(五百三年前)之れを重建し正統十年(四百六十一年前)參詣拈節之れを重修す史を按ずるに宋の宣和中(七百七十八年前)使者を高麗に遣はしたるに偶々途中暴風に遭ひ神に轉りて僅かに難を免れ歸りて之を朝廷に奏聞す詔して祠を建つ後神祇顯赫にして海内普く之れを祀る又元の泰定帝本紀に泰定三年(五百八十年前)八月天妃宮を海

津鎮に造る之れ天津に廟を建つる始めなりとあり

表門には「勅建天后宮」及び其裏面に「靈護萬方」の匾額あり門前に一個の戲臺あり門を入れば更らに島形形の門あり「百谷朝宗」の額を掲ぐ

第二門の前面には「三律福主」の額あり第三門に入れば左方に火帝右方に龍師、樂の三堂あり本堂には「護國保民」なる額を掲げ天后神母と稱する女神體を安置す今は主として婦人兒女を保護する神なりと稱す毎年正月初九日十二月等に大祭を行ふ尙天后神母は海上船舶の安全を保護するものなれば本堂内に船型を奉納せるもの艘からず堂内三十餘の神體を排列し又堂の内外には數十の額を掲ぐ其内重なるもの二三を舉ぐれば「贊聖敷慈」嘉慶納策(仁宗百十年前)「河海之慈」至成坤元「寶海鏡前」其他近くは盛宣懷等の書あり

兒女の天然痘其他諸種の疾病等あるに際し黄色の紙及び金紙等にて作れる冠、衣帶、靴、帽子、袴等各種の模形品を堂内にて購ひ之れを堂内の壁中に入れ焼き盡し其快癒を祈る此時道士は傍らに在る大鼓及び梵鐘を撞き神の靈告に依りて服藥するものなりと云ふ

現時同宮内に住する道士二十餘名あり彼等は神籤を賣り又他の淨財に依りて生活す彼等は堂内神前に於て平然として食事を爲しつゝ事務を爲すが故に廟内甚だ汚穢なり道士は無學賤劣にして偶々參觀して事蹟を問ふに少しも要領を得ず彼等は唯だ「給我吃々」と言ひ金錢を乞ふこと頻りなるのみ彼

等は食事しつゝ祈禱を爲し笑ひながら神籤を引くも參詣人は我不管焉の光景なるを見ては其滑稽實に噴飯に堪へず

天 齊 廟

天齊廟は東門外に在り明末の建立にして佛教に屬す和尙の言に依れば開山は寶和と稱し現代の和尙李普翁は四十五代目(?)にして法號を潤如と號す五人の弟子あり廟内に間接す拳匪騷亂の際一時他に避難せしを以て不良の徒廟内に入出し什物を散亂せしと云ふ表門は勿論其他幾個の坊屋は商人に貸貸せられ和尙裏口より出入して本堂及び二三坊屋を使用するのみなり和尙は一の經文を有せず又佛法を談する能はず日々讚經する摸樣なし試みに之れに何經を誦するやを問へば尊王觀世音經及禪門佛事全部等を讀むなりと答ふ同廟は曹洞宗に屬すと云ふ廟内に安置せる本尊は地藏尊像にして左右に十王と稱し十個の佛像あり木魚及大鼓を備へり表門には古利東嶽廟と稱せる額を掲ぐ想ふに和尙は専ら家賃を以て衣食するが如し目下其大部は代收國民捐巡警分局等で使用せらる

大 悲 廟

大悲廟は天津城東南角外に在り明末の建立にして臨濟宗なりと云ふ開祖は玉章と稱す金剛經若波

羅密經、大方廣佛、華嚴經等あり本尊釋迦如來を安置す本堂内には廟の模形あり甘露尊王菩薩(財神なりと稱す)の前には觀音靈籤と稱し神籤を備ふ吉凶禍福疾病等に関し其判斷を乞ふものなり和尙七名あり廟内の掃除行届きたるは他の廟の比にあらず和尙は必ず毎朝讚經すと云へり其經文は大悲咒及金剛經若波羅密經なり

以上の外天津縣内に於て稍や著名なる壇廟を列記すれば左の如し

風雲雷雨山川壇 城南に在りて風雷雨の各壇を設けたるも洪武二年(明の太祖)詔して風雲雷雨を合せて一壇と爲し同六年再び前記の如く合肥す

先農壇 城西に在り雍正四年勅を奉じ直省耕藉の禮を行ひ各地方に設立す同五年始めて毎年仲春亥の日を以て祭日と定め地方官は所屬の官吏及び郷の耆老を率ひて壇に詣づ

大藥王廟 西門外西頭に在り佛を祭る目下は其大部分を以て巡警分局に使用す

城隍廟 道教に屬し城內西北に在り永樂四年(四百九十九年前)に建立し成化十九年に再建す雍正四年邑人經啓乾なる者後樓五個を建つ目下巡警分局あり

關帝廟 軍神を祀るものにして天津縣内に三十有個所あり河東老龍頭にありしものは北清軍變の災に罹り今は其影だになし戸部街に在るものを護國關帝廟と稱し順治九年(二百四十三年前)勅を

率じて忠純神武國勝大帝と爲し後雍正三年追知して會祖を公昭公とし祖を希眞公とし父を成忠公と
して祀る毎年春秋の仲月及五月十三日祭禮を行ふ

火神廟 教場演武廳の東其他十箇所あり

風神廟 日本租界開口河岸に在り乾隆五十四年勅建高宗、仁宗、宣宗文宗の御筆匾額ありしも

北清軍變我軍の占領する所となり今は我天津高等學堂に使用せり

海神廟 大直口に在り康熙三十七年(二百七十年前)肅親王胤禩命國幣を費して修繕す御製の碑文匾

額を賜はる雍正三年勅を以て再修す御製の碑文あり

河神廟 城外西北角に當る芥園に在り乾隆三十五年(百三十五年前)天津に水害あり天津道宋

公宗元之れを建つ

小浪廟 河東鹽坨長芦に在り小浪は海神なり元と河西に在り初め平浪侯に對し後護國濟運順應

平浪元侯に對す順治六年(二百四十五年前)津人之れを河東に移し康熙二三年修繕す阜財、豐財の二

場も亦此中に在り

魚骨廟 海口野家岸に在り魚骨を以て屏風神座を作り神體を安置す廟側に泉あり以て掬するに足

ると云ふ

藥王廟 北門外西北隅に在り明の永樂年間(約五百年前)之れを建つ其他十數個所あり

三官廟

南門外に在り明の弘治年間(四百七十年前)之れを建つ其他十數個所あり

文昌廟

東門内に在り孔子を祭る明の永樂年間(四百五十餘年前)に建つ其他三ヶ所あり

土地廟

城北北倉に在り明の崇禎年間重建す其他二十餘個所あり

僧王廟

西門外に在り併關大臣親王僧格林沁を祀る同治八年通商大臣崇厚之を建つ勅して額を

賜ふ

海光寺

南門外に在り康熙四年(百九十二年前)僧の成衡之を創建す初め普陀寺と名け後十四年

にして碧嶺海光寺なる額及御書を賜はる官商輿捐して殿宇を修繕し回園に楊柳一萬株を植ゆ當年の

烟景想ひ見るべし今や一株を剩さず曾て英清談判を及に開く後之れを西機器局と爲し團匪事變の際

我軍の占領する所となり目下我清國駐屯軍此所に駐劄す

望海寺

城外河北岸に在り乾隆元年(百六十九年前)巡鹽御史三保願請ふて重修し御書匾額を賜は

る

湧泉寺

小直沽口に在り明の宣宗樂安州を征し(約四百七十九年前)此に渡り金唐三を給ふ正統

十年清運參將湯節之れを重建す其他二箇所あり

積古寺

西門外西北隅に在り萬曆七年(三百二十六年)勅建し康熙三十八年重建す殿無間あり

李公廟

河北總督衙門西邊に在り故北洋大臣李鴻章を祀る光緒三十一年に建設せし者にして頗る

宏壯輪奐の美を極む嗣後に享壽園池あり最も遊覽集會等に適す又光緒三十二年公の銅像を茲に建つ
 四烈廟 西門外育樂堂の右に在り譚應辰の妻陳氏趙某の妻張氏阮奇玉の妻薛氏金振の妻丁氏を葬
 ひりし所なり其他河北大寺は天津小學堂、河北大悲院は北洋銀元局、河北甘肅寺は戶部局、河東
 大佛寺は地國工部局西頭如意庵は中學堂、河北大王廟は衛生總局、西頭雙忠廟は巡警局慈惠
 寺は小學堂、永泉寺は巡警分局、朝陽觀は工藝學堂、韋陀廟は巡警分局等、公共の爲め使用せ
 らるゝもの甚だ夥からず

天津に於ける社壇寺廟の數を擧ぐれば左の如し表中廟又は壇とせるは何々壇何々廟と云へるを略し
 て其總數を示したるものにして甲は乾隆四年(百六十七年前)出版の天津縣志乙は同治九年(三十六
 年前)出版の續天津縣志に據りたるものなれば其區域も廣く隨て其數も亦多しと雖ども其後類廢せ
 しものなきにあらす丙丁は光緒三十年六月天津巡警總局の調査に成りたるものにして丁は和尙及び
 道士の數なり之を甲乙二者に比すれば其區域稍狹きが如し之れ其數に於て著しき差ある所以ならん
 か

廟	名	(甲)	(乙)	(丙)	(丁)	名稱	(甲)	(乙)	(丙)	(丁)
州	(甲)	(乙)	(丙)	(丁)	名稱	(甲)	(乙)	(丙)	(丁)	
四	四	四	三	七八	廟	六	一九	一五	二〇	
四	一五三	五三	一六五	寺	一七	三六	三三	一三六		

院	寺	壇	廟	觀	合計	宮	堂	林	亭
二	八	一	四	二	九四	五	二九	八	二七
四	六一	一	一三	五	三四	七	五	一七	四
五	四二		七	六	一六九	一	二	五	四
二〇	八六		二四	一九	五四〇				

以上社壇寺廟の建立年號を記載せるものと否らざるものとありて悉く分明ならざるも其内新建、再
 建、重修等の年號記載しある者に依れば最も古きは河東の靈壽宮にして元の至元元年間(六百三四
 十年前)に建立せるものなり

第八章 教育

第一節 天津教育概論

天津に於ける教育は光緒二十八年天津還附の時期を以て一新紀元となすを得べし其以前に於ても
 北洋水師學堂、天津大學堂、北洋醫學堂、電報學堂、圖算學堂等の新式學校の設けなきにあ
 らざりしも甚だ不完全なりしのみならず光緒二十六年の北清事變に際し皆閉鎖の悲運に遭ひ天津還

附後時の總督袁世凱が非常なる熱心を以て教育の振興を圖りしにあらざれば新教育の勃興を見る能はざりしは勿論從來の各學堂と雖も再興を見る能はざりしや明かなり光緒二十六年北清事變前に於ける天津の教育は前記の各學堂ありしに拘はらず大體より之を云へば清國他地方と同じく科舉制度此れが主腦となり直隸學政の衙門は科舉の考試を掌どり學校には會文問津三取輪仁集賢積古等の書院及び其他數多の義塾家塾と稱する者ありて義塾家塾は讀書習字を教へ書院は考試に應せん爲めに文章策論を兼修する所たるに過ぎずして此時代に於ける科舉の觀念は仕官の觀念と関連し仕官は又營利の意に外ならざりしと云ふも敢て誣言にあらざるなり

天津に於ける新學の勃興は主として之を三種の原因に歸するを得べし第一は前任直隸總督袁世凱の政策第二は現任學部侍郎嚴修の熱心第三は諸外國人との接觸是なり

袁世凱が直隸總督として保定府に駐在するや専ら諸般の改革に従事し軍事、教育、財政、農務、警務、工藝の各顧問を我國より聘し大學堂(今の高等學堂)師範學堂、警務學堂、農務學堂、將辦學堂、陸軍師範學堂等を興し又普く各府州縣に布達して盛んに中小學堂を起さしめたり是れ實に光緒二十八年の事に屬す同年八月列國が天津を清國に還附するや總督は天津に移駐し銳意風氣の開發を謀り學堂設立新獎勵は實に其心腹の主要部分を占めたり現天津に於ける一百有餘の新學教授の學堂が概ね袁世凱移駐の後に興りしを見れば袁世凱の政策は實に其第一原因たらざる可からざるなり

可からざるなり

今の學部侍郎嚴修は天津の人なり昔て汝州の學政たりし時科舉の制度を改めん事を上奏せしが廢有爲の變後職を辭して郷に歸り自家の義塾を改め敬業義塾と稱し自家及親戚の子弟に新學を授けたり是れ實に今の私立第一小學堂の起源なり次で袁家義塾を起して近郷の子弟に新學を授け又有志者と協力し巨額の私財を抛ちて新學の學堂を興せし事一再に留らず後直隸學務處督辦となり三十一年學部の設立せらるゝに及んで勅命に由り入りて侍郎となる是れ氏の熱心を以て第二の原因に數へざるべからざる所以なり

北清事變後天津は貿易地として又外國人居留地として北清に於ける重要地位を占め殊に北京の門口たる各國駐屯軍の駐在すると袁世凱の聲名とに由り事業政治家のみならず各種の漫遊者此地に到たる者陸續接踵し天津人が諸外國人に接觸するの機會益多きを加へ北清事變に文明の利器を自棄せし天津人は今や平和の交際に由りて日夜刺激を受け新思想を吸收し自ら奮ふて新教育を興すの必要を悟れり前總督袁世凱の政策嚴修侍郎の熱心は實に天津に於ける新教育の大原因なりと雖も然れども天津人にして若し諸外國人と接觸するの機甚だ少しとせば奚ぞ能く今日の如きを得んや是れ吾人が此を以て第三の原因に計ふる所以なり

以上の三原因に由り天津に於ける新教育は駁々として發達し今や北清第一と稱せらるゝに墜れり直

練他地方は教皮の上諭と總督の嚴達により省内到る所に學堂の設立を見るに至りしも唯名ありて其實なき者多きに反し天津士民が自ら興學の必要を感じて個人或は協同を以て幾多の私立學堂を興し皆て子弟をして就學せしめ又他地方學堂が學用品或は食費を官給して僅かに子弟をして就學せしむるを得るに似ず既に二三年前より小學堂に於て月謝を徴收するが如き天津が如何に興學に熱心にして教育の發達せるかを證するに餘りあり

第二節 教育行政

天津に於ける教育行政廳を分ちて直隸學務公所天津勸學所及び天津教育會の三となす

一、直隸學務公所 直隸學務公所は直隸全省の教育行政廳なり直隸新教育の行政は實に光緒二十八年時の總督袁世凱が東京音樂學校校長兼東京高等師範學校教授渡邊龍滯を聘して教育顧問となし直隸學務司なるものを保定府に起し直隸全省の教育行政廳となせしに始る其後光緒三十年直隸學務所と改稱し翌三十一年天津に移し次で各省に提學使を置くこととなり直隸學務所の事務は擧げて提學使司に移れり提學使司學務所の組織に關しては本書第十一章行政機關の條に説述するを以て省略す

二、天津勸學所 光緒三十二年學部の法令に由りて設立す天津縣内に於ける初等及中等教育の行

政を掌る所たり本所には學董六人ありて内二人は總務を執り四人は事務を分掌す總務學董の下に數名の書記あり

三、天津教育會 天津教育會は光緒三十三年一月之を設立す商議機關と監督機關との性質を兼

ぬ即ち天津に於ける教育に關する重要事項を商議し又學堂施設を監督す會長副會長各一人を置き天津勸學所學董各學堂長及教員を以て議員となす創立後日尙淺きが故に未だ其事業の見るべきものなし

第三節 師範教育

直隸省に於ける師範教育は光緒二十八年保定府に直隸師範學堂を創設せしに始まる該學堂は創立以來速成卒業生を出だせしこと三百餘名にして此等卒業生が各地に派遣せらるゝに及び大に地方の風氣を喚起し各府縣に於て陸續師範學堂を起し今や直隸全省に於ける師範學堂の數は實に七十九個所師範傳習所十三ヶ所あり而して現在天津に在るものは北洋師範學堂天津兩級師範學堂北洋女子師範學堂天津縣師範傳習所なり

一、北洋師範學生 北洋師範學堂は天津府城の北一里にあり光緒三十二年十一月開學す本學堂は袁世凱が北洋一帯の教育を振興せんが爲めに設立したるものにして一面には海外留學の煩を省

き一面には之を以て北清一帯の風氣を開發し教育思想を振起せんとするにありて生徒招募の範圍は直隸山東河南山西及東三省なり

本學堂は中學堂及び初級師範學堂の教師を養成するにあれども目下必要に應じて小學堂の教師をも養成す中學教師を養成する科は之を優級完全科と稱す豫科本科各三年にして本科は之を地理歴史、數學理化及び博物の三科に分つ初級師範教師を養成する科は之を專修科と稱す豫科半年本科三年にして本科は之を文學教育地理歴史數學理化博物及圖書手工の五科に分つ小學教師を養成する科は之を初級簡易科と稱す一年にして畢らしむ目下開學せるは專修科と初級簡易科にして專修科は三百人初級簡易科は百人あり何れの科にても日本語を獎勵し殊に優級完全科の本科にありては日本語の擔任する學科は日本語を以て教授するの組織なり現在教師の數は日本教習六名清國教習十一名外に學堂醫として本邦醫師一名あり

二、天津兩級師範學堂 光緒三十一年六月天津府及河間府の小學堂教員養成の趣旨を以て開設せり初は完全科、本科、簡易科を置き天津初級師範學堂と稱せしが光緒三十三年一月より簡易科を廢し更に優級理化選科を置き初級師範學堂及中學堂の理化教員を養成することとし天津兩級師範學堂と改稱す本邦人教員二名清國人教員七名生徒總數百七十二人なり初級師範完全科は三年級に分る經費は月初一千八百兩にして生徒の食費學用品體操服は學堂より支給す本學堂附屬小學堂は生徒六十人分つて二學級となし教員は二名にして共に本學堂簡易科卒業生なり小學堂の經費は定期月五十兩なり

三、北洋女子師範學堂 本學堂は光緒三十二年四月直隸總督の命に由り開設せり其目的とする所は初等小學高等小學の女教員を養成し兼て文學の普及を圖るにあり目下は先づ速成簡易科を置き修業年限を一年半とす生徒は二十歳以上四十歳にして普通の論文を作り且つ數學の初歩を解するものを試験の上入學せしめ百名を限り學堂内寮舎に寄宿せしむ本學堂の經費は總督の負擔にして生徒の學費は各自の學力に應じて本學堂より給與す其最優等なるもの、月初を一人十元、定め順次等差あり現今生徒を二部に分ち第一部は漢文の素養多きものにして將來文學を以て身を立つるの目的を有するもの第二部は理化學を主とし文學的素養に加ふるに科學的智識を以てするものなり教員は男子三名女子六名内日籍婦人各一名あり

四、天津師範傳習所 光緒三十一年以後師範講習會なる者を興し天津師範學堂内に於て夜間普通學の授業を爲し又時々日曜講義を開きて教育學教授法等を講演し又時ありて實地教授の批評討論等を爲し以て天津小學堂の教員中特に無資格者の程度を高めんことを謀りしが光緒三十三年に至りて天津師範傳習所を置き現任の無資格教員を爲め夜間小學教員に必要な學科を授け一年の後試験を行ひ合格者に證書を與ふること、せり現在生徒三十名にして天津兩級師範學堂の教場を使用す

本所は天津教育會及天津勸學所の管理に屬し經費は勸學所より支出す

第四節 小學教育

直隸全省に於ける小學堂全數は約四千五百にして生徒總數は約九萬人なり總て光緒二十八年以後の設立に係る而して其先鞭を著けたるは天津なり現在天津城内に設立せる小學堂數は兩等小學堂（高等尋常并設）初等小學堂半日學堂等官私立を合せて八十四教員總數三百七十八人なり女子小學堂其他藝徒學堂商務半夜學堂等にして小學堂に類するものは此外にあり

天津に於て最も早く開設したる小學堂は民立第一小學堂にして嚴侍郎の始めたるものに係り約四百兩の豫算にして嚴氏外三名各一百兩を支出せり直隸全省に於ける新式小學堂の嚆矢とす天津小學堂中最も整頓したるは兩等模範小學堂なり光緒三十二年學務公所の設立に係る本學堂を以て小學堂の模範たらしめんとの趣旨に由り兩等模範小學堂と名づく生徒定員四百人現在在學生徒三百八十八人分つて十學級となす即ち初等科五學級高等科四學級單級一學級なり教員十五名内一名は日本人にして手工科の授業を擔任す

學堂設置は今や天津官民間の流行となり餘裕あるものは皆之を興さんことを企圖せり故に小學堂の名を附せざるも商家等が個人にて徒弟等を集め讀書算術理化の一端を授くる者亦少なからず

第五節 中學教育

天津に於ける中學堂は其數八あり而して設立の最も早きものを私立第一中學堂となす各中學堂の修業年限は五ヶ年にして高等小學卒業者をして入學せしむる組織なり學科程度は本邦中學校に略同し外國語としては一校を除く外は總て英語のみを課せり英語に重きを置くの結果所英語學校たるの傾あり

一、天津府官立中學堂 光緒二十九年天津知府凌氏の設立する所にして教員十人總て清國人なり經費月額千二百兩にして生徒數約一百五十人を五學級に分ちて授業す寄宿舎の設備あり生徒約半數は寄宿す總て自費なり月謝二元なり

二、長蘆官中學堂 光緒三十年長蘆鹽運使の設立する所にして鹽商の子弟のみを入學せしむ生徒總數約五十人皆寄宿舎に在り月謝食費共に徴收せず教員四名總て清國人なり本學堂内別に銀行專修所あり生徒約四十名あり本邦人一名之れか教師たり

三、如意庵官中學堂 光緒三十一年學部侍郎嚴修直隸學務處督辦たりしときに開設せるものなり教員總數八名内二名は佛國人にして六名は清國人なり本學堂の經費は月額三百兩にして生徒より月謝二元を徴收す生徒總數八十名之を五學級に分ちて授業す又外國語として英語と佛語とを

合せ授く本學堂には寄宿舎の設なし

四、私立第一中學堂 光緒二十九年學部侍郎嚴修自宅に於て開設し敬業中學堂と稱したるものなり經費は月額四百兩教員は米國人二名清國人十名にして生徒總數百五十餘名分ちて五學級となす月謝三元なり寄宿舎の設ありて約半數寄宿す

五、私立普通中學堂 光緒二十九年基督教青年會の開設する所にして米國人之を僱併す教員は米國人二名清國人六名にして生徒總數一百二十人なり月謝三元にして寄宿舎の設なし

六、私立明新中學堂 光緒三十二年之を設立す教員は四名總て清國人なり生徒三十人月謝三元を徴收す寄宿舎の設あり

七、北洋客館中學堂 光緒三十一年時の總督袁世凱の命に因り開學す本校の目的は官吏の子弟を集め中學程度の教育を授くるに在り是れ客館中學堂の名ある所以なり(清國制度は官吏は總て他省の人たるを要す)教員十二名にして内一名は英人一名は佛人其他は清國人なり生徒總數は百三十餘人にして分ちて三學級となし二學級は英文班と稱し一學級は佛文班と稱す生徒年齡は十二三歳より二十三歳に至る本學堂經費は毎月一千兩にして生徒は總て自費なり寄宿舎の設あり九十餘名を入る學費食費として寄宿舎に在る者より毎月八元を徴收し其他より六元を徴收す本學堂には雨天體操場あり

八、中州學堂 中州とは河南の謂にして河南人の子弟を教育するの目的を以て光緒三十二年之を設立す教員は七名にして總て清國人なり學生は約六十人にして之を三學級に分ち二學級は中學程度にして一學級は高等小學程度なり經費は月額約七百兩にして寄宿舎を以て之を維持す生徒悉く寄宿舎に在り食費及會費として月額四元八十仙を徴收す月謝は徴收せず

第六節 女子教育

天津に於ける女子教育は概して光緒三十一年以來の施設に係り今は學校數大小合せて十數所生徒總數約七八百人尙ほ日進の勢あり今左に其頂なる者を擧げん

一、北洋女子師範學堂 (師範教育の條に記したれば略す)

二、高等女學堂 光緒三十一年總督の命に由りて設立す校舎の新築費は一萬四千兩經費月額七百兩なり月謝は英文を學ぶものは三元他は一元なり教員は九名にして内獨國婦人一名(北洋女子師範學堂より兼ぬ)米國婦人一名其他は清國人なり生徒總數約七十名にして之を三學級に分ち年齡は十三歳より二十七八歳に至る寄宿舎の設あり約三十人寄宿す

三、天津公立女學堂 光緒三十年總督の命に由り開設す經費は月額三百兩にして月謝は英文を學ぶ者三元其他は二元なり教員は六名にして英國婦人一名日本婦人一名其他は清國人なり生徒總數約六

十餘人分つて三學級となす寄宿舎の設あり

四、官立女子小學堂 天津城内五ヶ所に設く光緒三十一年に開學せり經費は一學堂月額七十兩に

して生徒數は五ヶ所を合して約四百二十餘人あり學級は多きは三班少なきは二班なり教員は五所を合せて十人總て清國婦人なり

五、保姆講習所 光緒三十一年六月學部侍郎嚴修自宅に開設す其目的は幼稚園保姆を養成するに

あり教員は五名にして日本婦人二名其他は清國人なり生徒數は二十五名にして光緒三十三年二月第

一回卒業生を出し次で第二回生徒を募集す月謝は二元にして經費は約三千元總て嚴家の負擔たり

六、普育女學堂 光緒三十二年之を開設す教員六名總て清國婦人にして生徒數は百二十名なり

七、中西女學堂 光緒三十二年に開設す教員八名にして日本人一名英國人一名其他は清國人なり

生徒數は約七十餘名なり

八、私立女子小學堂 嚴氏女子小學堂あり民立第一女學堂、民立第二女學堂、民立第三女學堂あり

り其他一個人の女學堂を建てし者少なからず

第七節 實業教育

直隸省に於ける實業教育は北洋高等工藝學堂と直隸高等農務學堂との開設に始まる前者は天津

に在りて工藝總局に屬し後者は保定府に在りて農務總局に屬せしも今は學務公所に屬す農事試験場の併設あり今左に天津に於ける實業學堂と稱すべきものを列記すべし

一、直隸高等工藝學堂 本書第十五章第二節の條を參照すべし

二、國算學堂 北洋勸業總工場の附屬たり光緒三十年三月開設す其目的は工場に用ふべきものを養成するに在り學科は繪畫算術機械の三科にして修業期は三ヶ年卒業の後尙は鐵工場に於て實習せしむ現在の生徒は卒業後實習をなし居るもの二十人其他約二十人なり教員は清國人一名なり本學堂は鐵工場と共に工藝總局の管轄に屬す

三、電報學堂 現在の電報學堂は私立にして光緒三十年羅朝漢孫洪儀兩氏の設立する所なり生徒約九十人分ちて三班となす修業期は概ね四年とすれども電報局に於て人を要する事あれば隨時卒業就職せしむ電報局よりは毎月一百元の補助金を交付す月謝は三元なり學科は中學程度の普通學に加ふるに電報に關する學科と實習となり教員は八人總て清國人にして多くは電報局員之を兼ね

四、初等工藝學堂 工藝總局の管轄に屬し光緒三十一年の開設なり生徒九十三人分ちて四班となす教員は八名總て清國人なり修業年限は三年にして卒業の後高等工藝學堂に入らしむるの豫定なり本學堂の經費は工藝總局より支給する年額二千元と生徒より徵收する月謝とに由り支拂す月謝は一元なり

五、中等商業學堂 光緒三十二年七月天津商業會議所に由りて設立せらる其目的は一面商業徒弟を養成し一面進んで高等商業學校に入るべき生徒を養成するに在り故に學科を簡易科(二年)と完全科(五年)とに分つ生徒は現在一百二十名簡易科に二學級完全科に二學級あり教員は八人總て清國人なり寄宿舎の設けなく又生徒より月謝を徴收せず經費は月額五百兩商業會議所之を支給す高等商業學校は完全科生徒卒業期に至るを待て之を設立するの豫定なり

第八節 專門教育

正確なる意義にては未だ北清に專門教育なしと云ふて可ならんも遂次其體面を改良しつゝあり今其重なるものを舉ぐれば北洋大學堂直隸官吏法政學堂直隸法政學堂北洋法政專門學堂北洋軍醫學堂北洋醫學堂北洋巡警學堂等なり而して直隸官吏法政學堂と直隸法政學堂とは共に保定府に在りて光緒三十一年の開設なり前者に本邦人三名の教員あり後者に一名の教員あり今天津に於ける專門學堂の重なるものを下に列記す

一、北洋大學堂 北洋大學堂は光緒二十一年時の直隸總督王文韶之を設置せり當時頭等學堂二等學堂の二部に分ち二等學堂は修業年限四ヶ年にして専ら英文及普通科を授け頭等學堂に入るの豫備科とし頭等學堂は即ち大學科にして法科礦山科土木科機械科の四科に分ち修業年限は通じて四

ヶ年とせり而して光緒二十五年に於て實に其第一回卒業生を出せり然るに光緒二十六年義和團事變に際し北清の教育事業は全く之を中止するの止むなきに至り本學堂も亦解散の悲運に陥れり光緒二十八年に至り時の直隸總督袁世凱教育事業の勃興を圖り本學堂を再興し翌年四月學生を募集して開學の實を舉げたり是れ即ち今の北洋大學堂なり

今の北洋大學堂は別に學則を改めず大體に於て従前の制規を踐踏することとせり唯だ開學の時本學堂附屬として俄法(露佛)通譯學科なるものありしも今は之を廢し光緒三十二年より師範科を加へて中學堂教師を養成することとせり現在學生總數百十八名にして左の諸科に分る

- 法科
- 土木工科
- 礦科
- 師範科

本學堂は保定府高等學堂と聯絡し保定府高等學堂は直隸全省各中學堂と聯絡す即ち各中學堂の卒業生をして保定府高等學堂に入らしめ高等學堂卒業生をして本學堂に入らしむるの規定なり本學堂には二名の監督あり天津海關道を以て總監督とす教師は英米人四名佛人一名清人九名ありて各科の授業を分擔す本邦人にては直隸學務顧問渡邊龍男名譽教師として教育學を擔任し外に本邦醫

士一名學堂醫たり本學堂經費は約六萬兩にして海關道提學使司兩所より支出す從來學生は總て官費なりしも光緒三十二年より師範科生を除き他は悉く月額五兩を食費及被服費として徴收するこゝとなれり

二、北洋軍醫學堂 本書第十九章醫事衛生の條參照

三、北洋醫學堂 本書第十九章醫事衛生の條參照

四、北洋政法專門學堂 北洋師範學堂の東部にあり光緒三十三年八月開學す目下豫科及簡易科の二科に分つ簡易科は又分つて紳班職班の二となし直隸地方紳士及外籍人を入學せしめ政法通材の速成を期するものにして一年半を以て卒業す豫科は三學年に分ち卒業後は正科に入らしむ正科は分ちて政治法律の二門とす共に三年を以て卒業せしむ現今學生數豫科一百九十八人簡易科二百四十二人教員十七人日本人四人外に校醫一人(日本人)あり經費は約一萬元にして學生學費食料共月額九元なり寄宿舎の設あり學生全部を收容す

五、北洋巡警學堂 市内東門外南新街にあり前總督袁世凱初め巡警養成の目的を以て保定に警務學堂なるものを新設し天津に移駐するに及び此地に巡警學堂を設け翌二十九年保定の該學堂を合併し北洋巡警學堂と改稱す學生を分ちて官學生及び兵學生の二班となす官學生は卒業の後巡警官辦(警視警部)に任用せらるゝものにして修業年限を二個年とし兵學生は卒業後巡警長目(巡査部

長及巡査)となるものにして修業年限を一ヶ年とす開學以來官學生總數六百五十名兵學生總數四千八百八十名なり學科は警察律例法政國際法等專門學科の外普通學を加ふ教師は本邦人四名他は清國人なり本學堂經費は年額約四萬二千兩とす

六、測繪學堂 光緒三十二年開設す生徒五十四名を甲乙丙三級に分つ教員は四名共に清國人なり主要學科は圖畫と測址となり修業年限は二ヶ年とす

七、東文編譯儲才所 日本文日本語の編譯者を養成するの目的を以て光緒三十二年學務公所内に設立す卒業期を定めず必要に應じて隨時卒業就職せしむ現在學生二十餘名本邦人教名授業の囑托を受く

八、音樂體操傳習所 光緒三十四年一月學務公所内に開設す

第九節 社會教育

天津に於ける社會教育の重なる者を宣講所教育品陳列館及閱報社の三とす

一、宣講所 本書第二十一章宣講所の條參照

二、教育品陳列館 光緒三十一年工務總局之を設立し教育品を陳列して一般の觀覽に供し又時々日曜日にて學術講演を爲す

第十節 居留地學校

外國人居留地内に設けたる學校に自ら二種あり一は支那人教育の目的を以て設立したるものと一は自國人教育の目的を以て設立したるものと是なり

甲、支那人教育の目的を以て設立したるもの

一、新學書院 佛國租界にあり光緒二十八年ロンドンミッションの建つる所宜教師ハート之を管理す生徒總數三百六十人を十一學級に分ちて授業す教員は英國人七名清國人五名にして學科は英語を主とし初等及高等程度の普通學及漢文を授く月謝は年二期に分ち毎期十六元を徴收す

二、成英學堂 佛國租界に在り「メソヂスト、エビスコパル」派に屬し米國布教會の建つる所なり光緒二十五年に開學せしも北清事變の爲に之を閉ぢ事變後直に再開す現在生徒數一百〇四人あり本學館には中等科と初等科とあるも中等科を本館となすセントジョン夫人の管理にして同氏及夫人教鞭を執り清國人三名之を助く

該教會は北清を六學區に分ち各區に一中等學堂、數初等學堂を置き北京に一高等學堂を置き各初等學堂卒業生は所屬區の中等學堂に入り中等學堂卒業生は北京の高等學堂に入り其卒業生は米國に留

學せしめ得らるゝの制を立てたり現在北清には山東省濟南府に一中等學堂直隸省に五中等學堂あり本學館は即ち其一にして此に屬する初等學堂は天津に三所其他に四所あり

本學堂と關連して女學校あり「ガールズ、デー、スクール」と名くセントジョン夫人之を主宰す生徒二十二人あり初等教育を授く

三、福音堂 教師養成所 ロンドン、メソヂスト教會に屬す現在生徒十七名あり卒業後宜教師たるべきものなり

四、法漢學堂 河北天主教會堂の東側にあり佛國租界局の設立する所にして其目的とする所は佛國商業の發展を圖り佛語通辯を養成するにあり現在生徒一百四人あり四學級に分ちて授業す佛人四名清人二名の教員あり學科は佛語漢文數學地理簿記等にして概略四年を以て卒業期となすも必要に應じて隨時卒業せしむ月謝二元寄宿舎の設なし佛國租界局が之に費す所の豫算額は二千元なり

五、天主教小學堂 河北天主教會堂内に設置し同教信者の子弟に小學教育を授く現在生徒十七名あり學科等は一に清國の制度に由る

六、天津高等學堂 日本租界内に在り日本人の經營に成れる唯一の學校にして明治三十三年北清事變に際し我軍の支那市街を占領するや支那人に日本語を授くるの必要を感じ憲兵大尉隈本實道主唱して日清兩國人の贊成を得寄附金を募集して日出學館なるものを設けたり是れ實に本學堂の起原

にして後明治三十七年に至り天津普通學堂と改稱せり本學堂は創立以來北清駐屯軍の管轄たりしが
明治三十九年五月に至り之を擧げて淨土宗清國開教師の手に移し次で天津高等學堂と改む本邦人三
名清國人一名之れが教員たり生徒は三十名内外なり

乙、自國人教育を目的とする學校

- 一、日本租界に於ける天津小學校 本校は明治三十五年天津に於ける日本基督教信者團體が本邦
人子弟十四名の爲めに日本婦人三名をして教育の任に當らしめたるに起因す翌三十六年に至り時の
駐屯軍司令官仙波少將今の天津高等學堂の一部に大修繕を加へ之を本邦人子弟教育の場所として貸
附せられ翌年本校の經營を天津居留民に移し本國より新たに教育家を聘し日本小學校令に準じたる
教育を施さしむ爾來生徒の數遂次多きを加へ校舍狹隘を告ぐるに至りしを以て三十九年居留民教育
費負擔者大會に於て校舍新築を決議し寄附金を募集して工事に着手し四十年落成せり本校の敷地建
築物其他新築に要したる費用は約二萬五千圓なり本校經常費年額は約四千元にして居留民間に於て
之を負担す現在生徒數は約九十名にして尋常科四學級高等科四學級なり訓導四名内一名校長を兼ぬ
二、英國租界に於ける天津小學校 明治三十八年十一月英人子弟教育の目的を以て之を開設し英
國租界學校委員會之を管理す教員四名生徒約四十名經費は三十九年度に於て九千七百元を支出せり
三、佛國租界に於ける天津小學校 明治三十二年十月佛人子弟教育の目的を以て佛租界内に開設

す教員八名生徒五十六名なり

第九章 軍衛 軍隊及學校

第一節 軍衛

一、訓練處

訓練處は本省直轄師團の軍事を總轄する所にして天津河北に在り
 訓練處には兵備處 參謀處 教練處を置き業務を分掌す
 兵備處は本省管轄師團一切の軍政事宜を掌管する所、分て考功籌備軍 需務執法の五部とす
 參謀處は本省一切の防守及用兵事宜を掌管する所にして分て謀略 調查 運輸 測繪の四部とす
 教練處は本省各軍各學堂の教育事宜を掌管する所にして教育校兵海防の三部に分つ

二、陸軍糧餉局

陸軍糧餉局は本省管轄師團一切の糧餉事務を掌管する所にして天津にあり鹽運使之が總
 辦と爲り其業務上常に兵備處と連絡す
 局内に製造官司糧官司餉官を置き事務を分掌す

製造官は棉林被服の採買製造を管理す
司庫官は糧秣等の貯蔵を管理す
司餉官は金銀等の出納記帳を管理す

三、軍械局

軍械局は保定府に在り本省管轄師團一般の軍械事務を主管す而して執務上常に兵備處と連絡す
局内に査械官司庫官を置き業務を分掌す

査械官は軍械を考査し其修理を監督す

司庫官は武庫を管理し軍械の收支を掌る

四、陸軍轉運局

陸軍轉運局は天津に在り本省管轄師團一般の人馬及軍需諸品の水陸運輸事務を主管する所に
して執務上常に兵備處と連絡す

第二節 軍隊

直隸省に屬する常備軍は第二及び第四の二個師團より成る

第二師團は師團長馬龍標之を率ひ遼安、永平及撫寧に分駐す而して其師團司令部は遼安に在り

第四師團は師團長吳鳳嶺之を率ひ馬廠及小站に分駐し師團司令部は馬廠に在り

第三節 學校

直隸省の直轄學堂は陸軍小學堂のみにして保定府及其附近姚村の二ヶ所に分置す

學生は直隸省内各州縣より試験の上採用す但し現今の學生中には武備學生より轉入せしめたるもの
多し學生の現在員は保定、姚村を合して四百二十一名にして修業期は三年卒業の上は將來設置せら
るべき陸軍中學堂に入學するものなり

學科を分て日文獨文英文佛文の四科とし日文科は學生九十八名獨文科は百十三名英文科佛文科は共
に百〇五名あり

第十章 各國駐屯軍

第一節 駐屯軍の起因

明治三十三年六月十一日日本公使館書記生杉山彬北京中門外に於て清兵に害せらる同日獨逸公
使フォン、ケットレル勿總理衙門に赴かんし途次清兵に殺せらる同日各國公使館包圍攻撃を受

く次で北清在住諸外國人は拳匪及官兵の爲めに或は殺害せられ或は侮辱を被り若しくは財産の掠奪又は破壊の災に遭ひ且つ其埋葬地は汚濁を被り墳墓は發掘せられ遺骨は散棄せらる其北京に在るもの特に甚だしかりき此等事變は諸外國をして其代表者及其國民の生命財産を保護し且秩序を恢復せんが爲めに其軍隊を清國に派遣するの已むなきに至らしめたり此に於て聯合軍は太清より上陸し清兵を擊破し八月十四日北京に到着せり清國謝罪をなすに及んで列國は事變の再發を防止せんが爲めに必須缺くべからざる條件の一として首府海濱間の自由交通の維持並に公使館護衛の爲め各國より所要の軍隊を北京天津及山海關に駐屯せしむるの議を定めり之れを清國駐屯軍存在の起因となす其成立は實に明治三十四年六月及七月の交にあり

第二節 任務

駐屯軍は公使館領事館及自國臣民を保護するを以て其任務となし首府と海濱間の自由交通を維持するを以て其目的となす

第三節、兵力及異動

明治三十四年四月「ワルデルシー」元帥の統率の下に開かれたる會議に於て駐屯軍の兵數を左の如く

定め他は同年九月十七日を以て北京より同九月二十二日を以て左表の地點を除き保定其他直隸省の諸地より撤兵せり

備考	第一期駐屯兵										過渡の時期
	日本	英國	米國	獨逸	佛國	露國	埃國	伊國	計	北京	
一、滿洲は山海關に三百人を置くことを同意せしめて任意一、四〇〇人を撤けり 二、塘沽以下は北京海濱間の保護維持兵なり	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	北京
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	山海關
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	天津
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	塘沽
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	黃村
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	郎房
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	楊村
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	軍糧城
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	蘆台
	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	唐山
500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	滦州	
500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	昌黎	
500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	計	

聯合軍總指揮官「ワルデルシー」元帥は第一期駐屯兵期間に於て其職を罷めり爾後各國軍は高級古參者を中心とし其指揮官の協議を以て協同第一の動作をなすこととなれり

○伊 國

- 一、陸軍中將
フオン、レッツセル
 - 二、陸軍少將
フオン、ロールシャイド
 - 三、陸軍大佐
ベッツェル(後少將に昇進)
 - 四、陸軍少佐
フォルプレヒト(後中佐に昇進)
 - 五、陸軍少佐
フオン、バルフス
- 伊 國
- 一、陸軍大佐
カリオン
 - 二、陸軍中佐
ナ、サルサ
 - 三、陸軍中佐
アメグリオ (後大佐に昇進)
 - 四、海軍少佐
リカルド、シブリアニ
 - 五、海軍少佐
ブ、リムカ
 - 六、同 大佐
ダニエル、ペドモンター
- 露 國
- 一、陸軍大佐
グリーンスキー
 - 二、陸軍少將
ウオガツク

○奥 國

- 三、陸軍大佐
- 四、陸軍大佐

ナ、オゴルドニョック
コロニロフ

○米 國

- 一、海軍少佐
- 二、海軍少佐
- 三、海軍少佐
- 四、同 大尉
- 一、陸軍少佐
- 二、陸軍大尉
- 三、陸軍大尉
- 四、陸軍大尉
- 五、陸軍大尉

イヌ、シエヴアリア、トロドコースキー
フオンブリューゲル
フオン、メーゲルンホーヘンベルグ
セーシナル

エ、ビー、ロバートソン
イー、ダブルユー、ブルユースター
ハーレー、レー
ウキリアム、クリフソオード
エム、ギューリツク

第十一章 行政司法機關並に監獄

第一節 行政機關

第一 元以後に於ける地方制度

清國現今の地方制度は蓋し元朝に始まる元の中國を一統するや地方官廳の權力を増大し殆んど獨立の行政を施行し中央政府と相並で地方の政務を統轄せしめたる結果極端たる地方分權の制度を樹立したり即ち全國に十行中書省を置き各行政事務を統轄せしめ省の下に路州縣を置き毎省に丞相一人平章一人左右丞各一人參知政事二人若しくは一人郎中員外郎都事各二人を置き屬官には檢校照磨管勾理問及副問ありて錢糧兵甲漕運及軍事に關する事を管領し路には總管府を置きて道嚕噶齊一人總管一人都察院同知中判官各一人推官二人經歷一人知事一人照磨一人教授一人等ありて行政司法事務を管し州には道嚕噶齊州尹同縣判官等あり縣には道嚕噶齊縣尹縣丞縣簿縣尉典史あり此外路に都轉 運鹽使あり専ら鹽務を辦理して國用に資し重要視せられたり

明に至り初世は元の遺制に倣ひ行中書省を設けて平章政事左右丞參知政事等の官を置きしが

洪武九年に改めて左右布政使參政參議を設け屬官には經歷都事照磨檢校司獄あり布政使は一省の政令を掌ると雖も別に按察使都指揮使あり布政使と共に鼎立して一省の統治に任せり即ち按察使は司法事務を掌どり其下に副使僉事あり屬官に經歷知事照磨檢校司獄あり都指揮使は専ら軍事を總轄し同知僉事之を輔佐し屬官に經歷都事政事吏目司獄等あり又路を改めて府となし知府同知通州推官あり屬官には經歷知事照磨檢校司獄あり州に知州同知判官あり屬官に吏目あり縣に知縣縣丞主簿屬官として典史あり府州縣は布政按察兩使の下に屬し其數計を受けて司法行政の事務に任じたり

現朝に及びても尙前朝の遺制により官制を定めしも都指揮使は之を廢し布政按察の二使のみを存し其の上に 巡撫を置き又た統ぶるに總督を以てせり其行政區劃は概ね明政に倣ひしも明朝にては京師及南京の所在地に布政使を置かず中央政府の直轄となしたるを改め京師所在地を直隸省とし南京所在地を江蘇安徽兩省に分ち督撫以下の地方官を置きたり

天津の地は元代大都路の 涿州武清縣海津鎮及滄南路的 滄州朔海縣に分屬し明朝に及び 順天府武府河間府靜海縣 滄州天津衛の分治となり天津衛は永樂二年に始めて置かれたる者にして左右中の三衛となす當時天津は軍事上必要の區と認められ三衛に三指揮使司を設け都指揮使一人都指揮同知二人都指揮僉事四人を置き經歷都事斷事副斷事吏目司獄倉庫草場大使等を屬官

とし一方の軍政を掌り各其衝を率ひて兵部に隷せり其他千戸所には千戸副千戸鎮撫百戸所には百戸總旗小旗等あり共に守備に任せり萬曆二十五年始めて天津に鎮撫官を置き地方發虎軍務員の名あり其後天津は益々咽喉の重地となり遂に督餉部院を設け崇禎十三年には天津城に守營を設けたり

又明代天津に設けられたる講官は督餉屯田天津の三道儒學府の教授教諭訓導及び同官清軍副知管同通判兵餉推官屯田推官等なり

清朝に至り初めは天津衝を置きしが雍正三年改めて州となし同九年府を設け州を改めて縣となし以て今日に至る

第二 直隸省地方官衙

直隸省内に於ける地方官衙の天津に關係あるもの、系統は左の如し

- 直隸布政使衙門
- 直隸按察使衙門
- 直隸提學使衙門
- 直隸總督衙門
- 長蘆鹽運使衙門

海關道衙門

天津道衙門 天津知府衙門 天津知縣衙門

新設各官廳局所

一、直隸總督衙門 本衙門は天津市内河北金橋橋北にあり督院又行臺と稱す直隸總督（正一品）此に駐す初め順治五年直隸山東河南總督を設けしが同十六年に之を裁撤し同十八年直隸總督を置き康熙四年又之を裁撤し雍正二年直隸巡撫を改めて總督とし保定府に駐せしめ同治九年直隸總督として通商大臣を兼ねしむるに至り始めて天津に移駐せり最高級の地方長官にして其職權の主要なるものは奏摺咨請の權、省例制定權、管内文武官の監督及任免權、北洋常備軍節制權、會計上奏及藩庫監督權、第四審裁判權、外國と交渉の權、教育行政及學堂監督權等とす

直隸總督は行政長官及軍務司令官たるを以て其職務極めて繁雜なるも官制上何等の補助機關を有せず故に幕僚を置きて庶般の事務を處理せしむ其主なるものは左の如し

- 中軍 一名 督標即ち總督部兵の司令官にして中軍營務處を統督す
- 副將中軍 一名 中軍を補佐す佐官相當官を以て充つ
- 文巡捕 五名 司法行政に關する秘書官多く候補知縣を用ふ
- 武巡捕 五名 軍事に關する秘書官多く尉官を用ふ

侍者 戈什と稱す多く青年士官を以て之に充つ

監印 一名 總督の印を管理す幕友を以て之に充つ

收呈委員 一名 管内軍民人の訴状を受理し總督に送する事を掌る幕友を以て之に充つ

幕友 約廿名 總督の帷幕に參し諸般の事務を處理す

二、直隸布政使衙門 本衙門は藩臺又は藩司と稱し省城保定府にあり其長官を承宣布政使

(從二品)と云ふ一省民政の重官にして其實權甚大なり直隸布政使は清初之を設けず直隸守道を以

て錢穀の事を總司せしめしが雍正二年改めて布政使となす其職權の主要なるものは、一、省内の財

政を掌り、二、戶口調査を報告し、三、政府の命令を宣布し、四、道知府以下文官を監督任免し、五、一般

の政務に參與し、六、裁判事務に干與す

布政使は補助官として左の各官を有す

經歷 一名 文書を掌る

理問 一名 訟獄を掌る

庫大使 一名 貯藏等の事を掌る

其他幕友を置くこと總督衙門に同じ

三、直隸按察使衙門 本衙門は臬府臬臺又は臬司と稱す省城保定府にあり直隸按察使(正三

品)其長官たり布政使と相並び總督に直隸する地方司法の重官なり清初此官なし直隸巡道刑名を總理せしが雍正二年に至り改めて按察使とす其主要職權は、一、省内民事々々の裁判、二、縣傳管理、三、大計の考察官、四、一般政務參與等なり

按察使は左の補助員を有す

經歷 一名

其他幕僚を置くこと布政使に同じ

四、直隸提學使衙門 本衙門は天津河北にあり提學使(正三品)其長官たり光緒三十一年提學

政を廢して本省を設く直隸總督の制節を受け一省内の教育行政を掌り學務を統轄し専ら新設

各學堂事務を總理す提學使の執務所を學務公所と云ひ總督專門實業普通圖書會計の六課に分かれ

各教育行政事務を分掌す學務公所には左の職員あり

議長 一名 提學使を補佐し學務に參畫し總督の諮詢に應ず

議紳 四名

課長各一名。副課長各一名。課員各三名以下。各課所定の事務を掌る

省視學六名 縣視學每州縣一名 省視學は提學使の命を承け各府州縣の學校を巡視し

縣稅學は州縣内の學務總董を兼ね一地方の學務を辦理す

五、長蘆鹽運使衙門 本衙門は又鹽運司と稱す天津市内北大街食門口對過胡同後にあり長官を鹽運使(正三品)と稱す本使は明制を襲用し來りたるものにして乾隆四十三年以後天津府に駐す直隸總督の命に違ひ長蘆一帶に於ける鹽務を總轄するものにして鹽專賣所の收入長官たり其補助官及分遣官屬官左の如し

運同 一名

運判 一名

分可管内の鹽務を掌る

經歷 一名

知事 一名

事務官にして本衙門に在勤す

廣濟庫大使 一名 會計及存貯鹽務を掌る

其他批驗所大使及場大使十名あり管轄各地にありて鹽務を掌どり取締に任す

六、海關道衙門 本衙門は天津城北金鋼橋北にあり海關道(正三品)此に駐す同治九年通商大臣を裁撤し之を天津に設け專官となし中外交渉事件及び海鈔兩關の稅務を專管せしめしに始まる本道は總督の委任を受け海關鈔關及釐局を監督し一省の通商事務を掌どり管轄地域内に於ける各國との交渉事件を辦理す本道は官制として管轄内府州縣に駐任する左の各官を監督し關務其他を

處理せしむ

理事同知

一名 府に屬し所在事務を掌る

理事同判

三名 州に屬し所在事務を掌る

巡檢

十二名 府州縣に屬し警察事務を掌る

海關道は北洋全軍翼長海防兵備道の兼職を有し海防上に關する軍務を兼管す

七、天津道衙門 本衙門は天津城内東大街にあり其道員の官名を分 巡直隸天津河間等處地方兼河務兵備道と云ふ 順治年間兵備道を設け雍正四年河道を改め南運河を總轄せしめしが同十一年之れを 巡道に改め河間天津二府十八縣の錢穀刑名を管轄し河務を兼官せしむ今の天津道即是なり其主要職務は、一、地方彈壓、二、管内事務監督(府縣所管の錢穀刑名其他一切の事務を巡視監督す)等なり

八、天津知府衙門 本衙門は天津城北門内大儀門内にあり天津知府(從四品)此に駐す清初天津は天津衛と稱し雍正三年改めて州となし同九年始て天津府を置き知府を此地に駐せしむ府は省内の最大行政區にして知府は其長官として管内一切の政務を統轄し下級官廳の事務を指揮監督す其主要職務は租稅事務、裁判事務、警察事務、教育事務、州縣廳の監督等なり

天津知府は幕友書吏をして有らゆる事務を處辨せしむる外官制として左の補助官及屬官を有す

副知府にして一は天津(城内西大街鼓樓西)に一は太沽に駐す

副知府補にして一は蘆台に一は楊村にあり

經歷兼司獄 一名

教授訓導 各一名

巡檢 一名 蘆台に駐す地方警務を掌る

九、天津知縣衙門 本衙門は天津城内水月庵南馬路にあり天津知縣(正七品)此に駐す雍正九年

州を改めて縣と爲し始めて茲に知縣を置く知縣は眞正の牧民官にして親しく人民の上に立ち一切の

行政司法事務に任ずるが故に地方の利害休戚は實に其一身に懸れり其主要職務は裁判事務、租稅徵

收事務、警察監獄事務、教育事務、賑恤事務、莊鎮の監督、水路事務等なり知縣は極めて繁忙なる

事務を有するが故に吏戶禮兵刑工庫倉招の九房に分ちて經書詩書抄書估書散書等の書吏を

して分掌せしむ此外官制として左の補助官を有す

管河縣丞 一名 河務を主管す

減河主簿 一名 引水の河務を主管す

巡檢 二名 警務を掌ると一は舊沽一は西沽にあり

北倉大使 一名 北倉に於ける穀倉保管及出納を掌るとる

楊柳青縣丞管 巡檢事 一名 該地方の警務及驛傳を掌るとる

典史 一名 警務監獄事務に任ず

教諭 訓導 各一名 教育事務に任ず

第三 新設各官廳局所

光緒廿六年北清事變の際各國聯合軍は天津に都統衙門なるものを設置して臨時の施政をなし清國の習慣を參酌して東西文明國の政治方針によりて善政を施し地方政治の模範たらん事を務めしが光緒廿八年七月遂に數多の條件を附して直隸總督と遼陽問題を訂結し茲に清國領土の一部は再び本國統治の下に歸するに至れり爾來時の總督袁世凱は都統衙門の施設に係る警察工程衛生監獄稅務等の新事業の内容に若干の變更を加へて之を繼承し又所要に應じて別に多くの新官衙を設立したり此等は大清會典所定以外の官廳にして前記諸衙門とは自から趣を異にする所あれば別に款を改めて記述し兩者の混同を避けんとするなり

第一、天津市内外及附近の警察機關

光緒二十八年七月直隸總督は天津還附を受くると共に警察機關を繼承して天津警察總局なるも

のを二所に設立し又直隸准軍兵二營を巡警に假裝せしめて天津に入れて天津河北一帶地を所轄とする

是に於て天津城内外に三個の獨立巡警總局あり執務上各種の弊害續出するを以て城内二所の總局を合して南段巡警總局とし河北にあるものを北段巡警總局とし全然兩立を以て今日に至れり

甲、南段巡警總局 本局は市内金湯橋河西にあり分ちて警察、四郷警察、捐務、工程の四科とし一人の總辦之を統轄し各科に提調一名を配置して諸般の事務を補助辦現せしむ

- 一、警察科 幹部に左の職員あり
- 總辦
- 提調 一科の事務を指揮監督す
- 監督 警察執行事務一切を監督す
- 總理員 總局全般の會計事務を掌る

本科は更に左の諸分科ありて事務を分掌す

- 值日所 發審科 秘書科 籌備科 積查科 救濟科 交沙科 醫官科 探偵隊
- 樂隊 什操科 差遣隊 備差隊 水上警察隊 騎馬巡警隊 消防隊

本科は其管區(天津城を中心とし東は填國租界西北は土塘南日本租界に至る一帶地)内の各所に巡警局及分局を設く

二、四郷警察科 光緒卅一年天津一縣下に於ける舊設保甲制度に代りて設けられたるものにして獨

立官廳なりしが同年六月本總局に合併せられたり其行政區域は天津縣の行政區と同一なり

三、工程科 工程總局と稱せしが光緒三十二年本總局に合併す道路橋梁河床浚深護岸等を掌る

四、捐務科 光緒三十二年本總局の一科となる天津市全體の家屋稅、營業稅、車稅等を徵收することを得る

乙、北段巡警總局 本局は河北買家口にあり其組織は全然准軍制にして一千名の兵を四哨に分ち都司(大尉)守備(中尉)等を以て各哨長とし之を統ぶるに遊擊(少佐)を以てす而して各哨を北段巡警分局と稱し其警察事務執行に關しては細大となく南段巡警總局の定めたる諸規則に準ず管轄區域は天津土塘内に於て南段巡警總局の管轄に屬せざる部分なり

第二、天津衛生局

本局は河北大王廟にあり都統衙門より繼承したるものにして口下總督に直屬し總辦提調、醫官委員、巡捕等の職員ありて天津城内外の衛生醫治太清港の船舶檢疫關内鐵道の汽車檢疫、天津育黎堂(貧民乞丐等の患者を收容施療する所)天津婦嬰醫院の管理時疫醫院等に關する事務を管理す

第三、北洋官報局

本局は河北獅子林にあり光緒廿八年八月の創設に係り總督の經營する所にして總辦提調文案收

支委員庶務委員販賣委員各一名編輯長一名記者若干通譯二名技術顧問二名(日本人)各種印刷匠八名(日本人)の職員あり(官報に關しては本誌官報の條を参照すべし)

第四、長蘆直隸各岸緝私總局

天津にあり光緒卅年の創立に係り長蘆鹽運使に屬す北清事變後長蘆一帶の鹽政府預し鹽運使の收入著しく減少したりしも鹽運使衙門は此を救済する能はざりしを以て茲に特別なる鹽政に關する警防機關を設立し壯丁を募集して三營を編成し鹽捕營と稱し各地方に設けたる六所の緝私分局に配屬せしめ該地一帶の鹽務警察事務を執行せしむ總局には總辦提調文案委員會計委員各一名稽查委員若干名の職員あり

第五、永七鹽務局

天津にあり北清事變後直隸省の財政困疲したるを以て之れを救済せんが爲め諸般稅源の整理加徴を爲したる際長蘆鹽運使の管轄以外直隸省永平府の一州六縣の鹽政を總督の直轄となして經營せしむるの目的を以て光緒廿八年設置したるものなり其行政に關しては長蘆鹽政と大同小異なり本局には總督提調文案各一名收稅主任二名稽查主任一名庶務主任一名司事書記若干名あり

第六、天津府自治局

本局は天津府衙門内にあり光緒卅三年九月地方制度改革の上諭を遵奉して設立せるものにして地方自治制準備の爲め各國の制度を參酌し當地の民情風俗に準じて制定したるものなり本局には法制調查文書庶務の四課を置き管理二名參議三名法制課員三名其他の課員各二名書記若干名ありて事務を分掌す

第七、北洋籌款局

天津にあり直隸の財政救済の爲め財源を發見する機關なり其範圍一定せざれども光緒二十九年創立以來着手したる事業は酒釀稅烟草稅及鴉片稅の徵收なり本局には總辦提調各一名文案二名收支委員三名稽查委員若干名巡捕若干名あり

第八、北洋銀元局

本局は河北寶家大橋北馬路にあり前總督袁世凱北洋銀貨鑄造所を改めて北洋銀元局と稱し銀貨を鑄造せしが光緒三十一年戶部(今の度支部)天津に造幣廠を設け専ら銀貨鑄造に着手したるを以て本局は銅貨の鑄造に従事したりしが翌年戶部に合併せられ戶部造幣分廠と改稱す但し本局鑄造

銅貨の餘利は直隸公債償還基金たるを以て其關係消滅迄は直隸總督管掌の責あり本局には總辦一名會辦二名文案一名收支委員三名總稽查一名總監工副監工各一名管庫主任石炭庫主任各一名其外各種委員技師等若干名あり

第九、洋務局

本局は總督衙門内にあり光緒二十四年各將軍督撫は各國交涉事務大臣を兼任したるを以て直隸總督は天津駐紮各國領事等との交渉事務を處理する爲め光緒二十六年洋務局なる一局を設置したり然るに翌年該兼任を解かれ同時に督撫は所轄地に於ける外交事務は其職權として處理することとなり時の總督袁世凱は光緒二十八年該局を復興せり而して實際職權を以て外交の衝に立つものは海關道にして洋務局の實質は總督及海關道の外交諮詢所たるに過ぎず本局には總辦一名會辦無定員提調一名文案三名收支委員一名差遣委員若干名通譯若干名あり

第十、天津建造總局

本局は河北賈家大橋にあり光緒二十九年の創設に係り天津河北新市街に於ける官設家屋建築を經營監理する處にして總辦提調文案會計委員各一名圖案委員、監工委員、書記各若干名あり

第十一、北洋文報局

總督衙門内にあり總督衙門より上下各官廳に發送する公文書類を遞送する處にして總辦一名提調二名文案庶務會計及發送委員受信委員各若干名を置き事務を分掌す

第十二、賑撫局

本局は城内東門内にあり直隸總督の直轄に屬する貧民救濟所なり總辦提調以下各委員事務を分掌す北清事變の際貧民救濟したるを以て本局は別に平糶局なるものを設けたり

第十三、天津鈔關總局

本局は市内北馬路にあり内地關稅及民船稅を取扱ふ所なり元來内地稅關は天津海關道の權限に屬すれども北清事變平和條約の結果内地關稅の幾分は海關稅と共に清國の賠償金に對する擔保となり其經營は總稅務司の手に歸したり本局には委員長總辦提調各一名洋委員十三名委員及司事七十四名あり(本局の管掌事務に就ては本誌稅關の條に詳述せり)

第十四、釐捐總局

天津北馬路にあり進口出口落地の貨物に對し釐捐稅を徵收する所にして天津海關道其の督辦となり其の下に會辦總稽查文案收支委員會計係各一名ありて事務を分掌す水陸要衝の地には分

局を設け委員を派し巡丁を附し之を經理せしむ

第十五、清丈總局

城内鼓樓西大街天津河防同知衙門内にあり天津府屬一州六縣に於ける官民地及荒蕪地寺廟地等が永年丈量調査を失したると近くは北清事變の際地券を失ひたる者續出したる等により地域分界明瞭ならざるに至りたるを以て天津道は特に本局を設けて土地整理を爲さしむる事となれり其管理は天津道兼任し天津知府及天津河防同知を以て總辦とし書記若干名事務を分任す

第十六、工藝總局

東門内にあり直隸省内に於ける一切の工藝振興の爲め諸般の畫策をなす處にして局務は一定の範圍なし其組織は總辦一名會辦三名提調一名司事書記若干名各事務を掌る(第十五章第二節參照)

第十七、天津郵政總局

佛租界にあり郵政總局は全國に三十四あり各一地方の郵便事務を管理し北京に郵政總本部ありて之を統轄す總局は所轄地域に分局又は代辦分局を設け該地方の郵務を取扱ふ郵便は總稅務司の兼轄に屬するを以て局員には稅關の雇吏を使用す(第六章第一節參照)

第十八、天津電報總局

城内東門内にあり直隸總督督辦電政大臣となり北洋一帶及東三省を管掌す天津電報總局は其所轄管區の電政を經理する機關たりしが光緒三十二年郵傳部の管下に歸せり本局は官電のみを取扱ひ公衆一般の電報は天津電報局(佛租界にあり)をして取扱はしむ總辦會辦提調司事技師工程師等の職員あり(第六章第二節參照)

第十九、天津海關

英租界バンドロードにあり清國は稅務司を各開港場に置き輸出入の貨物に對し課稅す之を海關又は新關と云ふ全國を十八管區に分ち總稅務司を北京に置き之を監督せしむ天津海關は大清河より山海關迄を管區とし天津海關道之を監督す然れども實權は總稅務司以下備吏員にあり(第十七章稅關の條參照)

第二十、關内外鐵路總局

露國租界老龍頭天津停車場にあり直隸總督鐵路大臣を兼任して之を主宰せしが光緒三十二年郵傳部の管掌に歸したり本局經理の鐵道は京津鐵道榆津鐵道關外鐵道とす本局には總理總辦會辦技師

課長各一名保線課員五名汽車課長運輸課長建築課長山海關造橋廠長新河材料廠長客車貨車製造廠長會計課長鐵道學堂長庶務課長醫務課長電信課長法課長各一名の職員あり

第三十一、電線巡警隊

其本隊は天津老龍頭停車場内にあり北京山海關間七百餘里の清國電線及電話線の保護及修繕に任ず光緒卅一年七月の創立に係り日下便宜上南段巡警局の管理に屬す電線巡警隊長巡長各一名巡警三十二名あり

第三十二、鐵路巡警局

本局は北京朝陽門外京津鐵路停車場構内にあり光緒二十八年關内外鐵路が清國政府に還付せらるゝや時の鐵路督辦直隸總督袁世凱は該鐵路治安保持の爲め直隸海軍兵二千名を各停車場に配當し之を鐵路巡警と稱し専ら警務事務を執らしめたり然るに該巡警はもと警察の何たるを解せざるものなれば諸種の弊害續出し遂に光緒三十二年を以て之を撤し更に保定の陸軍第三鎮より選拔して鐵路巡警に必須なる事項を教授したる歩兵一百名と天津警務學堂鐵路巡警科卒業生とを以て編成し之を北京山海關間の各驛に配置したり此組織は一種特別のものにして郵傳部の管轄を受くるものに非らず又關内外鐵路總局の支配にも屬せず全く關係遠き天津南段巡警局の統轄下にあるなり

り是れ一時の便法に出でたるものなれば早晚正當の改更あるは必然なり

第三十三、天津商務總會

市内北馬路に開設す本會は恰かも我が商業會議所に類する性質を有し在天津商業家の機關たり以前は天津商務公所と稱し天津有数の紳商三十六家の集合團體にして天津商業の興廢を左右し得るの實力を有したる爲め代々の總督並に其他の地方官に重視せられたりしが光緒三十年商部發する所の奏定商會簡明章程に違ひ其名稱及組織の内容を更めたり天津は北洋通商の要衝なれば官民共に商工を重んじ加ふるに本會は天津の富豪紳商を組織せるを以て餘勢は直接間接に總督以下の爲政に干渉容喙し新舊各官廳も地方利害問題に就ては皆其意向を確めたる後にあらざれば着手せざるの有様なり而して近來に至りては其分限を超えて訴訟事件にも干渉し民事商事に關しては殆ど第一審裁判所たるの觀あり本會は會員互選を以て左の役員を置く

- 總理 一人 本會一切の事務を統轄す
- 協理 一人 總理を輔佐し會務を處理す
- 坐辦 一人 總理協理の指揮を承け會務を處理す
- 文牘 二人 文書に關する一切の事を分掌す

會計 二人 會計事務を分掌す

庶務 二人 庶務を處理す

致査 十人 商況及訴訟事件を考査す

評議員 十人 本會事務に關し評議を爲す如くに
は總理の召集に應じて評議をなす

書記 若干人 上席役員の命を承け會務に従事す

本會は其實質よりすれば行政官廳の部に編入すべきものにあられども前述の如く準官廳たるの實を有するを以て特に茲に掲げたり

第二十四、招商局

其本局は上海にあり國內橫濱の各開港地に支局を設く當地佛租界にあるもの亦其一なり該局は同治二年故直隸總督李鴻章の提議により創立したるものにして海運に於ける清國唯一の機關たり創設趣旨は南省より糧餉を北京に輸致するの便に供し且つ一朝有事の時は軍事上の機關となすにあり故に官商合辦の株式組織にして官商の株主より各人員を選出して局務を經理す其官より出づる重なるものを總辦又は會辦とし商より出づる者を總董又は副董とす而して之を統轄するは代々の直隸總督なりしが光緒三十二年郵傳部設立以來該局統轄は該部の權内に移れり然れども其監督權は尙直

隸總督北洋大臣として之を有す資本總額四百萬兩近年に於ける收支狀況は年收入約三百五十萬兩に對し支出約二百五十萬兩なり株主は一割乃至一割二分の配當を受く該局所有汽船は大小合せて三十九隻あり

第二十五、工部局

河北三岔河口にあり度支部の直轄にして直隸通永道官の監督に屬し天津の各河筋を往來する民船に對し船籍税を徵收する外該河筋により輸出入する竹料木料に對し一定の課税をなすものにして其職員は通永道より委員又は司事を各分局に派遣して之を經理せしむ現今天津縣境内には六分局あり

第二節 司法機關

現在天津に於ける司法は新舊兩法の過渡時代にありて頗る混雜を極め其新法と稱するものも試辦に係るを以て先づ從來百餘年間行はれ來りたる舊制を説き而後新法に移り兩者の混同を避けんことを期す

第一 舊制裁判所

清國裁判所は分ちて通常及特別の二種と爲す通常裁判所は普通行政區劃内に於て一般人民に對する

裁判權限を有し幾多の審級を分ち中央政府裁判所終審に終るものにして其審級は總督以下の行政階級と殆んど相應す特別裁判所は通常裁判所に屬せざる特別の人特殊の犯罪に關し設くるものにして皇族宮廷の官吏旗人等を裁判する機關なり又特種之地にて特別の裁判所の特別方法を以てするあり今天津の司法に關係ある通常裁判所を左に説述せん

一、第一審裁判所 最下級の地方官廳に屬するものにして天津縣衙門是なり其長官たる知縣は裁判官として獨任組織なるを以て刑席幕友をして一切の刑事事件に就き立案審議せしめ又録殺幕友をして民事事件を審議せしめ知縣は公判庭に臨みて形式の裁判を行ふなり

縣衙門は第一審裁判所として司法の關門なるが故に民事大小の案件を審議せざるべからず即ち民事に關しては一切の裁判權を有し刑事に關しては徒刑以下は其權限に屬し流刑以上は判決の權なく又擬律の上口供を具し上司に送るものとす強盜殺人犯等重罪事件あれば第一審裁判所は上級官廳に其始末を報告せざるべからず

二、第二審裁判所 天津府衙門之に當る本裁判所も獨任制なるを以て知府自ら裁判官たるべきものにして其内容及組織は第一審裁判所と大同小異なり本裁判所の權限は、一、第一審裁判に對する上告事件(民事事件各件に就き第一審裁判所の判決に不服あるものは第二審裁判所に上告し第二審裁判所は之を受理裁判す但し刑事事件は徒刑以下の上告事件を判決するを得るも流刑以上は第一審裁判

所の擬律に對し更に擬律するの權あるに過ぎず)、二、第一審裁判所の監禁(第一審の判決及擬律不當と認むるときは再審理を命ずることを得)是なり

三、第三審裁判所 布政使府(布政使府)を以て第三審裁判所とし民事と刑事とを分屬せしむ

甲、按察使司に專屬する裁判 是省内の刑事事件を掌とる者にして其權限は、一、第二審裁判に對する上訴の裁判(徒刑以下に該當する犯罪の上訴に對して判決を與へ徒刑以上に就ては擬律權を有す)、二、第二審以下の裁判監禁、三、上級審より命せられたる事件の審査(主として秋審に關するもの)是なり

乙、布政使司に專屬する裁判 是民事訴訟事件にして其權限は、一、第二審裁判に對する上訴の

裁判、二、第二審より移送せる事件の裁判(第二審以下の裁判所は戸婚田土錢債の細故を治むるを定例とするが故に事件の細故に非ずと認めたる時は之を布政使に移す)、三、總督の下命せる事件の審査(主として越訴事件)是れなり

丙、布政使府使合議裁判 是總督の特命による事件(戸婚田土其他事件の複雑せるもの)及び官吏を被告とする訴訟事件の審理なり

四、第四審裁判所 總督衙門を以て第四審裁判所とす總督は其裁判機關として衙門内に發審所なるものを設け知府及數名の候補官吏を委員として事件を審訊せしめ其重大なるものに至りては總

督自ら司道と會審し且自ら判決を行ふ、其裁判權限は、一、流刑及死刑の擬律、二、勅命に依る事件の審訊（本省の人民が民刑事件を皇帝に直訴し若しくは中央司法部に訴出したる時は皇帝は欽使を派して調査せしめ又は總督に命じて審理覆奏せしむ）、三、上訴の受理及下級審の監行、四、軍機に關する犯罪事件及立決すべき死刑犯の處分（盜犯又は反逆事件の犯罪者にして銃器及劍等の武器を用ひたるものは警務所（軍事裁判所）に於て審理し總督の名を以て死刑に至る迄の判決を與へて處分したる後中央司法部に報告す

五、第五審裁判所 中央司法部にして北京にあり

第二 舊制に於ける裁判の管轄及監督

裁判所の管轄は之を土地と事件との二種に區分す土地の管轄は各裁判所其所屬の行政區劃を以て裁判管轄區と爲すものにて第四審裁判所即總督衙門は一省を管轄し第三審即ち布政按察二使司も亦其管區たる一省を管轄し第二審は府衙門の管轄たる各州縣を管轄し第一審は縣衙門の所轄たる一縣内を管轄し各自其管轄區を超えて裁判するの權を有せず事件の管轄は各裁判所一様ならず其管轄の最廣きを最下級裁判所とす即ち民刑一切の訴訟事件は皆其審理に屬し刑事事件に就ては流刑以上は唯擬律權あるのみ第二第三第四審亦然り而して第二審以上は固有なる事件の管轄を有せずして第二審

以下の裁判をなすに止まれり但し官吏に關する訴訟事件は刑民何れを問はず第三審に於て始めて之を審理し第二審以下は此管轄を有せず又上告事件に就ては布政按察兩使司は民事と刑事とを分管す清國にては從來行政官廳に於て裁判を兼掌するの結果其階級に應じ裁判事務を監督し下級裁判所は毎月一回其取扱ひたる事件を上級裁判所に報告するの義務あり又上級裁判所は下級裁判所の判決を不當と認むる時は再び審理を命じ又は自ら之を審理するを得擬律の場合も亦之に同じ故に裁判官は法律問題に關して獨立解決權を有する事なく上司の意見によりて左右せらるゝものと云ふべきなり

第三 訴訟手續及び受理

各級裁判所には共に檢察官及豫審制度なく總て訴訟は當事者又は第三者の申告により若しくは裁判所が職權によりて行ふ捜査逮捕によりて裁判所に歸屬するものとす

刑事訴訟

一、控告 被害者が裁判所に對して訴訟を提起するを控告と云ふ即ち告訴にして或は書面を以てし或は口頭を以てす書面を以てするを告狀と云ひ口頭を以てするを喊告と云ふ普通控告は書面を以てすべきものにして口頭は事情急なる場合に限り告狀は官の定めたる書式を用ひ正副二通を作り保證人及代書人の署名捺印を要す

- 二、首告 第三者より犯罪事實を申告するものにして舉發とも云ふ即ち告發にして其手續前に同じ
- 三、自首 犯人自ら裁判所若しくは其他特定の官廳に其犯罪事實を申告するものなり
- 四、發覺 前項の手續によらず裁判所が犯罪を覺知したる場合を云ふ
- 五、現行犯 裁判所又は特定の官部にて現行犯を取押へたる場合は犯罪の最も明白なる場合なるを以て別に説明を要せず

民事訴訟

民事訴訟に關しては訴訟繫屬の原因唯控告の一あるのみ控告の狀態は刑事と同じ

- 訴訟の受理は第一審裁判所即ち縣衙門に於てするを原則とす凡そ告訴告發ありたるときは裁判官は正當の理由なくして之を拒絶するを得ず若し理由なくして受理せざるときは一定の罰に處せらるる左に告狀不受理の制限を示さん
- 一、殺人犯罪に關して殺場の狀態兇器の種類正從犯を明記せざるものは受理せず
- 二、婚姻に關する事件にして媒酌人なきは受理せず
- 三、現に姦犯を確るに非ずして告狀内に婦女に牽連するものあるときは受理せず
- 四、贓品事件に關し贓品引渡を證明する人なければ受理せず
- 五、田土事件に關し隣地の記載なく負債の告狀に仲人保證人なく及證據を添付せざる者は受理せず

す

- 六、生員シユウメイ、醫生及婦女老幼廢疾の訴訟は抱告イサカウ即ち訴訟代理にあらざれば受理せず
- 七、盜賊又は殺人犯に非ずして被告三人以上なきときは受理せず
- 八、告狀に眞正の年月日なきものは受理せず
- 九、告狀の末尾に代書人の記載なきものは受理せず
- 十、告狀の式に合はず並に副狀なきもの及び一定の用紙を用ひざるものは受理せず
- 十一、殺人事件に關し殺傷の狀態兇器及び下手人を證明し及び告訴狀に於て記名するに非ざれば受理せず

各裁判所に於て告狀を受理するには一定の期日あり多くは三八の日に於てす此定日に呈請するを期呈キョウテイと云ふ但し事緊急に涉るものは隨時呈出することを許せり之を傳呈デンテイと稱す告狀は各衙門長官自ら正堂に出で、受付けるを定規とすれども多くは下級僚友に任ず

控狀を受付けたるときは刑事事件は刑案ケイアン、民事は親屬友友ケイニョウトウトウ之を調査し先づ裁判に附すべきものなるや否やと定め而して其裁判に附すべきものと認むるときは之を發審所ハツシヨに交付し審査して一面衙役を派し調査復命せしめ而後其事件を裁判所門前に揭示し原被告兩造に裁判に付すべきことを知らしむ若し裁判に付すべきものにあらざると認むるときは不准の二字を記して揭示す

第四 刑罰及刑の執行

刑罰には笞杖徒流死の五刑の外に枷、軍、發遣、刺字、折贖あり

笞及杖 笞は竹板を以て製したるものにして犯人服罪したる時之を以て臀部を打つ其數十より五十に至る杖は其數六十より一百に至り爾笞を以て一杖に代ふるの定期にして杖は其大さ

笞に倍す共に分ちて五等として即ち裁判官の面前に於て執行し直ちに放免するなり此刑は目下廢して贖罪の罰金及び工作の換刑となせり

第一審裁判所即ち縣衙門には監獄ありて徒刑に處せられたるものを拘禁す一年乃至三年とし分ちて五等とす此刑には附加刑として杖六十乃至百を加ふ

荒蕪瀕海の地に配流するものにして之を幽閉し無期限とし杖百を附加す距離の遠近に従ひ三等に分つ配流地は總督之を指定し押送は沿道州縣に於て之を掌る

死刑を分ちて絞斬の二種とす天津縣に於て是を行ひ絞刑は知縣若くは同知監校官となり斬刑の時知縣若くは同知監斬官となり駐劄武官會斬官となりて執行す

首枷の刑にして長さ二尺五寸幅二尺四寸の木板を用ひ之に犯罪の性質犯罪者姓名及刑期を書したる紙を貼付し晝間は衙門若くは犯罪の場所に立たしめ夜間は提刑を與へし官衙

の留置所内に置く此刑は輕微の犯罪者を懲罰する體刑と名譽刑とを兼ねるものなれども換刑として笞杖以上に匹敵することあり

又充軍 軍流と稱す流刑の較重きものにして地方軍隊の雜役に充用せらる配調の地方軍營は總督之を指定し尙陸軍部に知照すべきものとす

軍刑は附近、近邊、遠邊及烟瘴の五等に分つ今直隸省のものを示せば左の如し

附	近	近	邊	邊	遠	極	遠	烟瘴
山東、山西、江	山西、江	山西、江	湖南、湖	湖南、湖	陝西、浙	陝西、浙	浙	廣東
東、湖、廣、陝、西	廣、陝、西、浙	江、南、湖	南、湖、廣	南、湖、廣	西、浙	西、浙	江	東

發遣 充軍と同性質のものなるも官犯に之を適用せらるるもの、如し

新疆黑龍江の如き最遠境に發遣せられ所在兵營内に於て軍務雜役に使用す其場所は總督之を定め陸軍部に知照す

附加刑として行ひしものなるが目下は之を廢せり

折贖 折は一刑を以て他刑に換ふるの法にして贖は金錢を以て罪を贖ふの方法なり

第五 新制裁判制度要説

前總督袁世凱は從來の司法機關の不備を憂へ光緒卅二年法政大臣沈家本が纂修奏請したる刑事民事訴訟法に則り之を酌議して一の審判規則を釐定し光緒卅三年より天津府屬地に之を試辦せり該法は舊制と其趣を異にし司法行政の區別を訂め裁判權の獨立を認めて舊制の各下級裁判所が上級裁判所の監督を受け判決及擬律の不當なる場合に於て再審するが如き事なく裁判官の意を以て任意裁可せしめ上司は之に關涉するの權なく唯不服者控訴の道を開き寛宥を伸べしむるのみなり又其組織に就ても獨任制を廢して合議制を採り審判官檢察官書記官の外別に會審官を設け尙ほ豫審官を置きて刑事事件の重大複雑なるもの豫審を行ひ公判を公開し又承發吏を設けて送達執行の事に當らしめ檢廳吏を設けて檢屍檢證に當らしめ司法警察吏を設けて搜索逮捕令狀及刑の執行等に當らしむる等大に面目を刷新したり

第六 新制裁判所

新制裁判所は一般人民に對する民事刑事裁判を行ふ所にして其階級四あり最下級を鄉鎮局とし第二級を地方審判廳第三級を高等審判廳第四級を大理院とす而して其審級は巡警總局鄉鎮局及地方審判廳を第一審高等審判廳を第二審大理院を第三審即ち終審裁判所とす

一、新制第一審裁判所
 一、南北段巡警總局 總局内には發審所を設け遠警罪の即決裁判をなし南段巡警總局にては北段巡警總局其他外國租界より送付せる刑事事件を受理し局内に拘留所を設け遠警罪に對する刑の執行を爲す

二、鄉鎮局(初級審判廳) 天津縣屬の警察區域を以て分割し各所に之を設く總て六あり其權限は刑事事件に關しては遠警罪及輕罪の刑符杖に該當するもの、民事事件に關しては金錢貸借及訴訟事物の價格百圓を超えざるもの、地所の境界に關する訴訟雇傭契約の訴訟旅客と客舍間及運送業者の營業等に關する訴訟なり本局には承審官檢察官書記官各一名あり但し會審官を置かず

三、地方審判廳 天津縣衙門内に暫設す會審制を採り豫審を設く本廳の權限は、一、民事事件に關しては價格百圓以上の各民事訴訟事件及鄉鎮局の管轄に屬せざる各種の民事訴訟事件、二、刑事事件に關しては鄉鎮局の管轄に係る遠警罪及輕罪事件を除くの外總て之を受理判決す其組織は廳長、刑事部長兼承審官、民事部長兼承審官各一名審判官八名額外審判官二名豫審官二名檢察官一名檢察官一名書記官四名なり

二、新制第二審裁判所
 第二審裁判所として天津高等審判分廳を置き府衙門内に設くる規定なるも目下縣衙門内に暫設す其

權限は、一、民事事件に關しては地方審判廳の判決に服せざる各種の民事訴訟事件の審理判決、二、刑事事件に關しては地方審判廳の判決に服せざる各刑事訴訟事件の審理判決及び中央司法部より咨交事件の審理等なり其組織は分廳長刑事部長民事部長各一名審判官六名豫審官二名檢事長檢事官各一名書記官六名なり

三、新制終審裁判所

第三審裁判所は大法院を以て之に充つるの制なれども目下司法部に於て暫く事務を處辨す新官制による大法院の組織は左の如し

大法院卿一名全院の事務を總理し院内に刑科民科を置き刑科に推送一名推官十四名民科に推送一名推官十名の各審判官を置き別に司直廳なるものを設け總司直一名司直四名の檢察官を置く

職權は民事事件に關しては第二審裁判所の判決に服せず上告したる各種民事訴訟事件の判決、刑事事件に關しては、一、第二審裁判所の判決に服せず上告せし各種の刑事事件の判決、二、第二審裁判所より擬律せし特別重大事件の審判、三、宗人府と會同して審判すべき重罪事件即ち皇族等に關するもの、審判是れなり

第七 新制裁判所訴訟手續及受理

凡そ民事刑事を問はず之を出訴するものは印紙發賣所にて發賣する定式の用紙を購ひ口頭又は書面を以て寫狀書記なるものに告げて訴狀を製し之れに相當の印紙を貼用するものなり

刑事に關しては檢事が探訪し訊問するもの、外控狀及び舉發狀の二種ありて原告被告の姓名職業貫籍住所年齢、控告(舉發)の事由及び本案に關する證據等を記載し之を檢事に呈出す檢事は之を收受したる後之を察檢し其重大の案件及び豫審を必要と認むるときは直ちに豫審官に送致し又直ちに公判に付すべきと認むるものは之を刑事部長に送る若し刑事部長にして豫審を必要と認むるときは部長より更に豫審官に移送し其否らざるものは承審官及會審官を指定して審判せしむ

民事に關しては原告より起訴狀を以て廳の收居處に呈送す起訴狀には原被告の姓名職業貫籍住所年齢訴訟の事由訴訟の原因判決を求むる主意如何等を記載す若し證據の契券及書類あれば之を訴狀に添入すべきなり收居處は之を受けたる後直ちに民事部長に呈し部長は訴狀を審定し直ちに審判官を指命して審判す

斯くして公判を経るの後審訊不公或は裁判の供證に合はざるもの及び法律に違背して心に甘服せざるものは判決當日より刑事事件は十日内に民事事件は二十日以内に原審判廳に上控狀を提出するを得べし原審判廳は之を上級審判廳に送りて覆審を請求す上控は級を按して控訴し越訴するを得ず犯人在監して上控するものは上控狀は監獄官より原廳に轉送す上控狀に記載すべき事項は上控人住所姓

名職業資格年齢被告の廳名不服の理由等なり

原廳にて上控狀を收受したる時は三日内に本案一切の書類證憑判決文を上級審判廳の部長に送呈し
並に原告及び被告に通知す上控を受けたる審判廳の部長は其上控例に合するや否や及理由正當なる
や否やを調査して許否を定む而して上控を准じたるときは原廳に照會し訊問すべき犯人を押送せし
め覆審す

第三節 監獄

第一 總説

清國には由來單獨の監獄制度なく各級地方官廳に於て刑直の事を兼管するを以て天津に在りては總
督衙門以下府縣衙門には各監獄を設け其處理監督は下僚の一吏に一任せり清國の刑案は人民相互間
に生ずるものは人命犯と雖も被害者の親族が告訴するに非ざれば審理せず人を殺すも金銀を其屍親に
與ふれば告訴を受けずして罪を免かるゝを得其他の犯罪も亦金銀にて刑を免がるゝを以て監獄に收
容さるゝ人は多くは無資産者にして其刑事と民事とを問はず地位資産あるものゝ獄に下るは殆んど
稀なり從て待遇の如き極めて冷酷にして在獄久しきものは癡疾に陥り死を免るゝ能はざるもの多し

天津に於ける監獄の沿革は明朝に於けるものは詳かならず現朝に至り雍正十二年天津府公署を建造
するに當り其理事同知公署に獄房六間天津府經歷公署の兼轄に府監獄十九間を設け又同年天津縣公
署を建造するに當り天津典史公署の管轄に縣監獄十九間を置きたり且天津に現存する監獄は火
津府經歷公署内の府監獄天津縣衙門内の縣監獄總督衙門附屬北洋大臣發審所の監獄南北段巡警總局
内の拘留所及び新設天津習藝所是れなり

第二 監獄の管轄區域

地方行政が其官衙により管轄區域を異にするに従ひ監獄も亦其管區によりて收容者を異にせり即ち
天津市内外に屬するもの天津縣下に屬するもの天津府下に屬するもの及び直隸省に屬するもの是なり

一、天津市内外に屬するものは其警察機關として南北段巡警總局あり拘留所を設け違警罪の即決者
及民事事件の保證人なく辨償の義務を了へざるものにして該局の審理に係るものを收容することゝ
なりしが新たに審判廳を設け新制を試行するに至りて該局の在監者は總て違警罪犯者と南北段巡警總
局にありては各外國租界より送り來る犯罪者を收容するのみとなれり

二、天津縣下に屬するものは縣衙門内にある監獄に收容するを以て其未決と既決と刑事と民事とを

間はや總て此處に收容す故に在監者の數も從つて多し且つ府の經歷公署監獄は有名無實にして自縣及他州縣の裁判に服せずして控訴したる犯人の裁判は府衙門に於てするに拘らず其拘禁は縣署内の監獄に於てするを例とせり殊に新裁判制を試行する今日に於て其地方審判廳高等審判分廳共に縣署内に暫設しあるを以て其拘禁者は總て縣署内の監獄に收容す

三、天津府下に屬する民事事の被告は各其下級廳なる州縣署の裁判を受けしもの、控訴に限り天津府に於て再審するものなれば其數多からず

四、直隸省に屬する重大の盜犯又は人命犯等にして事軍機に係り立決の死刑に付すべきもの其他北洋大臣發審所に於て受理せし民事事件の未決拘禁者は同處内の拘留所に收容す而して其既決に屬するものは之を習藝所に送り監禁す習藝所は直隸省を二區に分ち一は天津に一は保定に置けり

第三 從來の監獄

從來の監獄とは天津府縣各署内にある監獄及其他各官署内に設置せる拘留所なり即ち新設の習藝所に對し從來存置せるものを云ふ其中最重きものを天津縣署監獄とす

一、天津縣署監獄 天津縣署監獄は天津知府の監禁に屬し其主管典獄官を典史と云ふ其下に若干名の禁卒あり現在の監獄は重罪輕罪未決及女監に區別し重罪監を一室輕罪未決監を五室

とし女監は未決決犯重輕罪共に一室に收容す監内各室は三方に板床を設け晝間は之に腰掛けしめ夜間は板床の前なる板間に就寝せしむ

在權者の食料は米麥雜糧鹽菜を給するも一人一月二兩を越ゆることを得ず然れども私錢あるものは任意外部より食物を購ひ又は權内にて自炊するを得衣服は未決囚は白衣を着するも既決囚は夏は單衣上下一組冬は綿人上下一組を官給す

在權者は家郷に通信するを得但し通信文は獄卒の檢閲を経ざるべからず疾病に罹るものは醫員の診斷投藥を許し危篤のものは保證人を得て保釋することを許せり

在權者の既決囚は判決を受くると同時に兩足に鐵鎖を附せられ出獄まで晝夜之を釋解せず故に在權半年以上に亘るものは其局部腐爛し往々白骨の露はるゝを見る

二、各官署の監獄 總督衙門内發審所の監獄は男權女權の二室に分かれ南北段巡警總局内の拘留所は男權女權及民事權の三室に分かる民事權の在權者は稍寬典を與ふるの外總ての内容は縣署監獄と大同小異なり

第四 天津習藝所

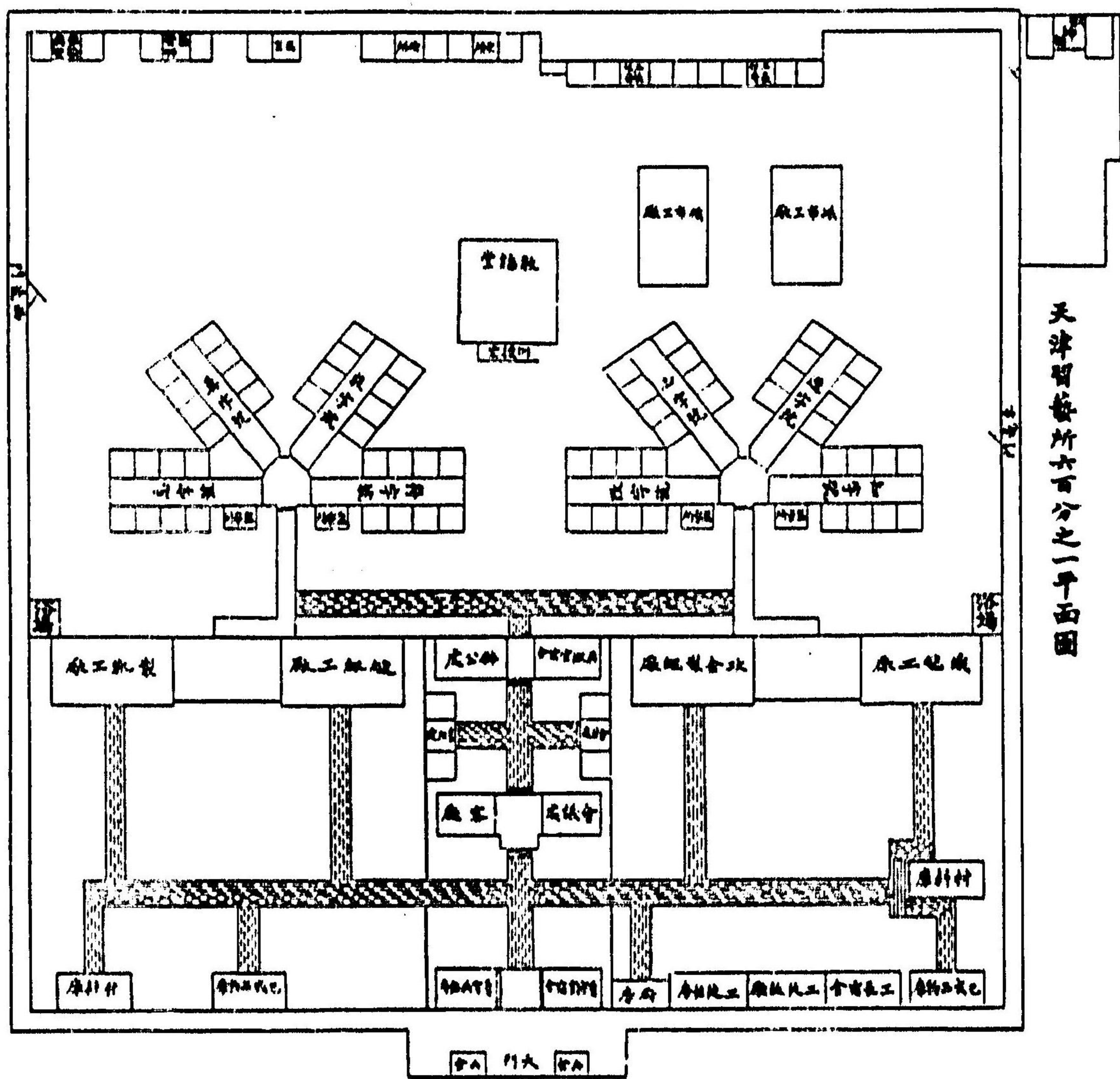
光緒二十八年山西巡撫獄制改良統一の意見を上奏したる文中刑獄を改稱して習藝所となすべし

との語あり是れ刑罰執行を以て主たる目的を爲すに非ずして囚徒に一定の職業を習得せしめ勤勉自立の成念を養成し刑期満了の後正業に就くの道を得せしめんとするものなり該上奏は直ちに嘉納せられ諭旨は各省督撫に頒布せられたり時の直隸總督袁世凱は此諭旨を遵奉し天津知府を本邦に派し獄制を調査せしめ種々の設計の上天津及保定に習藝所を建設し特種囚徒を收容し其體力及性質等に適合する工藝を授け尙教誨指導して専ら改過遷善の法を講せしむるに至れり

天津習藝所は天津市街の梅雨芥園メーユカイエンに在り境域一萬坪にして周圍には堅牢なる煉瓦塙を設く内に権房教誨室小學校工廠倉庫工藝品陳列館監禁室警務室會議室體操場其他事務室囚徒應接所工長住房炊事室傳染病隔離室工徒食堂浴室等悉く完備す光緒二十九年即工曆年六月の竣工にして建築費三萬五千餘兩に上れりと云ふ

権房は二房あり扇面形の建造にして一房四棟より成り一棟を八室に分ち一室八人を容る又別に女權あり工廠には製靴工廠縫紉工廠繩廠銅版木版紙廠織布廠あり又水道の設備あり小菜園あり囚徒之を管して野菜草花等を栽培す構内工場は悉く清潔に掃除され些の惡臭なく塙塙は二重に設けられ外壁と内壁との間凡そ一間餘あり看守兵は此間を巡邏警戒す故に衛生に資し看守に便に誘引を絶ち破越逃走を防ぐに足れり

構内の一廊に遊民習藝所なるものあり天津に於ける遊民を收容し簡易の教育を授け主として工藝を



天津習藝所構内之平面圖

習得せしめ他日正業を以て生活の途を得せしめんとする販植事業にして元と在天津官民有志者の議舉に出でたるものなるも到底民力のみにて成功すべからずとし本所の附屬となせり但し財政關係は依然有志者の手に在り廊内には倉庫工職品陳列室遊民收容室工場其他職員室等あり現在收容せる遊民は五百五十餘人あり此外將來職工長となすべき募集工徒五十人あり遊民は天津市内を徘徊せる乞丐其他の惰民を所轄巡警局にて収押へ將來改善の見込みあり且つ工業に従事し得べきものを選択押送し來るものなり遊民室は二百室あり一室六人を容る囚徒の技能あり且つ勤勉なるもの、最上工段は一ヶ月三元最下等は六十仙乃至七十仙とす而して其内六分は習藝所經費の一部に充て四分は囚徒の所得とす労働時間は午前六時起床七時就業八時朝食暫時休憩の後再び就業し正午進食し午後一時就業六時に至りて止む又八時より九時迄を教誨時間九時より十時迄を自修時間とし十時就眠せしむ但し此時間は冬季の規定なれば夏季は多少の變更あり本所收容の囚徒は普通監獄の如く一般犯罪者にあらず前述べし如く或特定の犯人を收容して工業を習得せしむるものなれば死刑に處せらる、もの軍流刑に處せられ配所に押送せらるべきもの秋審朝審によりて處断せらるべきもの及び輕微なる犯人にして刑期短きものは收容せず故に現在收容の犯人は非罪囚流刑囚にして特種の事情により減等せられたるもの及び發審所天津巡警總局等に於ける特別處分により苦工の刑に處したるもの等なり今本所に押送すべき各地方を示せば左

の如し

- 天津府屬一州六縣
- 河間府屬一州十縣
- 永平府屬一州六縣
- 宣化府屬三州七縣
- 遵化州屬二縣
- 東西南北四路同知廳
- 張家口獨石口多倫諾爾三廳

光緒三十三年二月末の調査により本所收容囚徒五百八十人に對する犯罪の種別を掲ぐれば左の如し

- 盜案 七十二人 竊案 二百十八人
- 小偷 四十六人 詐欺 三十二人
- 拐帶 六十二人 私鑄 二十九人
- 賭博 五十三人 姦案 十一人
- 翻毆 三十五人 雜案 二十二人

右囚徒中にて犯罪者最多きは小商人にして農工之に次ぎ傭工衙役車夫兵役に在りし者船夫之に次ぐ

監

下等勞働者は比較的少數なり又年齢を見るに三十歳以上四十歳迄の者最多く二十五歳より三十歳迄のもの之に次ぎ二十歳以上二十五歳迄及び四十歳以上の者最も少し
 囚徒の勤怠に關しては賞罰の法を設け獄則を遵守し作業に勉勵し且つ自ら改悛の情願著なるものには賞牌を與ふ得賞三次に及ぶときは監禁年限を酌減せらる又獄則に従はざるものには其輕重により苦工を加へ或は食糧を減給し逃走の虞あるものには鎖鍊を加ふ

本所の組織は左の如し

- 總辦 本所を統轄す
- 會辦 本所に常住して總辦の事務を補助す
- 典獄官 總辦又は會辦の命を承けて本所一切の事務を處理す
- 會計官 一切の會計事務を掌どり囚人三百名毎に一員を置く
- 看守官 看守兵を指揮監督す
- 看守兵 看守官の指揮を承け在監囚徒を警査す囚人五十名に對し一名を置く
- 教誨師 毎日曜日各監の囚徒を教誨室に集め教誨を爲す日下一名あり
- 工師 囚徒に工藝を教授す日下四名あり
- 醫師 囚人の疾病を治療す目下正醫一名副醫二名あり

本所工場に於て製作する物品は左の如し

- 縫製 製作品 絨毯 馬鞍用敷物 椅子用絨毯類
 - 衣廠 製作品 陸軍用軍衣 各官立工場用軍衣 其他雜件
 - 細麻 製作品 四五徑麻繩 三五徑麻繩 二五徑麻繩 其他雜件
 - 紙廠 製作品 西洋式封筒 西洋式書信用紙 同上清國式一切
 - 布廠 製作品 粗洋布 綿フランクナル 其他雜件
 - 銅廠 製作品 三尺長挿針 馬鞍用合扇 方合扇 札梁鐵類 其他雜件
 - 革廠 製作品 皮靴 南腰皮底靴 離皮靴 洋式皮靴 皮帶 陸軍用皮具 其他雜件
 - 木廠 製作品 織布機 經線架附屬 踏股木器 紡車 其他雜件
- 囚徒の食事は一日三回にして日の長短により時間の差異あるも午前八時菓子と湯正午粟飯汁漬物を給し午後七時の食事は晝食と大差なし其食物材料の成規は米麥雜糧鹽菜にして總て官給なり其量は服役の難易及體質の強弱により同じからず囚徒疾病の時は醫師の診斷により患者に相當する食物を給す衣服及附屬品襪其等亦總て貸與す衣服は本邦獄衣と同様なり

第十二章 貨幣及度量衡

第一節 貨幣

天津に於ける通用貨幣は支那固有の寶銀銅錢各省發行の圓銀香港銀票銀近年來各省發行の銅元並に是等硬貨を代表する預券及び一覽拂手形等と爲す

第一 寶銀

寶銀に二種あり一を白寶銀と云ひ從來紋銀十足銀と稱する者にして専ら政府に上納する或種の租稅鹽課内地關稅に用ひ普通民間に行はるゝ者にあらず其品位は俗間之を純銀と認れども其實然らず近年に至り銀質益々低下し現今に於ては好良の者にして九百八十四五位に過ぎず惡しき者は九百八十位に下る事あり要するに毎塊の品位一定せず又一塊の量目は五十兩内外にして其形は他地方の者と一様にして馬蹄形を爲す一は之を化寶銀と云ふ古法に従へば化寶銀は白寶銀に比し其品位の差千分の八なるを以て其品位は即ち千分の九九二なるべき筈なり又實際毎塊の表面に刻して九九二の文字を標識すれども其實白寶銀の品位に足らざると一般に化寶銀も亦古來の法則に逸ふて千分中上